

鹿兒島県史料

麿藩名勝考

題  
字

鎌 鹿  
田 兒  
要 島  
人 知  
事

## 序

このたび、鹿児島県史料「魔藩名勝考」（全一卷）を刊行することになりました。

魔藩名勝考は、白尾國柱が寛政七年（一七九五）に、藩内の古跡・名勝の由来や伝承などについて、書き著した書であります。神道学者の立場から書かれておりますが、記述に際しては、より考証を重んじております。

また、文化三年（一八〇六）に完成した本田親孚の「薩藩名勝志」や、天保十四年（一八四三）の橋口兼柄らの「三國名勝圖會」の先駆をなす書でもあります。本書が刊行されることによって、多くの人々に利用され、鹿児島県史についての研究が一層深められますならば、わたくしの幸いとするところであります。

本県では、鹿児島県史料として、すでに「旧記雑録追録」（全八巻）・「同前編」（全一卷）・「忠義公史料」（全七巻）・「西南戦争史料」（全三巻）を刊行し、なお現在、「旧記雑録後編」（全五巻）と「斉彬公史料」（全四巻）を継続刊行中であります。併せて御活用くださるようお願い申し上げます。

このたびの刊行にあたり、出版を許諾された東京大学史料編纂所、また終始御指導をいただきました顧問・委員の先生方、その他御協力いただきました方々に、深く感謝の意を表します。

昭和五十七年三月

鹿児島県知事 鎌田 要人

## 例言

- 一 本書は、白尾国柱の著した「魔藩名勝考」第一巻から第八巻（全）を取めたものである。
- 一 底本は、東京大学史料編纂所所蔵の写本を使用し、鹿児島県立図書館所蔵の写本によって校訂した。原本の所在は明らかでない。
- 一 原文に、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。
- 一 欠字は、原則として底本の体裁に従った。
- 一 頭注は、原則として当該箇所の間行に移したが、一部記事の文末に置いたところもある。
- 一 用字は、原則として底本の用字に従った。そのため、正字体と略体文字とを混用することにした。また一部の異体文字については、他の同字を用いたものもある。
- 一 解読困難な文字は、で示した。
- 一 原文中の返り点や送り仮名などは、原則として省略した。
- 一 原文に付されている振仮名は、特殊なよみを残して大部分は省略した。
- 一 変体仮名などは、現行の平仮名に改めた。
- 一 図版のうち、櫛原図は鹿児島県立図書館所蔵本によった。

# 魔藩名勝考目次

序文	.....	一
例言	.....	二
目次	.....	三
白尾国柱略伝	.....	八
卷一	.....	
魔藩名勝考小序	.....	一
例言	.....	二
目次	.....	四
薩摩国	.....	四
魔島	.....	八
信介村	.....	
菜摘瀑布	.....	一〇
都曇答臘	.....	一〇
蛇穴 催馬桑城 清水城 屯田	.....	一一
魔島神祠	.....	一二
伊介色神社	.....	一三
鶴丸山 諏訪神祠	.....	一四
余考	.....	一四
目次	.....	二七
智賀尾神社	.....	二七
苗代川 小山田瀑布 比志島村 冠嶽 照	.....	二七
島 薩摩渡瀬 殿島大明神	.....	二七
志奈尾神社	.....	二七
日暮里	.....	二七
白羽神社	.....	二七
司野	.....	二七
景	.....	二七
魔島八景 兼葭橋 築地 孝行橋 鶴江崎	.....	二七
多賀山 田浦六景 仙巖園十六景 洲尾	.....	二七
南林寺 神月川 常盤谷 田毛村 荒田八	.....	二七
幡宮 松見崎 青屋松原 枚聞宮 中村八	.....	二七
景	.....	二七
卷二	.....	

櫛野

挹前……………三四

志那尾三社大明神

可愛山陵……………三五

新田宮……………四一

明王社 汰宮 鏡野 千臺川 国分寺 塊

橋 網津村 船間島 十郎太夫社 京泊

屋形原

加紫久利神社……………四七

箭筈嶽

水成川……………四七

霧野……………四八

山門

薩摩迫門……………四九

搗之浦 長島 山門村 上宮嶽

紫尾神社……………五一

母子島……………五一

錦浜 光瀬 大河村 紫尾三所権現 長江

滝

卷三

目次……………五四

吾田國……………五四

上宮熊野権現

多夫施神社……………五六

金峰山

笠狭之崎……………五七

竹屋郷……………五八

竹屋祠 野間嶽 野間祠 娘媽堂 片浦

竹島 笠石 鶉路島 向島 草垣島 吹上

浜 今田吹上 飯倉祠

唐湊……………六三

坊津八景 一乘院 近衛屋敷址 硯川 九

玉大明神 泊村 久志村 久玉大明神 秋

目村 檳榔島 枕崎 立神石

吐火羅島……………七三

宝島 口島 中島 諏訪瀬島 臥蛇島 平

島 悪石島

竹島……………七五

硫黄島……………七六

熊野権現 俊寛の足摺石

卷四

目次.....七九

開闢神山.....七九

枚聞神社.....八一

玉井 酒甕屋 善神王宮 天智帝之弁 塩

屋村 鏡池 無水池 池田湖 九玉大明神

社

石籬浦.....九〇

川尻浦 綱敷天神 水成川 六瀬浜 股河

洲 甕破坂 山川港 中宮大明神 新宮九

社大明神 魚見嶽 瀬々串浦 中宮三所大

明神

波平.....九三

皇徳寺

飯島.....九五

上飯 里村 新田八幡宮 大炊御門中將墳

松木少將塚 眺浦 中飯 飯大明神 下飯

瀬々浦 鷹乃巢 千世経瀬 精霊洞 大足

姫祠

目次.....九八

大隅国.....九八

高千穂峯.....一〇〇

天逆矛 虚国嶽

高千穂神社.....一〇七

税所祠 野神六社大権現 天子明神 稻葉

神社 待世祠 市岐明神 飯富明神 七社

明神 御手洗川 華林密寺 四十八池

茂杜.....一一一

止上六所大権現 大隅神社

夕暮閑.....一二二

牡鹿野滝

隼人城.....一二二

拍子橋

気色杜.....一二四

気色浜.....一二六

守君神祠

神造島.....一二七

大穴持神社.....一二七

富隈

卷五

韓國宇豆峯神社……………一一九

因分寺

風杜……………一二一

姬城

日吉山王……………一二二

臺明寺

宮浦神社……………一二三

福山牧 回村 葛例村 太玉神社 投谷八

幡宮 八幡八幡宮 景清塚

目次……………一二六

魔島神社……………一二六

石鉢宮

奈牙木杜……………一三一

早鈴神社

仲川……………一三五

犬飼滝 硫黄溪温泉 可愛湯 安楽湯 稻

積里 安良嶽 正若宮八幡宮 栗野城 般

若寺

菱刈……………一四〇

菱刈野……………一四〇

曾木滝

喜多・野神牧……………一四一

天磐樟 竜門滝 春日神祠

桜島……………一四二

五社大明神 沖小島 烏島 大隅海新嶼湧

出記 魔島神社

祢寝……………一五〇

小根占 大浜十景 大滝 花瀬川 花瀬三

所権現……………一五二

御崎六所権現 火尾権現社 影向石 島泊浦

卷七

目次……………一五四

高屋山上陵……………一五四

天子山 母養子山 東雲濟 黒園嶽 御腰

掛石 小田杜 叶嶽

救仁湊……………一六〇

吾平山陵……………一六一

鵜戸六所権現 軍大明神祠 中御前大明神

桂木大明神 歳之神 市来大明神 山王神

社 鵜戸滝 笠之原

髮梳村.....一六五

川上大明神社 當座大明神

古江浦.....一六五

中津宮 高隈嶽

多嶽島.....一六六

浦田明神社 熊野権現 馬毛島

益救島.....一七〇

八重嶽 花江川

益救神社.....一七二

怒竹居士 口永良部島

卷八

目次.....一七五

日向国.....一七五

日向国印

住吉神社.....一七七

櫛原.....一八〇

櫛神社 小戸池 上津方男祠 上瀬川 桜

谷 橋嶽 真木男祠 中津瀬川 中津真津

男祠 磐根子 柄基 下津瀬川 下津方男

祠 櫛原故迹記 檳榔島 中宮大明神 山

口大明神 千歳松 妻万五社 一宮大明神

高千穂宮旧址.....一八七

忍穂井 狹野神社

霧島峯神社.....一九四

抜川 女池 男池

霧島神社.....一九五

十握劔 割裂石 白鳥神社 黒園麓山祇祠

一宮大明神 大王社

夷守.....一九八

雛守権現祠 瀬戸尾神社 須木郷 穆佐

粟野祠 月知梅

去飛川.....二〇〇

法華嶽寺 瓜生

## 白尾国柱略伝

白尾国柱、名を親白・親曆・齊藏といい、鼓泉・鼓川・瑞楓と号した。姓は藤原氏、宝曆二年（一七六二）八月五日、本田親昌の子として鹿児島城下に生まれた。

熊本の本長瀬真幸が書いた碑文によると、「少かりしより読書事を好み、皇国学にいそしみて、発明せる説多かりき」とあるが、この間の年譜は明らかでない。のち二九歳の時、寛政二年（一七九〇）に白尾国倫の養嗣子となり、槍術師範家の業を嗣ぎ、槍術をもつても知られた。

国柱は早くから国学の研究に着手していたが、その成果として、寛政四年に「神代三陵考」を著す。この年、高山彦九郎が来薩したので、「楠氏傳辨議」を清書して贈ったという。同七年に、本書「麿藩名勝考」を脱稿し、同年には「南島考」も著したというが、後者の存在は知られていない。本書の自序には、「更に精覈を加え、又二三名勝及び南島志余を雑録し、以て藩中佳境を概覽するの一助に備うる也」と述べている。同一一年、島津重豪の命により江戸藩邸へ出仕、享和元年（一八〇一）には国史館に学ぶ。このころ、本居宣長・堀保己・村田

春海らに学んだが、宣長とは一面識もなかったという。

この間芝藩邸に起居し、「成形圖説」の編纂にも参加したと伝えられる。文化九年（一八一二）には、伝承を集めた「倭文麻環」を脱稿し、重豪へ献じている。またこのころ神代三陵の調査を命ぜられ、同一一年に「神代三陵取調書」を重豪に提出している。文政二年（一八一九）記録奉行、同三年物頭となり、その年の五月に鹿児島へ帰ったが、同四年二月五日病没し、南林寺墓地に葬られた。享年六〇歳、法名を千秋亭鼓泉瑞楓大居士という。

本著において白尾国柱が意図したのは、神代三陵についての誤伝説を修正しようとしたことにある。自序に、「壬子の春、余嘗て三陵考を起草し、以て同志につぐ、ねがわくは、之をして其の訛謬を知らしめ、万分の一端を後業に傳えしむる也」と述べている。しかし記述においては、国柱の国学者としての立場は否定できないし、お国中心でやや強引な断定はあるが、地名やその他の項目についての説明は、確かな典拠によって考証し、正誤を正そうとしていることがわかる。

(表紙)

薩 摩 名 勝 考 一

魔藩名勝考小序

我邦

神聖立統、一姓以傳無疆、故率土之濱、靡非厥臣庶、

四海之民、咸神明之後、此萬國所無、而唯我

天朝獨爲有焉、是宜以致緬懷遐慕之誠矣、

夫古之

神聖德被海表、廟享百世、以到于今、尸而祝之、社而稷

之者、凡古之有切烈於民、與吾人所自出遠祖、而

朝廷祀典所秩名神大社、莫不與焉者、乃吾魔藩內、固不

爲少矣、世稱以爲古國、豈斯西鄙有喬木之謂哉、曩時

皇孫降臨于茲尋以都焉、其宮城址墟陵廟挑域、舉皆在于

藩中、而不知夫唐虞葬所或不詳、我

帝皇山陵、載在方策、未嘗有變遷者、以世供其禮莫廢其

禮已矣、蓋又吾

高祖賜土三州、

源公所存遺種、良有以哉、山川之美、帶礪之固、襲封

六百有餘歲、終無艱難不虞、實爲西藩大鎮、此雖

英主迭與保守

社稷之所致、抑又世稱古國者、安知不由

帝皇降迹肇基大業之靈地也、猶東陸州

神聖所都之墟、世爲雄伯所盤據、其蹟並存東西、然則以

岐豐之地、起二南之化、其所歸不在乎彼、而在乎此、

蓋神奇靈秀之氣所鍾、天險成境、鬼神呵護、其理自有

天焉而非人力者、而吾

藩中俗最爲朴素近古、豈非

神聖之遺澤也哉、今夫

帝皇山陵有三焉、一曰可愛陵、二曰高屋陵、三曰吾平陵、

玄邃邈爾、世人或不認其真、甚者指類娃爲可愛、謂高

屋在延岡、又知高千穗峯混淆諸千穗郷、稱檣原者猶有

兩地、遂訛以傳訛、借欲湮晦不明于世可嘆、夫且夫古

今變態陵谷不常、名山古迹之地、或曾爲荆棘瓦礫之場、

曠代無所徵者、固不可謂無遺憾焉、於是乎、壬子之春、

余嘗起艸三陵考、以諗同志、庶幾使之知其訛謬、而傳

萬分一端於後葉也、不幸未得伸志、有竊慨焉、則重取

舊稿、更加精覈、又雜錄二三名勝及南島志餘、以備概覽

藩中佳境之一助也、雖然至其深景芳區歷々在人目、則

余之不學固非所以吮毫抽思、况脫稟不日苟出于倉卒

乎、恭以、古者

神武天皇發自此西州、東征正弗廷、於是焉、恭默思治、

寵靈賜珣、元兇蕩覆、疆宇大同、莫復偏黨、然後莅于

中國、經營帝宅、皇建有極、快廓王圖、乃整頓乾坤之

鴻業、朝四方之邦、以使知天子尊、盛矣乎、而吾

藩中則所謂

皇孫胤胤、肇始大業之遺墟、而其鎮

社稷、福蒼生者、豈亦淺鮮哉、我人幸生斯

天統一種之仁域、推戴萬世父母之

國恩、是宜以致緬懷遐慕之誠者矣、豈翹山川秀美云乎

哉、登眺遊觀云乎哉、爲是序、

寬政七年乙卯秋八月五日

慶府鼓川 白尾國柱敬題

例言

一孝德記大化二年詔曰、宜觀國々壇壝、或書或圖持來奉

示、是諸國地圖シテの始也、朝野群載曰、延喜三年考進風

土記事、續紀和銅六年詔曰、畿内七道諸國郡鄉名著好

字、其郡内所産、金銀銅彩色艸木禽獸魚蟲等、具録色

目、及土地沃墾山川原野名號所由、又古老相傳旧聞遺

事、載于史籍言上、是六十六國風土記也、同紀天平十

年、令天下諸國造國郡圖進、是再ひ地圖を造進せしめ

給ふなり、續文粹曰、五畿七道諸國可有風土記文、若

無應探求郡内、尋問古老、早速言上、是再ひ旧風土記

を勘進せしめ玉ふ也、慶應風土記今傳らず、書目に薩

人書ありて、肥人録と並ひ行る、而して今其書見るへ

からず、大隅・日向の風土記存すといへとも、脱簡嚙

冊、延喜の旧にあらず、其邑村郷名、曩時既に沿革あ

りて方今イと齟齬するもの、一人の力能く考訂すへき所

に非ず、故に六國史を檢覈し、傍裨官小説を流覽して、

其明據あるもの一二を擧挙す、固より國政に関り、官

典に渉るものハ、義に於て私に贅すへからず、其遺逸

を語ることなかれ、

一諸侯の土地人民ハ、是を天子に受ること、古今の通規なり、然とも和漢の間、先君の土地を以て人に与へ、

又私に奪ふもの勝て云へけん哉、唯我藩鎌倉 右幕府王命を請て総管を賜ひ、乃吾 高祖を封して、斯國を建玉ひしより于今六百有餘歲、かの自私を以て與奪するものと年を同うして語るへからず、是則麿藩名勝の地とせるの第一義といふへし、且通例の名所にあらずといへとも、 天朝記典所秩名神大社ハ、即名山水と

同しく廢絶なかるべきもの也、又本藩にて俗呼の名所といへとも、世間印本に著しからぬものハ登撰せず、唯其韻詩に至てハ、古今巧拙を擇す、間、収載して地名景物をも附録し、居なから知るに取るも間有之、

一古戰場・故城址・食貨・物産・山川・里數・田數・戸口等ハ、故に置て記すへからざるの理あれハ鳩輯せず、此他大廟巨刹ハ演史諸本を鈔録して、旧聞遺志一扇を作らとす、此篇に該載せず、

一昔人既に記し、今人既に知るもの襲て取るハ、唾餘糟殘益なきに近し、然といへとも、七五神世の迹に至てハ、世遠く人去て愈久しく、愈忘るに至る、況や古今

降替因革千途万轍にして、百年前の風俗を語るものハ驚怪して、葛灯籠の疑を致せり、且數千載の後にして數千載の前を考ふるものハ、唯載籍と地名とのミ、その古老傳聞土俗俚諺、多く無稽詭妄に屬す、始て之か爲に辨折を加へ、紕謬を糺すへし、その神世の事に至てハ、他國の記す所間、擬度の誤りを免れず、載籍と地名と不詳か爲なり、輒近古事記傳の如きハ、集成闡明を得たり、彼深く秘府を決り、諸家を窺て餘蘊なし、今其説に従ふもの多し、

一所載、間跋涉按檢を歴るものあり、坊津の如き所謂名勝の冠絶にして、余も亦留滞三閩月、舟楫を極め足跡を印す、故に較周悉を得るものゝ如し、其他未親見せざる者の如きハ、一二を摘撫して再修に備ふも有之、如是ハ他日の搜校を俟の張本とすへし、故に題するに

考を以ていふものハ、篇を成すの地志と殊なれば也、一南島沖繩の極界に至てハ、殆五百里許、其幅幘をもて抗衡すれハ、我東方輿地に醜し、亦大なりといふへきなり、然とも、明末以來漢人の録ありて、その地志なく審辨を闕り、白石志のとき稍確當を得たり、今考證する所ハ、その注脚緒餘に過す、且夫古今名稱を異

にするものハ、目睫に入るものをして之を千里の遠きに求て、有無歎驚是非牽合の比を免かれず、則倭奴・扶桑・若木の如き、皆是南島の古名、耳後に造て、或

以て 皇國の別號に係るものあり、其沿傳已に久しく、遂に通俗となる、不擇の甚しきものといふへし、故に

諸島を揭示し、各名を引徴して、これを名勝中に収るものハ、是をして外徼に委すへからざるの微意を寓す、

賜聞の君子、幸察焉、

寛政七年秋八月十五日

白尾齋藏識

魔藩名勝考卷之一

目次

一 魔島續紀 信介村同

一 菜摘瀑布衆妙集

一 都曇答臘白孔六帖 蛇穴 催馬樂城

一 清水城 屯田

一 魔島神祠三代実録

一 伊余色神社三代実録

餘考

一 魔島八景 兼葭橋 孝行橋 霍江崎 多賀山

田浦六景 仙巖園十六景以上府東

洲尾ユサキ 神月河カヅナカ 常盤谷 荒田 野月 青尾松原アヲキ

枚關宮ヒラキ 中村八景以上府西

薩摩國部第一

薩摩國七道内九州爲西道、始出崇神紀即西海道、北山抄曰西之道、

薩摩者幸島也、取諸天孫紀所謂山幸・海幸之義、萬葉集

有薩男・薩人・薩弓・薩矢等之称、皆就兵或獵而言、此

乃出自山幸・海幸之證矣、冠辭考曰、薩男・佐豆人など

も、左知男・左知人といふへきを、知と豆と音通へハ、

後に左通男・左都人といふ、今按ニ、三代実録曰、貞觀八年五月、常陸國從五位上勳七等薩都神

と見えたり、是薩字サチの音摩者島之略、摩亦作麻、末等、往昔ハ日向

より薩摩かけての地を島門といひしも、幸島之門の省け

る欵とおもはる、島とハ、此方にてハ、周廻メウキに界限のあ

りて、一區ツボなる域をいふ名也、本ハ必ず海のミならず、

國中にて山川などの環れる地にもいへり、と國號考に見

えたり、さて續紀薩妙觀して遂に就颯々風様而言、或以陞之字

義薩摩之漢音、爲ともあれハ、當初まで單に薩とまて呼ひ

し事、猶薩人・薩矢のことくにて、摩を省けるの例なりし

を觀るへきなり、一説に、サツマとハ九州の大名也、言ハ早初略

語にして、アツマとハ東國の大名なり、言ハ後初

の略語なり、薩摩へ皇孫降臨し給ふ皇國最初の地にて、東國ハ神武帝に泊り始めて開闢し給ふか故に、薩摩を早初とし、東國を後初といふの實言に出したらん、云此一わたりハさもこそと聞ゆれど、猶後たる説にて、其本を窮さるにしたり、其由ハ左に見ゆるかとし、そも

く此薩摩國地ハ、太古ハ吾田國といひ、中比隼人國とも姑く稱へ、終に今の國名ハ出來しもの也、神代紀曰、天津彦々火瓊々杵尊到於吾田長屋筭狹之崎云々、時に吾田國主國勝事勝長狹神奏曰、此長狹住處也、古事記曰、瓊々杵尊於筭沙御前遇美人、爾爾誰女、對曰、大山津見神之女、名神阿多都比賣、亦名謂木花之佐久夜毘賣、又書紀一に、木花開耶姬、亦名豊吾田津姬この神と豊とハ例ハ國名もて名に被らしたるなり、又曰、大照命ハ隼人の阿多君之祖也、神武紀曰、天皇年十五、立爲太子、長而娶吾田村吾平津媛爲妃、古事記、天皇坐日向、時娶阿多之小埜君妹名阿比良比賣、書紀、火闌降命、即吾田君小橋等之本祖とある、是なり、この吾平・阿比良ハ共に地名、今の大隅姫良郷にして、又續紀に、姫孀郡など見えし方域までも、猶吾田國といひしなるへし、安閑紀、天皇二年五月丙申朔甲寅、置婀娜國膽殖屯倉・膽年部屯倉云々、是まで吾田とも、阿多とも、婀娜とも書たるハ、後に皆阿多と見えて、阿多と大隅と對言こと、猶今の薩摩と大隅とのことくなり、是にていにしへの阿多とハ、薩摩の方域を稱し名なるを知るへく、因てその大較を左

に挙ぬ、姓氏錄曰、雄略天皇遣使小子部雷、率大隅・阿多隼人等、搜括鳩集、又曰、阿多御手養、火闌降命六世薩摩若相樂後也、○天武紀十一年秋七月壬辰朔甲午、隼人多來貢方物、是日大隅隼人與阿多隼人相撲於朝廷、大隅隼人勝之、○朱鳥元年九月、天皇崩于正宮、諸國司事、次大隅・阿多隼人云々、各誅之、○持統紀元年五月云々、於是隼人・大隅・阿多魁帥、各領己衆、互進誅焉、○七月、賞賜隼人・大隅・阿多魁帥等、三百三十七人各有差、○六年閏五月、詔筑紫大宰率河内王等曰、宜遣沙門於大隅與阿多可傳佛教、○續後紀、承和三年六月、山城國人右大衣阿多隼人逆足、賜姓阿多忌寸、○延喜隼人式、大衣者擇譜第内、置左右各一人、大隅爲左、阿多爲右云々、など見えて、この大衣てふハ、大隅・阿多より京師へ上りて、皇朝に仕へ奉れる隼人の事にて、総て大隅・阿多の人を隼人と稱へしほとに、乃阿多ヤカチの地を隼人の國とも呼ひしと見え、そか薩摩國と改りしハ、大宝年中より靈龜までの間なるへし、その故ハ、續紀文武天皇大宝二年冬十月、先是征薩摩隼人時云々、唱更國司等今薩摩國なり、言、於國內要害之地、建冊置戎守之、許焉、とあり、唱更ハ即隼人の換字にて、拾芥抄改名所々部に、薩摩國元



京より行くに、初の地を道口といひ、終りを後といひ、

奥ともいへり、陸奥國にても、黒川郡より北を奥郡と云、

今按に、應神紀に、仁徳帝日向諸縣君牛諸井か女に寄玉

ふ御歌に、弥知能之利古破儂場等綿塙、通證曰、道後也

對道口而言、蓋指日向諸縣郡也云々、是畿内よりして日

向國を道の後と稱へしなり、日向・大隅・薩摩を奥三ヶ

國と稱へしこと、亦鎌倉の時の下文にも在り、次曰、書紀

城國を注して薩摩國とあるへ、兼良卿誤して、茨城國へ今の常陸國茨

城郡なり○指南廣義作要是麻、○日本風土記作撒千馬、並薩摩の漢語な

り、○延喜式曰、薩摩行程、上十一日、下六日云々、所管

十三郡三十八郷、周匝百三十里二十六町十六間三尺、東

界大隅、北界肥後、西南至海島、○職原抄曰、日向・大

隅・薩摩等之國管于中土、○水土考曰、九州從三十四度

豊前小倉 至三十二度或三十一度、薩摩南邊、○國造本紀曰、纏向

日代朝、代薩摩隼人等鎮之、仁徳朝曰佐改直、今按、曰佐

者任官違志、置譯通俗、蓋東西風俗自別、言語亦各異、故所守官謂曰佐

桶窓奈話曰、我國人学唐音、到唐止得箇乾、如薩奧人学京音、何曾免乎

乾、至今薩奧之○天智紀十年十一月、對馬國司言、月生二

日、沙門道久・筑紫君薩野馬・韓島勝婆婆・布師首盤、

四人從唐來曰、唐國使人中惣合二千人、船四十七隻、  
今按に、薩野馬へ、もと薩人之使唐者  
共称筑紫君、可以知爲筑紫首領なり、○續紀養老六年夏四月、  
始制太宰府管内大隅・薩摩等司、有闕選府官人擁補之、

天平四年夏五月、薩摩國司停正季  
祿、衣服之少并依請、給之云々、薩摩國司蓋防於此、○天平宝

字四年正月、從五位下丹治真人木人為薩摩守、○同八年

正月、外正六位上薩摩公鷹白・薩摩公宇志、並授外從五

位下、○神護慶雲三年、薩摩公鷹白・加志島麿、並授從

五位上、薩摩公久奈都授外從五位下、○仁明紀宝龜七年、

薩摩公豊繼授外從五位下、○續後紀、承和九年七月、主

膳正正六位上丹埤真人綱足爲薩摩權掾、○本朝世紀天慶

四年十月廿七日、薩摩守源師之復任召名、康和五年二月

卅日、中原親平朝臣任薩摩守、寛治六年十一月、前薩摩

守大中臣親長、爲造伊勢大神宮使、是後薩摩權官等の

人名へ卷末に出す、○延

喜式部式曰、凡日向・大隅・薩摩・壹岐・對馬等國島博

士・醫師者、太宰准大学典藥生、試才補任、副勘籍狀言

上、省載季帳申官、待考滿叙内位、其遷替六年爲限、其

六國學生・醫生、皆集府下分業教習、是より前、薩隅等の地、

習せしめ玉ふ事、既に續紀に見ゆ、而式に博士の才藝を試みて内位に叙

せらる等、皆功科の明挙あるを見れハ、古昔官藩中、本より文武の業に

おひて、其人ありし、著聞集に、大監物藤原守光ハ、待学生

の中にハ名譽の者にてなん侍りける、嘉應年中に、むこ

薩摩守重綱にあひくして、彼國えくたりたりけり、○人  
丸家集、春の野の花をくさくつまんとてさもかたミを  
も作りつるかな、惺窩和歌集、さつまかた雲にほへけん

犬もはや梅さく庭の冬の明ほの、衆妙集、東より越來る  
春も隼人のさつま路遠くたつかすミかな、

麿島郡 麿島府 和名抄、麿島、加古志滿。

○麿島 續紀○按、麿續紀作一字、弘安七年閏四月三日、道忍公淨光明寺鐘銘等亦同し、或作籠島、蓋其本写なるへし、○凶書編作康國什磨、是を地志略てふ書に、鹿兒島上古作康國什磨とあるハ甚誤なり、上古とハ何事ぞ、

傳稱、麿島とハ籠島なり、古に謂、無間の籠マシより出たる名なりとそ、按に、書紀曰、皇孫既生三皇子、中兄火

闌降命、古事記作火照命、同人異名なり、自有海幸、故號海幸彦、弟彦火

と出見尊、古事記作火遠理命、亦同人異名なり、自有山幸、故號山幸彦、兄弟

二人相謂曰、試欲易幸、遂相易各不得其利、兄悔之、乃

還弟弓箭、而乞兄釣鈎、弟時既失兄鈎、中患之、時塩

土老翁自至而曰、天孫勿復憂矣、古當爲君圖之、乃作無

間籠小船、内彦火と出見尊於籠中、所謂籠是今之竹籠也、

漢語抄、籠カタミとあるハ、カタマの轉りたるにて、方言謂バラ籠なり、此麿嶋の地ハ、彦火と出

見尊かの籠の小船に乗りて、海宮に出幸給ひし故址なる

をもて、籠島の名を負せしよし也、因て又尊を祀れる神

祠を麿島神社といふ、大隅桑原郡なる正八幡是也、此地

にも籠山てふ村名ありて、無間籠の緣故を傳稱ふ、大昔

ハ今の大隅桑原郡あたりまでも、鹿兒嶋と稱しと思へる、

此麿島神社の大隅に在るよしと  
もをへ、其處に委しく弁へり、

○信余村 續紀○地名今傳らず、或曰、即今の坂元村の地是なり、猶鹿兒嶋神社の所にいふへし、  
或曰、今の上伊敷村ならん、後因て下伊敷村を割置也、

按に、肝屬氏家乘曰、肝屬氏出于大友皇子之子余那足、

余那足始賜伴姓、傳七世至伴掾大監兼行、始居薩摩鹿兒

島神食村、至曾孫兼俊領大隅肝屬郡辨濟使、この神食村

といふもの、今の上伊敷村妙谷寺の地にて、此寺山の後

に方四町の壘を築き立て、伴掾御館と名け、肝屬兼行の

居城せし處なり、後一條天皇長元九年九月、兼行三代の

孫薩摩守兼貞か時に、隅州肝屬院高山に移居す、按、三代

屬氏非大友天皇之裔、讀其善名善男等之傳、則亮然指掌、自後伊敷弥次郎忠純と云者、伴掾

御館に守護たり、忠純ハ 義天公の時に、長谷場六郎久

純といへる者の次男にて、伊敷村に住るか故に伊敷を稱

けると云ミ、さらハこの神食村といふハ上伊敷の換字に

て、信余村にハ関らざることなり、神食てふ字ハ、元正紀に

ケとも唱へり、然とも神食村の字是に取りしとハ思へれす、又肝付氏譜

牒に、上食村と書たる本もあれハ、神食ハカミシキと讀こと疑ひなし、伊敷てふ名ハ、三代実録に伊余色と書たれハ、其上下を

分つものハ後世の事にして、上あるに就て下といふにあ

らず、然れハ信余と神食とはいよハ別なるを知るへし、

島陰集 口、積桂庵玄樹和尚か集なり、島陰ハ即麿島の北嶺今の城溪谷

その國、弘治九年桂庵の集の序に、僧桂庵ハ居薩州之麿島、故名島陰

集とあり、桂庵ハ元來周防山口の産にて、年九歳にして出度し、應仁

元年四十一歳の時、後土御門の内勅を奉て、求法の爲に明國へ渡り、文明五年歸朝の日、坊津に着船す。時に天下大亂、上京することを得ず、吾藩に留錫す。太守圓室公桂か儒字あるを聞玉ひ、乃今の旧射場一字を建て、桂樹院と名け之に居らしむ。後大隅國分正興寺に掛錫し、再び麗島に復り、上伊敷村梅淵に隱居す。其寺を東歸庵と號く、永正五年六月十五日示寂。年八十二歳。墓ハ即東歸庵の故址に在り、その誌曰、正興三十九世前南禪桂庵玄樹大和尚禪師墓、相傳、桂庵程朱か説を傳て儒名をもつて鳴る。乃安國寺月渚に傳ふ。月渚之を龍元寺二洲に傳へ、二洲大龍寺文之に傳へ、文之如竹に傳へ、如竹愛甲喜春に傳ふ。其他朱学を傳ふ者、皆如竹に出たりと云。左に載る詩ハ、桂庵桂樹院に主たりし時、明應元年王子の作と、集に見えたり。

## 島陰集述懐

一三三山千萬峯 浮空積翠暮光濃

嶋陰絶景情誰畫 浦く煙枯船入松

## 和發魔島之詩

重陽菊渡快晴天 數簇人家一抹煙

吟友相携此行好 江山何景不詩篇

加茂長明か無名鈔に、波の名ハ數多あり、顯昭に向ひ侍りしかハ、さなミ・さなミ・さなミ・さなミとよいふことあり、是ハ皆小き波の名なり、詞の廣略なれハ、時に從ひ用るへしとそ申侍りしを、筑紫のしまとよいふ所に通ふものゝ、事のついでにかたり侍りしハ、つくしにとりて南のかた大隅・薩摩のほと、いつれのくにとかや忘れたり、大なる湊侍り、そこにハ四五月にはあけくれ波たちでしつまる間もなし、四月にたつをうなみといひ、

五月にたつをさなみとなん申侍るといひき、う月・さ月といふ故にや、いとけうあることなり云々、こは蓋し鹿兒嶋前濱海邊をいへるなるへし、四月五月比ハ南風しきりに南の海原より吹かけて、浪秀高く立まさることハ、今もうつゝに有るを見るへし、風俗文選許六、四五月のうなミさなみや郭公遠からぬ世まで今の沖繩、館地までハ蟹巢原にて、樹形の通路ハ越松の汀涯なりといひ傳ふれハ、決して入曲ある大安曇などにや、桂庵か城溪の口より詠やりて、浦く煙枯て船入松と作りしにておもふへし、むかし 前太守公の盆山石を海中より獲玉ひて、中書王に歌の銘を請せ給ひし時、此海の幸あることを幾千とせ契りて愛む窓のうちかな、とつらねられしも、海幸彦の故事なるへし、さらハこの鹿兒嶋の地よりして、薩摩・高城・伊佐・出水等の諸郡かけて、古ハ薩摩てふ名を負し、さて是より西南のかた海の限り迄をハ、婀娜國の邦域とはなしぬらん、とまれかくまれ、此かこしまてふハ名たゝる所にてそありけらし、

## 日本詩選 送人之薩摩、

孤帆此去水程長 鹿子城邊接大荒  
頼有中山千日酒 一杯也好醉爲鄉

○菜摘瀑布 衆妙集 ○今言瀧之上、水原川上村、又吉水村に出、吉野村を過ぎ、清水城の前を経て、東方鶴江の海に入る。○一説に、智恵光院の背に在る若菜瀧、或ハ仙巖園の峽に落る時雨瀧なりと云ハあし、

衆妙集に、鹿兒島の東、よしの山ちかきわたりに、なつみの瀧といふ所あり、見にまかりて、

細川幽齋

こゝも亦吉野にちかきなつミ川なかれて瀧の名にや落らん

今按に、菜摘といふよしハ、百官私記曰、左右近藏人野里山海の食物を調進す、その内御吉野より芹を摘て七艸の供に奉る、菜摘川なんとあるも此故なり、此瀧の上に天照大神を崇め奉る、今吉野郡宮瀧と呼ぶ處也と見えたり、さらハ菜摘とハ水芹を採れる縁にしより名つけしにて、此川も吉野村を経て流れ出たるゆへ、御吉野の縁を取りて菜摘瀧と呼なせるにか、夏見たと書ハあしかるへし、○富山義兼、吉野村返照をよめる、

千世かけて見るともあかし夕つく日照すよしの杉の

村立

○都曇答臘 白孔六帖、智恵光院記作撞鼓冬、今作撞鼓冬、一作撞鼓冬、皆後人事に因て此等の字を誤し耳、  
一名鼓川、一名轟小路、應永三年、怨翁公の禁條に曰、限東ト、應永三年、怨翁公の禁條に曰、限東ト、此の田縁をクタリ、前川まで云々、此地近比までも稲田なり、故に田縁をクタリとある  
ならん、答臘並に入聲、答臘二字タフト讀へし、此都曇臘の字ハ、

白孔六帖に、都曇答臘本外夷樂、都曇似腰鼓而小、答臘即蜡鼓也、又唐書禮樂志、有都曇鼓云々、然れハ、これをたたきたふといふ地名にハ充ヘからされとも、此を假字に取らんに、撞擊・鞞鞞等と書と、皆同じ意に落めれば、彼も此も書なし、本定れる文字なきか故なり、通音なり、さてこの都曇答臘といふハ、皆鼓事にて、書紀通證に、鞞とハ都曇也と解り、さらハタンタ、フとも、ツ、ミ川とも、ト、ロ小路ともいふハ、並に同義にてそありける、先つ神代紀に、鼓の字をト、ロと訓、皇代紀にハ迹驚と見え、萬葉集にハ、動字・響字をもト、ロト訓て、轟字と義通へり、和訓栞曰、姓氏に百々二字をとと訓めり、十々の義也、字彙に、十、或はとうくともい、爲百と見ゆ、へり、鼓の聲の響より出たるなりと云々、又古今の鞞を踏か如くにして樂の節奏をなし、川踏登柿呂許志、と古事記にあれハ、轟といへるも樂鼓の名なるに似たり、此等に就て案に、タンタ、フの西の方を催馬樂といひ、傳稱す、むかし催馬樂を歌ふ者の居し地なれハ名とす、然ハ催馬樂よりタンタ、フの地までハ、本是薩摩隼人等か占據せし處にて、國風の音曲人の住居せし遺址なるかゆへ、何となく其名の地名に残りしとおもはる事あり、

六帖に、都疊答臘、本外夷樂といふより、其體擊くの字  
 など用ひしも、必故ある事にこそ、今さたかならねとも、  
 凡薩摩隼人は天朝大禮ある毎に、必ず召るの故事也、其  
 大較を左に載す、續紀養老七年夏四月辛丑、大隅・薩摩  
 二國隼人等六百廿四人朝貢、甲申賜饗於隼人、各奏其風  
 俗歌舞、○天平元年六月庚辰、薩摩隼人等貢調物、癸未  
 天皇御大極殿開門、隼人等奏風俗歌舞、○天平勝寶元年  
 壬午、大隅・薩摩兩國隼人等貢御調、并奏土風歌舞、○  
 神護景雲三年十一月庚寅、天皇臨軒、大隅・薩摩隼人奏  
 俗伎、○寶龜七年二月丙寅、御南門、大隅・薩摩隼人奏  
 俗伎云々、此等周挙に違あらず、延喜隼人司式曰、凡踐  
 祚・大嘗日略中、其群官初入發吠、悠紀入并彈琴、吹笛・擊  
 百子・拍手・歌舞人等、彈琴二人、吹笛二人、擊百子四  
 人、拍手二人、歌二人、舞二人、從興  
 礼門參入御在所屏外、北面立奏風俗歌舞、主基入亦准此  
 云々、此に鼓のことハ見へねとも、職人盡歌合に、くせ  
 舞・男舞と云ハ、鼓を持てる躰を圖せり、歌に、忘れ行  
 人もむかしの男舞くるしかりける戀のせめかな、是いに  
 しへ隼人の遺すかたといへり、さらハ、舞に鼓をもてせ  
 しも故ある事にて、後の妓女などに流れても、鼓を持つ物  
 とせしを以て、かた／＼おもひ合すへし、今の三鼓てふも  
 のハ、百年前疏

球より本藩へ致し來り、又男の扁帶も樂童子か帯に習ひし事にて、外に  
 も本藩より濫觸し、遂に普天の下に行れ、藍より出て猶青きもの世に甚  
 ハ多し、さらハ鼓などいふものも、本ハ隼人より傳へて俗間に行れり、  
 ハあらしか、今も本藩には、大きくも小くも、種々の大鼓とも傳れり、  
 さて大隅・薩摩の隼人、おのつから一種の伎曲ありて、  
 見聞するに足れるの音楽なれハ、かく大礼にも奏達し侍  
 り、唐代此等の事によりて、都疊答臘は外夷の樂と記し  
 たるにてそありけらし、催馬樂などハ是より後の事なか  
 ら、今にその名を地の俗呼コビテに存ける事も、隼人伎曲の餘  
 風とそおもはるなり、催馬樂ハ、サイバラと唱ふることくなり、  
 サイバラクなど覺へたるハ、却て誤なり、  
 またこの撻擊々ハ、玉龍山福昌寺  
 山号、十二景の内なり、釋高  
 泉か詩に、石因水擊咽冷々 恰似圖通現至靈 爲報遊人  
 高著眼 到頭休把耳根懸  
 ○蛇穴昆陽漫錄、○即在龜塚、  
 山上、有禪院號正眞軒、  
 昆陽漫錄曰、徐光啓西洋曆云、夫密室測量益、因陽精炫  
 耀、非人目可當、初虧時率多未見、或用水盤映照、則免  
 于閃爍、又若動搖、故善巧者設爲此法、用素板作圓界、  
 盡分抄以承日光、則虧初終、今數多寡、灼然不爽、所取  
 于密室者、窺光自闇倍從分明、即智井茂林日中見星之儀、  
 僧寮中或爲幽房通障、以受塔影亦此理也と、我國にても  
 智井の中より日中星の見ゆることあり、薩州鹿子島の城  
 より半里程なるタントウトといふところ、三町餘山へ上れ

へ、平にして岩屋あり、蛇穴と云、穴の口廣四間ほど、

奥へ五間許往て、岩屋より上の山へ、マハリ二把カ、ほど、

長二丈餘の穴ありて、其穴より日中に星を見るといふへ、

徐光啓説信すへくして、豊の卦の日中見星、僻説の言に

あらざるにや、或人云、韃靼と書と云々、今按、昆陽

漫録へ青木敦書著す所也、此人嘗て商賈を爲して本藩に

寓居す、後巡見使を奉して再ひ藩に至る、蛇穴を看しハ

初度伴來し時なるへし、按、河邊郡川邊郷田方村善積寺

といへる所に窟洞あり、其穴八ツにて大小等しからず、

是も蛇穴と全く同じ洞穴なり、又按に、左傳宣楚子伐蕭、

申叔展曰、目干智井而極之、若爲茅經笑井則已、注蓋令

蕭大夫還無社逃干井、明日蕭潰、申叔視其井、茅經存焉、

號而出之、敦書の蛇穴を探て智井の類といへるへ、上よ

り穿て又傍より出へき所あるを以て擬當せるならん、書

廢井曰  
智井

○催馬樂城 即催馬樂の地、今坂元村の中  
なり、俗に矢上城とも呼へり、

舊記に、矢上左衛門五郎高純、此城に據て國命を奉せず、

因曆應四年閏四月初日、太守道鑑公親伐して催馬樂城

を攻討給ふ、同十六日、高純降服す、康永二年十一月七

日に至て城陥ると云々、

○清水城 今大乘院大興寺  
等の後山なり

太守道鑑公營築し給ふ城址なり、大乘院は天文 大中公

創建、弘治二年此地に再興し給ふ、慶長中十坊を置る、

因て坊中の名あり、慈眼公貴臨の時詠て寺主に賜へる

御歌、

天の下靜なる世に説く法や神もほとけも恵あふらん

○屯田 城東立野の地、其中流を滑川と傳稱す、立野とハ官府を善修の  
近傍にして、茅艸或箭竹の禁封あらん事覺束なきにこそ、凡禁山・封  
野などいふへ、公用の外私に伐採ることを得ざるの名なり、此地太むか  
し屯田の地にして民自由を得ず、  
故に此傳へ言ハあるならむ、

屯田、始て仁徳紀に出たり、其官曰屯田司、後に及て諸

國皆屯田あり、即帝皇の御田とせり、又もつて貧民を調

救の設とす、猶義倉・義田の如し、また按に、和名抄日

置郡富田亦屯田の訛なるへし、安閑記、婀娜國膽殖の屯

倉と見へたり、字典云、兵耕曰屯田、○事物起原云、  
屯田蓋起於漢武開西域之時なり、

同郡沢渚田村 今作神牟田、古史にハ沢牟田とあり、草ハ沢の  
轉也、古歌に、君か爲山田のさふも鳥竿つむと  
も山田の沢をさふとよめり、  
雪けの水に裳すそ濡しつ、是

○魔島神 三代実録○今氏瀬と  
云、亦訛て云字津佐、

奉祀海神豊玉彦夫妻、在府西二十四町、例祭二月十八

日、十月十八日、

三代実録曰、貞觀二年三月廿日庚午、薩摩國鹿兒島神授

從五位上、按、神位の事、詳見國史神祇部神位條、○光仁天皇皇龜二年辛亥二月十三日、令天下定置諸社大中小、正三位以上至正一位爲大社、從四位以上至從三位爲中社、從五位以上至正五位爲小社、通置曰、神位本分大中小祀、以定神田幣物之儀也、○文德実録曰、齊衡二年、加筑後國高良玉垂名神位田四町是也、凡人臣に位あり、仮令ハ從五位下になれハ位田八町を賜ふ、八町ハ今の高にして二百石に當る、故に実事を以て位に進むを重くせし事也し、武家權を執て此沙汰廢れ、今の位ハ神人とも皆有名無実の事なり、古時神社に奉位階者ハ、公卿侯伯等に視へて、其性幣乘盛の田地を寄進し給ふ事也、今所謂神領是也、以下神位の授加といふもの、宜く此に倣ひ見るべし、因て記す、

傳へいふ、氏瀨神ハ鹿兒島の地主神也、蓋海神綿積豊玉彦神の子を穂高見命といふ、この子孫を安曇宿祢と稱へて諸所に至り、蕃衍せし事、姓氏錄に見えたり、然ハ此氏瀨てふ名も、安曇氏の子孫たる者、吾祖神として齋る所なる故此名ハあるにや、俚諺に、二月・十月の十七日の夜、櫻島穗尾崎の海を過れハ、船膠スベリて進まず、又この夜氏瀨の川逆に流る、海童氏瀨に參上り玉ふ故なるよし

いひ傳ふ、是其湖神たること明けし、○又按、宇治とハ凡川流の上りをいふ稱にて、ウツも水の回旋所を指て、山城宇治川なともこの謂なり、又神月川てふ川名ハ、本この氏瀨の神祭より起れるよし見ゆ、さらハ氏瀨を今宇治瀨とも書ぬれハ、神月川に縁にし有る名なるにやあらん、抑此神祭を二月朔日より初て、祀場シノバ中と稱し、他國へ出行ことを祭るの俗ありける、天正十四年、龍伯公親ら大友氏を伐玉ふに、祀場内を以て發向し玉ハすなと見へたるハ、此氏瀨社の神事をいふ、ざるを承應四年二月、神祇管領卜部兼起に請ふことありて、外出の祭を罷しめ給ふと

云、謹按、昔者海神豊玉彦爲鴨着島主時、嘗翼戴彦火、出見尊、因得再還本郷、而不墜鴻業者、賴豊玉彦誠忠偉勲之功也已、加旃以爲葦不合尊之國舅、故拜豊玉彦爲鹿兒島神、蓋使其子孫封之鹿兒嶋地、子孫遂以爲氏神、於是曩時稱本府總社、其爲顯著之祠廟也明矣、宜与鹿兒島社之號併考云、

同郡印色村、即伊敷村、伊敷後俗書、因爲湯桶讀、且據古記作印色、則曰伊敷者略語也、又按、神祠在妙谷寺之西北、今係下、伊敷村、

○伊余色神社也、三代実録○伊余色ハ今省云伊敷、今稱年之宮、社司前田主馬、

奉祀大歲神・稻倉魂神、在府西一里四町、

三代実録貞觀二年三月廿日庚午、薩摩國正六位上伊余色神授從五位下、○按、書紀五十瓊敷入彦命、古事記作印色入日子命、三代実録作伊余色者並同人、命ハ垂仁天皇第二皇子なり、

此地蓋五十瓊敷入彦之采邑、因名焉者欵、饑内志曰、河内郡日下村御所池、古事記印色入彦命造日下高津池、即是、又和泉大鳥郡所石池在續井莊、廣五百三十餘畝、垂仁紀曰、作高石池、又同國日根郡珍努池在野々村西、廣三百三畝、相傳、印色入彦命所鑿、今日布池、又同郡樽井村君池、廣五百畝、相傳、印色入彦所鑿云々、是皆古の時開荒の處なり、今伊敷村左右皆水田多し、蓋垂仁御宇、

是皆古の時開荒の處なり、今伊敷村左右皆水田多し、蓋垂仁御宇、

印色命天下に周遊して、池塘を鑿て水を導き、新墾を勤て大に民に功あり、故に祀を奉して之を邑名に存せるならん、今以て年之宮と称す、其有年トレツの徳沢を称する者歟、巫祝以て大歳神とし、土人或ハ迎歳の説をなすもの、恐くは然らず、即便五十瓊敷命を齋へるなるへし、○年之宮の西一町許日田といへる所に春日祠あり、近衛信輔公坊津より茲に來り、飯館の址とそ、其時の歌に、

山たかミ見おろす谷の家くにともす光や蛩なるらん  
○鶴丸山ツル丸山即全城にて、旧名上山、坂元村万年門に係れり、

地理拾遺集曰、上山城ハ觀應の比、南方の徒この地を取んとて谷峯城に打集りしを、道鑑公上山に馳向ひ玉ふ、  
比志嶋氏文書又 氏久公御代交名帳に、上山領主とハ此城主なるへし、旧記曰、天正十九年辛卯、鹿兒嶋上野山城取

初、又曰、慶長七年八月五日、少將様鹿兒嶋御出馬御上落也、然ハ此時既當城に御座ありしならん、又曰、同十七年九月十一日、樓門柱立と云々、

○正一位諏方神祠 鹿兒嶋総社とす、○神社考曰、太祖公信濃國潮田莊及大田莊地頭職に補任す、因て 貞久公當社を薩州山門院に勧請す、氏久公に至り鹿兒嶋に遷座し給ふ、延文元年の比歟、

奉祀建御名方命上・事代主命下社

慶長七年十一月、諏方大明神御法樂 龍伯公

春をまたて開き初たる梅か香に人の心のなひかぬはなし

○餘考 上自葦原橋至仙巖園、下自洲尾至郡元中村、

尾藤靜寄子曰、聞之、奥羽土地僻遠、風俗龜鄙、猶是東夷之陋也、然山水之奇多在其土、若松島・金華・象瀉・大沼等諸勝、天下所共称也、其他佳境実不尠、京畿者四方之中風氣和平、人物文雅而其勝却不能如彼多、所謂角者缺牙者不其然乎、夫魔府の地山水秀麗、人物頗庶あり、蓋西極攀成の氣鐘フツツの所にして、かの東陸の陸岡ハ豊にして、其様濶く、岬樹の色淡青し、西海の山岳ヤマ偕トて、其立こと峭タカく、岬木の葉濃翠せりと云、蓋東方ハ少陽にして猶嬰兒の胖コたれとも、未実さるに似へく、西方ハ長陽にして老大の驪リたれとも、既に熟るに象るへし、熊藩敷愿ウマ曰、薩都魔、其東維隅州、薩陽之山北合、而岐東西對峙、遷迤而南者百餘里、到海而尽、海水從兩山之柴入本ノマ、瀕二州之腹爲一稗海本ノマ、周回二三百里如湖、寶字峯突出其中央、如浮如漂如蓬萊方壺、可望而不可就、実奇觀也、今按に、永正年中、洛の巢松か賦島陰景詩に、島陰佳景附沙灣 遠近高低紫翠間 莫謂弱流三萬里 爲君擎出巨鰲山、又天文三年和島陰詩に、島陰春到暖搖時 江上雨

宜晴亦奇 因憶西湖々上美 淡粧濃抹老坡詩、又江門の  
騷客山本春正か詠る歌に、春正ハ大納言資度卿の門人なり、一説  
に木下長彌子弟子にて、泰清公和歌を  
好ミ玉ふ時に、阿野青門裏松尚書より春  
正を薦て、公の歌客となされしもの也 山のミな環れるうちに入  
海ハいつくを指て潮の引らん、又夜光る玉も何せん薩摩

かた、なといひしハ、連城の壁も此地の風景に易ふへか  
らざるを称するに似たり、蓋萬葉に、薩摩の目高氏海人  
詠梅歌に、吾宿の梅のしつ枝に遊ひつゝ鶯鳴も散まくを  
しミ、是薩摩人の詠歌國仲に見へし初なるへし、然とも  
景物の仕における、特に皇華に遠さかり僻溢と云をもて、  
古歌・旧賦世に廣ウツものなし、又きのふハ今日のむかし、  
今ハ既に後の又むかしなれハ、必古今にしも拘るへから  
ず、故に挽ヰロ嘗て好事の爲に、一時詠する所の偶作私集  
をも綴拾ひて、聊其闕たるを苜オキふことゝなりぬ、觀もの  
その駁雜をもて、林壑の慚を奏ウタることなかるへし、因て  
餘考の引作るといふ、

魔島八景 凡近間八景・十二景と称するもの無慮若干首、粗末條に  
鈔録す、一家の私集なるか故也、其世に行るへ、杵山某  
か享保年中、八歌等の作を首唱とす、名家の標に非ずといへ共、其画  
の如き木村靜隱の手痕にして、觀へきに堪たり、事へ服部氏が跋辭に  
見へぬへ

櫻島白雲

詩 兒玉金鱗

歌 小森一山

天際仰高櫻島峯 藍光翠色躡青龍  
白雲變態多奇吳 知雪知花現妙容  
櫻島咲ぬたへ間も名にめてゝ花とこそ見れ峯の白雲

同和

詩 志賀登龍

歌 田浦檢校

八面玲瓏玉女峯 白雲起處有吟龍  
回看晴好翠微地 半入朦朧改舊容

磯の浪たかねの雲のなかめまでさなから春の花櫻島

前濱行舟

詩 四元橋山

歌 門松經興

魔城前向海之濱 幾見輕帆趁要津  
百里安瀾好風雨 不勞南去北來頻  
行舟もまぢかくみへて鳩の海やこゝはうち出の濱なら  
ね共

同和

詩 平山靜齋

歌 右全

水色漫天南浦濱 布帆遠影過江津  
掉歌一曲晚來起 不厭風潮日々頻

あま人の世渡るわさか波のうへにゆきかふ舟の數うか  
ふ也

築地晩潮

詩 吉田蘭峰

歌 大原貞以

長笛一聲人去盡 滿江殘月落岩邊

時の間に波たちくらし島陰やみえかくれする海士のい  
さり火

洲崎平沙

詩 野呂玄幸

歌 長崎道代

一曲清江淺水流 晚來潮湧浸沙洲  
啼鴉飛盡長堤上 波面漫々月色浮  
庵ちかく汐さしめくり暮る江のかゝるみるめハ世に類  
なき

同和

洲崎地勢自優長 日夜潮波相濯良

水鳥鶻翔耐書字 平沙數里白於霜

千疊防堤斷碧流 鶴汀鳧渚攝沙洲  
江天日暮寒潮湧 繫岸輕航次第浮

しら／＼と波の洲崎の眞砂地やみとりはへある松のむ  
ら立

あかす見む浮へる月の影なからかこふ入江にミつる夕

汐

同和

詩 山沢彩鸞

歌 伊木爲常

島陰漁火

詩 吉田梅邨

歌 和田正美

松原山畔白沙長 半入波濤出沒良

漠々江天煙斷處 一痕明月影如霜

十里島陰雨似烟 松膏無數滅還然

波ちかき浦の松かせしつかにてかもめむれる磯の眞  
砂地

晚來人去風波起 一點寒光照岸邊

島陰やくれぬる磯にともす火ハあまのいさりの光なる

らし

南林青松

詩 牧瀬玉山

歌 小森政定

同和

詩 安養院如雲

歌 日高爲純

松樹遠連南浦濱 青林綠水望清幽

隔離塵俗乾坤別 思入神仙物外遊

島陰漁火破寒煙 數點侵波夜欲然

歳世へて南はるけき海はらのみとりにつく松のはや

しハ

同和

詩 郡山醉夢

歌 平田正香

松林一帶遶江頭 隔海蒼々望更幽

馳思徂徠千里翠 四時采色入詩遊

江のみなミ遙に見えて立ならふ松の林のかけて木ふか

き

松峯鐘聲

詩 柏原公英

歌 平瀬一鷗

一朵松峯清淨奇 景光入望眼前空

暮鐘殷々使人感 今日又過十二時

山の名のまつの峯より吹おちてゆふへのあらしかねつ

たふなり

同和

詩 兒王玉齋

歌 今井村泰

藍翠逼空梵刹奇 松峯風物望相宜

鐘聲能破海雲曙 百八搖山月落時

鐘の聲さそふや松の峯に吹嵐のゆふへ猶ひくくなり

多賀山風

詩 町田懋齋

歌 牧 胤昌

多賀山風雲樹號 重々積翠起波濤

令然響入没絃去 天外唯聞度曲高

山の名のたか見る夢か残るへきふけて音そふ峯の嵐に

同和

詩 山田梅門

歌 日高爲一

綠樹森々靈巖號 碧空萬里起波濤

四時更好炎蒸日 多賀山頭涼氣高

なかくれと齡を守るみかきよりおくるもあかぬ軒の山

風

聞之薩人、其邦之勝尤佳者爲新築地、蓋山海并絶也、樺

山氏家園坐而収之、乃作八詠亭賞之、如此卷所圖若誦、

余謂、詩一也、和歌一也、圖画一也、固爲三絶、然非有

此勝、未足施此伎、則景絶一也、世之俗士謂山蓋高、謂

海蓋深、非不觀也、苟無勝情以會之、不啻牆面、則亦樺

山君好事、其絶一也、可謂五絶矣、雖然山海吾勝也、五

絶吾五絶也、吾不蒂芥者誰、居薩國之爲大無弗有已、薩

安養湛公爲其邸來、修護摩于東都、則爲樺山君屬余跋、

得聞此卷爽然自失乎其絶之富、享保丁未之秋、東都服元

橋跋

○兼葭橋の外塹へ、先君家久公浪花の草を移し栽玉ふ

とかや、木村守廣の歌とて稗史に載す、うつし植し君は  
なにはの夢なれやあし間の風の音ハかりして、按に、此  
歌ハ撰集抄に、西行難波にて、津の國の難波の春ハ夢な  
れや芦の枯葉に風わたる也、是を引返したる者なるへし、

○築地ツキヂ本府南北海岸皆是なり、本築堤截潮  
以爲旱路、故名、八詠亭跋所謂者即是

高辻中納言家長卿

こくふねも波路ハ風にまかせつゝおもふかたとして築に  
そする

○孝行橋コウコウハシ在府東築地、亦云眼鏡橋、むかし上笑子町の市人池田正右衛  
門といへる孝子あり、母に事て、冬の比は此橋の上に母を背  
負て、晨の陽に炙りてその温なるをいたし、夏の時は亦此橋の上に来て、  
夕の風を迎へてその涼をつくし、あるハ備を力め、菓を賣て歸り、向毎に  
必ず新しき肴をもて其母に食しめ、單身にして家亦貧といへとも、母の  
志を養ふて一日も懈ることなし、世人遂に此橋を孝行橋と唱へける、高  
岡郷土松下某か此橋の柱に書つけたるとかや、殘りて、

孝義録曰、薩摩國池田庄右衛門ハ鹿兒嶋の城下惠比須町  
の人なり、父うせにし後、家貧しくなりゆきしかハ、作  
花又ハ髮結ふわさをなして母を養へり、母中風を病て手  
足も心にまかせねハ、常に抱きかゝへて起居をたすけ、  
朝夕の食も箸とりてくはせ、好めるものあれハ、乃ち求  
め進めけり、夜々に母の側にさまゝの物語して、其ね  
ふりを待、我身ハ全き衣なしといへとも、寒き夜ハ母の  
ふしとに蒲団衾の類を重ね、其身をもて母の肌を暖め、

夏の夜ハあふき涼しからしむ、かゝる貧しき中にて孝養  
を尽しけるを人も感じあひて、衣服米銭などあとふる者  
あれば、衣服ハ母にきせ、己ハ母の古き衣を着けり、年  
比にも成しかハ、妻むかへよと隣の人すゝめしに、母  
一人をたに養ふことのこゝろまかせぬに、何とて妻持へ  
きとて、諾ウケなはず、其後母身まかりぬ、寶永四年十一月  
に領主に聞へて、惠比須町にて町屋敷一所と鳥目若干を  
與へて賞せり、すへて鹿兒嶋の城下にて、皆孝行庄右衛  
門と称し、其屋敷のかたへらの橋を名付て孝行橋といへ  
り、庄右衛門享保九年四月うせにし後、何者かしたりけ  
ん、孝行橋のはし柱に、一首の歌を書付ける、幾世ハか  
掛て朽せぬ人の子の道ありし名ハ橋に残りて、

○鶴江崎ツルエ伊勢内外の神宮あり、淨國公の創建な  
り、本府五社の一とす、○神主井上氏

一帯長洲流水涯 經營卜築建神祠  
祠邊移植松千樹 鬱擁清風護聖時

曾山恕心歌に、

かきりなく万代守れ宮はしらふとしりたてゝいはふ神  
垣

○多賀山タガヤマ旧名廣崎、亦號東福、故城址也、有多賀窟、所祭即伊弉諾尊、  
龍伯公遺駕頭某于近江多賀、以招到本宮之神靈、公在內城、  
時嘗擬日之少宮、麓に祇園社あり、  
本府中五社の中なり、始花木  
而遙拜之云、山本に鎮座、後此に勧請す、

社の旁に鳶石と称る者あり、形に象る、大十冊許、又其後の巖壁に長一尺餘の坐像の神を彫つく、浴水天と呼へり、左右文字あれと、漫漶讀へからず、但永祿某年の數字僅に見るへし、

窪江兩度古神詞 華表松間煙霧移

夜々驚風吹不斷 或疑鳶石欲飛時

磯山の嵐にたくふ雨の音も夜ふかく残る神の燈火

防守りしむかしへさそな治れるいまたにはけし峯の古城

○田浦 濱崎の東涯なり、むかし海沙を鑄して鉄を採りし處といふ、又高麗人をして陶を燒しとて、鉄籠或へ陶穴の迹山半に遺る、金毘羅權現を崇む、金毘羅へ素瓊烏尊を所斎とそ

烏丸内大臣光榮公

打寄る磯邊の波もしつかにてゆふへさひしき田の浦の雨

田浦六景 深見文侍著述にて、此所永福寺に玄位が建る所の唐佛等多し

田浦月

如斯逝者既如斯 海印曾無印破時

買得一轉田浦月 天光水色總相宜

櫻島旭

紫霧紅霞渡海來 大陽初掛小蓬萊

赫然氣象天圓濶 拭目人登百尺臺

洲崎松

青々祇在水中央 脉々何如乱插秧

一道白沙低薄霧 松濤風搖半飛颺

枚聞雪

積雪堆頭身自閑 凜然氣逼斗牛間

莫將富士低昂去 一種威稜別有閑

東福城

堅壘深隍舊日全 荒蕪今識太平天

名傳東福仍多宝 目陷荊蠻不敢連

霧島煙

氣焰蒸騰久不消 巨靈照耀微雲宵

安知仁育東方主 變態無邊脫迹家

○仙巖園 園へ麿府の北一里許に在り、喜鶴亭あり、自寛陽公初、世へり、又大磯小磯の名あり、本府第一勝處とす、其朝暉夕陰、氣象萬千なるもの具に形似すへからず、事へ其記に載す。

喜鶴亭記

喜鶴亭在本府城北一里、其地錦峯繡嶺、前臨大江、且多

奇石、詭觀異狀不一而足、名之曰仙巖洞、蓋比於龍虎山

之仙巖云、天明丁未之歲、老太守中將公至自東都、晦

日遊於喜鶴亭者屢矣、因撫其愛臨游觀之狀尤可喜者、爲

十六景、命畫師、各圖其狀合爲一卷、既又別寫其圖、託

長崎人林梅卿、求詩及序爲一帖、又命臣山本正誼、爲之

記、謹按、萬治年中、寬陽公創建別館於仙巖洞、名曰

仙巖園、其後寬文中、新構一亭於此、落成之日、宴於

亭上、適有雙鶴、自東而至翱翔翻翾、遂降庭前、飲啄棲

止移時不去、於是群臣拜賀、以爲嘉瑞、奉觴上壽皆呼千

歲、因謂其亭曰喜鶴亭、而學士大原林齋爲之記、即今亭

也、記文實在壁上、蓋本府城下多山水、而仙巖洞最善、

洞多園池、而仙巖園最善、園多佳處、而喜鶴亭又最善、

於是內聚竹樹泉石之美、外鍾江山林壑之秀、千態萬貌不

可具狀、然其尤善者莫若十六景、以下略

十六景序

夫天曰蒼天、海曰碧海、扶桑曜日若木舒華、斗柄乍看其

東指、宇宙皆春地不缺于巽方、山川並秀、乃有薩摩國者、

即日本之連疆也、臨以碧津、迎茲險岐、斜演析木、遙峙

沃焦、非藉巨靈之擘、偏成海外名山、乍當曦馭之外、便

見日邊好景、園惟瀕水即是瀛洲巖亦稱僊、何殊蓬島、千

萬里經遊非遇、十六景勝地堪誇、豈不足以壯游觀供眺覽

哉、今者重洋穩波忻看輻輳之蕃船、官貨交通爭喚、往來

之唐客、撫此地林泉、新遠人耳目、增邸壑於胸中、走風

雲於筆下、債刑閔妙手繪出層巒、借顯陸奇才写成尺幅、

於是搜問學士、拈珊瑚以哦詩選勝文人、含霜毫而得句、

春風畫閣披圖、瞻東海之雲霞、細雨曉窗搵筆揮西園之翰

墨、遂使王摩詰、即畫即詩、並傳其妙、非若謝幼輿一邱

一壑得畫其奇也、爰製序言以辨簡首、歲在著雍涪灘困余

月穀且左春坊錢梁、

鳴雨泉 戊申仲夏 外史曹謙光

山脉通源日夜流 淋々似雨響園秋

烹來石鼎供茶話 七椀遽虛一咲休

赤松林 雲南學政吳俊

虬技低亞翠成堆 未受秦封次第栽

薄暮擁濤風影動 疑擲月至薩摩來

騰蛟石 翰林庶掌出知福寧刺史江琅

雲根拔地幾何年 形肖蛟騰却宛然

千古青蒼冠名勝 每逢風雨似昇天

香楓巖 經菴溝官戶部尚書董詰

春風吹醉早楓丹 夾岸香來到曲欄

此景獨餘海外有 神僊應羨是奇觀

脩竹經 吏部右侍郎順天學政金子松

琅玕千萬立成林 細路通人幽境深

傍午不知過赤日 清涼愼透愛吟心

番蕉邱ソウジョウ

翰林修撰汪如洋

培成翠碧帶山腰 葉々迎風鳳尾搖

也抱歲寒心似鉄

不驚飛雪響肅々

秋蒿叢アキカマド

翰林院編修范來宗

歷乱秋風影不齊

含煙和露隔花溪

莫嫌寂寞蓬蒿逕

價遺高人遠托栖

葡萄架ブドウ架

翰林院編修加一級嚴福

漢使西歸味共探

移栽嘉種遍東南

結陰成架初添竹

珠帳艸龍護碧嵐

以上仙巖園中八景也、

菅神席スガノミ

御史李棨

巍然神宇白雲邊

靈爽憑依別有天

洗淨塵緣留好景

楓香蕉色寺門前

櫻花溪ウツクサ

太守王文治

張家紅粉檀風流

圖畫天然到練洲

好賺漁郎成問訊

一溪春滿海東頭

龍洞院リウドウイン

承宣布政司王昶

天平遙對院門青

四月寒生古樹林

噓氣成雲迳洞府

蒼苔冥漠瓊層陰

飛鳥道トビノミチ

大学士嵇瑛

灰逕垂空界碧山

人依飛鳥試躋攀

紅塵不到芒屨底

徐度松雲幾疊閑

朝夕池アサノイ

主事顧宗泰

郡峯環抱一泓秋

水落水高早暮流

正合僊園人竚立

果然身已到瀛洲

匹練洲ヒツレン

侍郎蔣元益

雲羅霧縠影相將

疊雪輕句帶水鄉

倘倩白魚拋玉尺

量來應有幾多長

天平山テイヘン

翰林院編修梁同

高峯儼與碧霄齊

矗立當空萬象低

絕頂徘徊天闕近

何須更上步雲梯

海門山ハイモン

侍讀學士彭紹觀

海門兀峙鎖洪濤

能抗前津風怒號

萬里乘潮容出入

玉鯨陰々與金龜

以上仙巖園外八景也、

按に、胡清の格調既に下る、況や実景を觀して想像の間に出るをや、猶靴を隔て痒を掻か如し、何ぞ名家の國風能人情に叶ひ、是を吟哦すれハ襟懐に感し易きの神妙なるにしくへけんや、

大磯雪の讚

西洞院時名朝臣

月も今入江の波も色わきて雪よりしらむ磯さへの里

以上都府以東、

○洲尾<sup>ヌノ</sup> 即前に謂匹練洲、在松原山南、所横出于海、松崎森列伎沓の時  
ハ沙角隨て現れ出、匹練を引か如し、○松峯山淨光明寺よりこ  
の洲崎を見て、  
遊行上人、

嶋か富士こゝを清見の寺ならハ洲崎のかたをみほの松  
原

○松原山南林寺即 大中公香華の所也、

江城風景畫圖中 松隔梵宮繞汀洲

滿目平沙千里色 潮來潮去亦玲瓏

○神月川<sup>カウキ</sup> 或作上月川、俗に江月・甲突など書ハ  
飯字也、旧名ハ大野川原と呼しとぞ、

此氏瀨の社神嘗月の祭より出たる名といへり、一名境川  
とも呼り、原流は泉崎<sup>府城西</sup>の滙潭<sup>ワケラダ</sup>を大野の湊に出て内  
海に入れりとぞ、大野湊ハ今若宮ハ幡岡前の池塘其址なり、俊寛  
僧都竄されし時、此處より船に乗りしと云傳ふ、  
萬葉集に、人丸の歌に、まこも刈る大野川原のみこもり  
に戀てし妹か紐とくわれは、と詠しなとも是なるへく乎、

岩切貞善

一帶長流匹練開 西山落月入欄來

可憐砂鳥風霜夜 相呼同群河水隈

○常盤谷<sup>トキハシノ</sup>旧名枯木<sup>カキ</sup>迫

先君大玄公別館の故址あり、嘗て聞けり、國に大辟ある  
ことに、公ミつから朝を下居玉ひ、此處におひて端坐  
憂色まし／＼、予社稷の主となり、刑措の化民に及はず、

某誰をか辜せん、食甘からず席恬からすと、或は肝<sup>ヒツカ</sup>まで  
朝餽<sup>アサカシ</sup>をも聞し召す、有司報して、事早れりと言上せしよ  
り、朝に還り給ふことありしとかや、紫芝園漫筆曰、憲

廟視朝常晚元祿中、薩摩侯綱久入朝日出造朝近午、憲

廟未出視朝、薩摩侯請見執政日、綱貴入朝今日謁見上

造朝、而上未見臣得非憚煩乎、臣請辭、執政曰然、近日

上視朝比昔時少晚、而君早造朝宜其以爲淹也、雖然但須

焉、上今且視朝、薩摩侯曰、臣等注留都下期年、今日不得

見上尚有他日不可、以臣等故煩上、因請辭遂起將出、執

政因留之、薩摩侯乃復坐、執政以告 憲廟、遂出現朝以

憲廟之威嚴也、當時諸侯猶有倔強如此者、按、太宰純去當時

突、抑、公英邁德量不憚、憲廟之威嚴抗慨吐露直言屈辱朝老、仍得使

大家速出而視朝、於斯一事可以知、公國悅道理而不爲外物所奪之賢也、

○主將三鑑曰、島津綱貴ハ近世の良主なり、仁にして且

勇、其政事萬機日に親臨之、思て得されハ食を忘れ、己

を虚にし、赤心を民に推し、國俗敦樸土風義を重せり、

又曰、今の侯伯悉く國初の新家たり、封建の大名と称す

へきハ唯島津氏而已と云々、公寶永の初、東の空に雲隱

れ玉ひしかハ、三州の臣庶天の永年を假さず、在位の久

しからざるを歎惜すること、猶考妣を喪ふか如し、豈亦

感孚の徳ならずや、此時日高爲純、水増り君歸らなむ水無瀬川ミ  
くにの民の歎く涙に、又久保一夢か奉悼れる

廿首の中に、民安く國豊にと恵みありし君さへ、秋の露と見なしつ、○傳稱す、公騎を禁め治功に富玉ひ、府庫充実す、故に東叡山の助役を奉て猶胤除あり、因て其餘材を据て山王祠を營み玉ふに至る、既にして、而寶永襲封の後、二大家の復興より始て其財散し、弊黨漸く啓けるとぞ、昔時、元正天皇の御宇、皇國六十餘州の囚徒僅四十二人なるを聞し召し、尚之か爲に楊若として宸襟を痛しめ給へり、故に史に稱す、帝雖女上、抑英時の主たり、皇沢浹治し四海歸心治體可觀矣、乃我 公有之哉、

此所の夜雨を詠る、 高辻中納言家長卿

常盤なる松もあらしの聲そへて夜半にそきほふ谷の村  
雨

新上橋夕照

おくふかき山もとくれて残る日のかげのミわたる新上  
の橋

水上晴嵐

山かせのふくにまかせて水上やはるゝ高ねへ浮雲もな  
し

尾畔落雁

幾行か數きためなく聲たてゝ尾畔に落ちる秋の雁かね

野元秋月

雲霧もはらひ尽してたくひなき野元の秋の月ひかりハ  
以上ハ宮原氏の八景を詠る所なり、さて此野元原とい

へるハ、 後村上天皇正平年中、畠山修理亮直顯か足

利直冬に属し、此處に軍す、其部下多田某なるもの長  
刀を揮ひ、我の刀手山田弥九郎貞有にわたり合、勝方  
をなし、終に双方羸輪を決せず、各陣中に引取りける  
よし、三州擾乱記に見へたり、而に寛政九年の夏五月、

土民竹藪を毀て二尺五寸の刀を掘獲たり、鞘の裏に金  
箔を塗れり、その光色変す、身に血漚あり、促羽純金、鉄鏢、  
折矢を獲たり、 今に至て五百年、其刀鞘の裏に金箔を塗  
たるか如きハ、當初戦亡士の遺劍たるを見るへし、  
又

安三年九月、野元  
・原良合戦あり、

○田毛村 旧簿に此二字を用ふ、船田多し、今武村に作るハ意、  
義なきの俗字なり、東藻會集の竹浦も此地ならむ歟、

田毛板橋を詠る、 牧胤昌

うち渡す遠かた人にと問ん掛ていく世かすきの板橋  
橋

くまもなく秋の田面の末かけてよわたる月に見ゆる川

橋

○荒田八幡宮 即荒田村に在り、一邑の本居  
とす、奉祀鹿島神社に同じ、

東鑑曰、正宮神領荒田莊是也、按に、三代実録、薩摩國  
鹿兒島神もこの社なるらんか、凡大隅正八幡の神領、東  
ハ恒吉、北ハ栗野、西ハ是にて、并に八幡廟あり、古の

時正宮神戸の大なる、因て想ふへし、

○松見崎在海浜、小松清齋嘗て日野中納言資枝卿に乞て、此別墅の十二景を詠す、其歌左の如し、

高隈朝霞

立まよふ雲より上に高くまの峯ほの／＼と霞む朝戸出

桜島春月

波霞む月のミはるのさくら島よをへて花に影もめてま  
し

荒田蛙聲

すきかへす後も聞まし水草生ふるあら田の暮に蛙なく

聲

然崎白雨

もえさきの名ハそれなからあつからぬ風も吹いてゝ過

る夕立

境川千鳥

境河まかへる汐にさそはれて浦の千鳥も瀬々やとぶら

ん

開聞暮雪

名にへいへと空にそひえしひらきゝの高根のみ雪暮そ

いそかぬ

洲崎浮鷗

こゝかしこかもめそうかふ沖津風なきたる今朝の洲崎  
遙に

隣村夕照

暮ちかく賑にけり夕つく日てらす隣のむらの往來ハ

青屋晴嵐

松高き青屋の里の夕あらし梢に見えてはるゝ雲霧

松林晚鐘

松原の末はる／＼と寺見へて木の間にひゞく入相のか

ね

平沙漁火

浪あらふ沖の白沙ハ色とりてほのめきそむるあまの漁

火

遠帆連波

眞帆引ていそく千舟ハおもふ方の風にいつくの湊いて

けむ

又野月荒田といふ所あり、美代清相

露に啼虫の音たかし里の名の野月の影も秋ふくる夜に

又川あり、鏡川と呼り、郡山蘭曉

一曲把村野水流 平田十里桂花浮

夜深人静月如練 影満金風玉露秋

小森政方

笛の音もあきの野月の夜よしとやその里の名に吹なら  
すらん

兼利

住ハまたこももうき世の中むらをなに隠れ家と人の云  
らん

○青屋松原 郡本村の中なり、三州擾乱記に、観応年中、谷山郡司平

忠高を誅戮し給ふ、其時出水の領主和泉右衛門兵衛尉忠直と祐支法師と  
云者太刀打し、忠直 祐支を相討にして、首を取たりし古戰場なり、○む  
かしハ藍青匠を青屋ともいひしか  
ハ、此地もその縁あるものにや、

連嶽相廻霧落暉 青江帆席隔林暉

客心似管井沈事 泛々並懸如鳥飛

○枚聞宮 称一之宮、○顯桂郡枚聞社爲薩摩一宮、此神祠即枚聞宮を  
崇む、故に称一之宮、今一條宮と云、蓋郡山一宮に別つな  
り、是より谿山郡界に柴立松あり、又海浜に大巖あり、枚聞の神  
輿を奉して茲に歌ひし處とそ、其大巖流沙に埋られて、今ハ見す、

一宮孤松 上野成章

藥宮松樹鬱蕭森 孤幹凌雲翠色深

借問歎棲華表鶴 千年誰共歲寒心

日高爲春

此宮の軒端に高き松ひとり古き神代の事を知るらん

寺山用央

これやこの神の御前におひそめていつより千代を松の

一もと

○郡元中村 此地ハ鹿尾島・谿山兩郡中界なるか故に地名とす、此に  
寛文十二年の比、前の宗とる司ひと諏訪兼利五十九歳に  
て仕を致し、一の艸舎  
を設ひ隠れ居し所なり、

又兼利のうたを天朝に聞しめし及はれしを、  
雲の上にたつ名といふもおそろしや冬のをろちの穴こ  
もる身を

卿庵八題序に曰、夫景ハ造化の無尺蔵にして、是を阮ふにいさなふも  
の幽居にならふ、按、修学八景とハ、寛文元年、後水尾太上皇嘗離亭  
于東山修学寺中、令王臣等賦八景歌玉ふといへり、境ことに人かゝると  
いへとも、その樂ハひとしきにあらずやとおほめき、童ともをすゝめて  
ふし無こと艸をかいあつめ、こゝにあらはし侍るハかたはらいたきわさ  
なめり、しかへいへと、上を学ふ一下の心なれハ、誰も罪ゆるしつへし、  
おもふに、蓮と蘋のしなハ異なれ共、露のひかりハかはらすこそ、

卿堂夜雨

兼利

のかれこし蓬か庵の夜の雨に此あはれしる友をしそ思  
ふ

兼利

のかれこし蓬か庵の夜の雨に此あはれしる友をしそ思

ふ

兼利

詠るにあくるそおしき横雲もむらさき原の秋のよの月

兼利

後和田の原波に入日の影さえてゆふへさひしく歸るうら

舟

兼利

前山寺ハ雲のとさしにこめぬれと入相の鐘の聲そもれゆ

く

西田晴嵐

重基

吹のこす雲もあらしの夕暮によるほひつれて歸る市人

櫻島暮雪

月吳 兼利 妻

梓弓はるの朝の詠かな夕の雪に花さくらしま

洲崎落雁

清貞

水茎のなかるゝかこと真砂地に一つつらく落る雁か

ね

南林夕照

重昌

しはしたゝ残る夕日のうつろひて錦をさらす遠の松原  
同堂銘あり、略す、按に、夫世を遯るといふに二つあり、自ら去ると、人に棄らるとなり、兼利ハ禪説を学へりとかや、兩端の中いかなるをか攝取せられし、しかれとも艸露の榮に媚ひ、妻子の口に糊するか爲に、苟も禄位を保全し、自不能として、知て知らざるか如きものあり、大臣ハしかすへからず、今日の事ハ即ち天下の事にして、百姓の窮樂之に係れり、國に當るもの之か爲に辞を爲るへけんや、

以上都府以西、

(表紙)

薩摩名勝考 卷之二

薩摩名勝考卷之二

目次

- 一 智賀尾神社三代実録 附苗代川 小山田瀑布 冠嶽
- 一 薩摩渡瀬
- 一 志奈尾神社三代実録
- 一 日暮里 謡本鳥追舟
- 一 白羽神社三代実録
- 一 司野能因歌枕 附櫟野
- 一 挹前文徳実録

一 可愛山陵書記

一新田宮諸神紀 支社數祠 附明王祠 汰宮 鏡野

千臺川 國分寺 延喜式 塊橋 網津村 延喜式

京泊 屋形原

一加紫久利神社 附箭筈嶽

一水成川能因歌枕

一霧野槍垣集 附山門 和名抄

一薩摩迫門万葉集 附搗之浦 長島 上宮嶽

一紫尾神社三代実録

一母子島能因歌枕 附錦濱 光瀬

薩摩國部第二

日置郡伊集院郷神殿村 ヒオキ イズン カウジン 和名抄、日置比於岐、或云比於岐反反名にて、今の社地 岐、○神殿も知加尾神社あるに因し邑ハ嶽村と稱へり、

○智賀尾神社 三代実録○亦作知加尾、昔時ハ大社にて一ノ宮と稱へ、同村餅川上の嶺に在しを、野火の災ありしにより、麓に遷宮す、今神像の背文曰、永正三年丙寅四月吉日、又棟札曰、永正五年春、新造智賀尾六所權現社一字 按に、是歲今の地に新建なるへし、又智賀尾ハ古の地名、尾ハ即丘なり、

奉祀神世七代之神也、古事記曰、次國稚、如浮脂似水母漂蕩之

立神一 次豐靈野神一 次運土煮神、次妹沙土煮神三 次角材神、次妹活材神四、次大戸道神、次妹大戸邊神五、次面足神、次妹吾屋惶根

神六、次伊弉諾神、次伊弉冉神代、上二柱獨神、各一代、次雙生、十柱各合二柱云一代、総七代十二神也云々、今按に、神社内陣に男妹六親、女妹六座を安置すと云、是豊野野尊を陰神とせる歟、未詳、本田親盈か神社考にハ、熊野本宮・同新宮とせり、何に據りしにヤ、熊野ハ神名帳に熊野早玉神社と有、即紀伊國熊野種現にて、景行天皇御宇所創、而那智新宮ハ後代祭之、其所祭皆同、本宮主菊理媛、新宮主速玉男、那智主事解男、是杜傳也と通證に見へたり、なほ後考、

例祭九月十九日、

### 府西五里

三代実録、貞觀二年三月廿日庚午、薩摩國從五位下智賀尾神授從五位上、

### 同郡同郷

○苗代川ナヘロカ苗代ナヘシロと訓、代ハ実の謂にて、田をシロと呼りしこと神后記に見へたり、苗代ハ秧田を云、此地に

文祿中、先君松齡公征韓の時、歸降の朝鮮人二十二姓、その男女八十餘人十餘人を率る來り玉ひしもの種落一邑を成せり、二十二姓の單姓ハ、安・鄭・朴・李・羅・燕・姜・金・崔・申、今存遺せるもの十有七姓なり、その他二姓ハ中山王の乞に因て琉球に遷され、陶器の製を傳へしめ玉ふ、其他の三姓ハ絶て今亡ひぬ、其中苗代川吏となす者前後十人、始申木野島平へ來る、其處を或ハ伊集院來中格となる者あり、始申木野島平へ來る、本靈屋本靈屋と呼ひ、今高、慶長八年苗代川に遷さる、自後漸く蕃殖か故に、宝永元年戸を折て、隅州鹿屋郷笠野原に莊居を給ふ、其男女田を耕り陶を業とし、推髮鬚を存して旧俗を改めず、燒窯を以て生活をなすか故に壺人と呼へり、その辭ハ國語に習ふといへとも、仍朝鮮語を傳ふ、父をアハ、母をオマ、兄を

ヘン、弟をアラ、姉をモンツウオ、又男舞女歌の伎を傳へ、龜龜リ、妹をラツオリなと呼か如し、舞あり、女十人庭上の筵に坐て歌へハ、男三十人引連て袖を華仰て鶴の起狀をなし、或ハ袂を張て俯し、龜の行狀をなす等の伎なり、今苗代川の戸凡四百軒、男女凡一千四百餘口、鹿屋ハ戸凡八十軒、男女凡四百餘口、兩邑の男女殆二三千餘人、此徒迭に昏姻をなし、唯國人と嫁を許さずといへとも、所謂天の益人てふもの、徴とすへきことかくのことし、按に、朝鮮の 皇國に歸化する、其來最尚し、崇神御宇、加羅國初て其地を獻して内属す、統紀、廢帝御宇、天平寶外正七位上人中衛無位吾志等言、子人等六世祖父午留和斯知、自加羅國慕化來朝、略、賜姓賀羅造、故に吾人漢土朝鮮の地を臣稱して加羅と呼り、その加羅國後に任那といふ、新羅の爲に併せらる、今

俗海外を指てなへて加羅といふハ、此より轉れり、万葉辛國と、姓氏錄曰、新良貴、葦不合尊男御毛沼命之後也、是於新良貴即爲國王、北史新羅傳に、其王本百濟人、自海逃入新羅、遂王其國云々、皇國を百濟と誤れるにそ、是朝鮮もと我神別の皇族にして、箕子を封せしことハ乃後の事なめり、是以神后出征に及んで、三韓風を望て自降り、西蕃と稱して天朝に服事し、又從て投歸する者世を歴て絶す、續紀元正の御連靈龜二年、以駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野七國高麗人一千七百九十九人遷于武藏國、置高麗郡焉、とあるか如き見るへし、高麗、古麻と稱ふ、亦云コク、後麗を厲音に訛ハ訛なり、厥後皇國紐を解き、天威海

外に震はす、三韓朝貢を愆るもの數百歳、豊太閤一たひ戎衣して之を伐しむ、又古に復すとはいへとも、往時に視れナソコハ其聘好を修むるに過す、然といへとも豊公此征伐よりして韃清の盛なるに至り、かの胡元の願に倣さるハ、蓋公の餘風を畏遊し、再ひ鼎の輕重を問さる所ともいふへきなり、二宮政方か秋の野てふ冊子に、苗代川といふ所は、往昔吾君こまの國なる人を召くし渡給ひしを任せ玉ふ所なり、めなれぬ人のかたちなりければ、

住人のかはるすかたに此里ハしらぬ國ゆくこゝちこそすれ

苗水懷古擬古風

山田君豹

君不見、豊氏征韓霸圖雄、纒鐘百萬駕長風、霜開斧鉞蛟龍避、猛士如林氣吐虹、白羽乱飛雨紛々、銃鋒迸空頽黒雲、天朝將師知多少、先侯威武最出群、朝破堅陣暮拔城、新塞一挙慶明兵、幕府猷誠四萬級、氣蓋絳城震英声、鯤鰐君臣盡倉皇、梯航貢琛比藩王、我國西部歸化種、紵衣縞帶即殊方、百年遺俗今猶在、甌陶世々家苗水、聖代祗今誰爭功、青史猶稱石曼子、明史朝鮮傳、譯島津爲石曼子、按、行長屯順天、沈安頓吾屯泗川とあるを、乘獨潭に蘆山の棟齊雲老納か言を引て、三韓の人ハ吾ニコル故に、シイマアズウと覺えて、沈安頓吾の國音を訳すと云々、按に、沈安頓吾ハ疑くハ島津兵庫の韓語なるへし、四字を島津の譯とせるハ覺束なし、

同郡郡山郷小山田村

○小山田瀑泉源郡山の山中より出つ、龍の高さ八間三尺許、横幅窄く水流急なり、

孝義錄曰、薩摩國日置郡郡山郷小山田村孝行者喜左衛門ハ、高も持ぬ百姓也、父は寶永の始失けるに、其常に居し所の席を母の居所に定め置て、己ハその下に座し、いさゝかも不敬の躰をなさず、早く妻をも娶りしか、母を養ふこと疎なりとて出しやり、其後妻を迎へよとあれハ、卑賤の身とて、孝心あらん妻を擇ふへき事心に任せかたし、如何にもして己一人して心のまゝに養んとて、昼夜母の側に在りて奉養怠らず、小山田村に藏屋敷ありて、村の民三四人つゝ日夜に輪番せし事あるに、喜左衛門か番に當りたる日ハ、同じ番にあたる者をたのみ、一刻つゝ暇を乞て母を省ミ、又は人のもてなしに招れても、母のミ獨ありてわひしからんと思へハ、頓に席をたちて酒を求め歸り、母と共にたのしみけり、寶永六年五月、領主より褒美して、鳥目そこはくを取らせけり、  
○比志島村あり、同郡滿家院の中にて、鹿兒島に隸り、是ハ菱島なりといへり、

同郡串木野郷上名村

○冠嶽カサノケ此嶽日置・薩摩兩郡に跨る、東西中央の三峯ありて、風折鳥帽子に似たり、因て冠嶽と云、三嶽に熊野

權現を祭る、本社ハ上名村に在り、傳稱、用明天皇御宇、蘇我馬子創建す、○大岩戸權現は面陽の岩窟の中に在り、横五間、入六間、奉祀霧嶋・開闢并英彦山の諸神也、此窟の高サ丈許り、

四時に絶へず生繼く、土人蘇我タバコと呼へり、按に、此煙艸ハ太むかしより自然と此洞中に産ぬる種なるを、人其煙草たるをしらす、此ものを燃し吸ふことの世に流

行てより、始てタバコてふ名を呼ひならひ、且蘇我馬子の植しとて、ソガタハコとハ称しならん、朝鮮の芝草類説てふ書云、淡婆姑艸名亦云南靈艸、近歲始出倭國、又柏崎永以具元か事蹟合考曰、大閤の時落書に、やめたきハたはこ法度に錢法度公家の持鎗、玄徳の醫者落穂集に、

たはこハ天正年中云々などあり、しかれば腐穢集に、たはこハ慶長年中始て長崎櫻馬場に植しなといふハ、はるか後の事にて、其より前いと早くより行れつるものならず、此洞もとより南邊にして、陽明の暖地なるのミならず、洞の中ハ雪霜に侵されず、此もの四時に絶す生立るにて

そありける、○寶生洞といふあり、高三丈許の岩洞なり、○大岩戸より一町許西に芳泉あり、眼洗水と名く、南に轉り十町許に兒石あり、その右に材木嶽見ゆ、石材を重

疊たるか如し、俗鬼の材木と呼ふ、家に材木嶽權現あり、按に、東遊雜記曰、奥州牡鹿郡石巻に、土人柱石と稱して、八寸角にて一丈も二丈もある自然石數多あることにて、材木をつミ重ねし様に山に見えし也、石の色ハ青く堅き石なり、又片に扁けハ疊の如く扁ける。南石もあり、少し青色也と云々、鬼材木も此柱石の屬たること明けし。南に經塚あり、其石巻軸を積累しかことく、其申方を西嶽と云、第一高峯なり、上ハ平地、縱十二間、横八間、西嶽權現祠あり、○絶頂に靈泉を出す、名付て不増不減水と稱す、桂庵か島陰集曰、冠嶽薩之靈地也、後岩峭峻、其巔貯一水、清而窪者恰似硯池之形、雖歷淫雨甚旱、未嘗視其有乾溢、胥傳云、稚子幼童之學字也、掬以供硯滴、則無不能書者、故水之名鳴乎海西、不亦奇哉、山之主席作詩見示、仍廢韻且述故事、日上高岩宿霧開 連空青壁

絶梯媒 兒童學字硯池水 筆下龍蛇送雨來、此社僧寺を頂し故名くとハ、自事を奇にする者の虚誕なり。 峯窰院と云、

○照島オホシマ 同郷下名村島平浦の海上にあり、海畔を去こと一町、有神祠、餘、東西に長きこと二町許横一町餘の小嶽なり、

松尾大明神奉祀、即大山昨命也、例祭九月廿八日、島の汀渚白沙最潔く、上にハ青翠茂樹有て、遙に野間・金峯の山を望ミ、近く黒瀬の濱など遊覽するに足れり、又男洩女洩とて清潭あり、

同郡市來郷大里村

○薩摩渡瀨

此薩摩渡瀬へ、上りし世に隼人の薩摩迫門などの例にて、  
專薩摩てふ名所に縁にしありしにや、建久中、太祖公の  
御親母丹後局下向の時、御舟此津に入着しよし、又大里  
てふ村名も御里を訛りしなりと云傳ふ、此川の流、當時  
ハ川崎野の濱へ出しを、今のやうに湊村に川筋變りける  
とぞ、

○嚴島大明神 大里村の蒲泥田といふ地に鎮座なり、例祭十一月廿三日。

奉祀市杵島姫にて、丹後局海上の平安を祈り給ひ、安藝  
の宮より勸請なされ、其後社内に一尺餘の舟を奉納あり  
しとて、今も藏れり、

#### 薩摩郡隈城郷宮里村

○志奈尾神社 三代実録、作志奈毛、按に、毛へ印本戸冠を落せるなるへし、亦云志繩、○社司藤田某、奉祀住

吉大神也、一説、熊野本宮也、社地平立山、亦筆坂と云、例祭兩度、

二月三日を土ひらき打植祭といひ、十二月三日を土かた  
め祭と云、旧新地へ、この處より寅卯に丁り一町許に、  
御手洗池と称ふあり、正徳六年の棟札に、初社の西方凡  
十四五町許に鎮座ありしを、數水難の患ある故に、寶永  
四年丁亥十一月、今の地に遷宮なし奉ると見へたり、

#### 府西十二里

三代実録、貞觀二年三月廿日、薩摩國從五位下志奈毛神

授從五位上、

忠時公の御時、隈城宮里郡司の事見へたり、この地ハ原  
新田宮の故跡也ともいふ、因後々まで一郡の司もありし  
なるへし、

#### 同郷東手村

○日暮里 語本鳥追舟○按に、日暮てふ地名世に多し、茅蠟の多き處に因しなるへし。

鳥追舟に曰、是ハ九州薩摩國日暮殿の御内に、左近尉と  
申者にて候、偕も此日暮里と申へ、前にハ大河流れ、末  
ハ湖水に継けり、此湖より群鳥あかつて、うらむかひの  
田をはミ候間、毎年鳥追舟を莊り、田つらの鳥をおはせ  
候、又頼奉る日暮殿ハ、御訴訟の事候て、十ヶ年餘御在  
京にて候か、その留守に北の御方と花若殿と申稚き人を  
預り申て候、あまりに鳥おはせうする者もなく候間、花  
若とのを雇ひ申、田つらの鳥を追せ申さはやと存候、  
當年某か船に更に鳥おはせふするものなく候へは、花若  
との御出あつて、鳥を追ふて御遊候へかし、  
若に田つらの鳥をおへと申へ、花若ハ幼けれとも、左近  
尉か爲にハ主にてハなきか、主に鳥おへたと申ハ情なき  
者にてこそ、  
何と左近尉ハ情なき者と仰候か、先御留守  
守たと申へ、五十日百日乃至一年半年をこそ申を、既

に十ヶ年に餘り扶持申たる左近尉か情なき者にて候歟、  
略中 北方、されハ花若一人ハ心許なく候へは、二人共に  
立出て鳥を追さふらふ、略中 是ハ九州日暮の何某にて、  
某自訴の事あるにより、十ヶ年に餘り在京仕候處に、自  
訴悉く安堵し、喜悅の眉を開き、只今本國へ罷下候、略中  
こきうかへたる鳥追舟さし近く、能く見れハ、是ハ日暮殿  
にて御座候歟、あら珍らしや、扱あれなるハ日暮とのゝ  
子にて、あれなるハ汝か母か、何とて賤敷わさをへいた  
す、略中 言語道断の事、夫弓取の子ハ胎内にてねきこと  
を聞七才にて親の敵を討とこそ、況や汝十歳にあまり、  
さこそ無念に有つらん、略中 いかに左近尉、おのれハふ  
とくしんなる者哉、汝をめのとに附置上ハ、恩賞もなと  
都にて有増の甲斐もなく、結句主をおしさけて下人につ  
かふへき謂はし有か、略中 其後に彼人くハ、花若家を  
繼て櫻若木の里に隠なく、五常たゝしき弓取の末こそ久  
しかりけれ、譯本により文詞ハ異同あり、今其大較のミを鈔載す。按に、日暮里ハ向田  
村の入口窠山の出端にして、称名寺の境内に係れり、そ  
の跡縦式町横一町許の山岡なり、今ハ山野或ハ畠となれ  
り、土俗此所を日暮殿、亦は日暮の城なと称ふ、又鳥追  
森とて、平佐と隈城との境なる田間に在り、日暮殿の息

の姉と弟身を投られしを、屍を埋し所也と云、是は日暮  
殿始同郷宮里村の女を娶り、男女二人を設けて後其妻を  
去る、継妻ハ腹黒なる女にて、日暮殿の在京留守に、兄弟  
の間ゝ子を悪むの餘り、鳥追舟に乗せ、日毎に鳥を追せ  
し程に、姉と弟その難儀に堪かね、遂にこの境川に身を  
投けて失にしを、里人深く憐みて、兄弟の死骸をハ埋め、  
墓の標に楠樹ツグを植たるか大木と成て、鳥追の森といひし  
とかや、今其木ハ枯て石像の觀音を安置す、又此姉弟の  
実母の里ハ、宮里村にて母有川といふあり、その渡口を  
母有渡と称ふも、実母の甚歎きしよりの名なるとかや、  
又日暮里より一里許西手村の中に、左近允と呼る地有、  
その山中に左近允か墓とて、小石を積繫たり、土人原田  
某、世々その香華を供ふ、是左近允に所縁ありし子孫といふ。さて鳥追の謡  
に、前ハ大河流れて末湖水につゝきといふハ、千臺川よ  
り高江村につゝき、むかしハ廻り三里許の曲江あり、此  
地を鳥追川といふ、貞享年中、すへて新田となれり、此  
高江新田開けさる前ハ、いとく大なる潮さいの湖にて  
そありける、今も水鳥など多くおり立り、又向田てふ村  
名ハ、高城より向への田といふことなり、さて日暮殿ハ  
蓋し薩摩守の佐官などにや、その殿もていひ繼ぬれば、

此地主人なとにて、左近允なる者ハ其家累を預けて託置けるならし、謠本にハ、兄弟の子共をこの左近允かあしさまに取あつかひけるよしなれと、隈城にいひ傳ふる所に據れハ、日暮殿か継妻の姦計にて、兄弟の子を失ひし事明なり、

同郡平佐郷白羽村 郷人白和に作る、是ハ仮字も違ひぬるを、神名を避て換用といふ、

○白羽神社 三代実録○當社撰札曰、初葛社より申方四町許、白羽市川の涯に鎮座也、然に天正十五年、太閤秀吉泰平寺を陣營とし、向田村の地を放火す、餘燄祠宇に及て延焼せしを、慶長六年二月、北郷三久今の地に再興す、三久ハ平佐邑主たれば也、其旧蹟に阿弥陀堂を立と云々、

奉祀大山咋命也、例祭十一月三日、祠官宮崎某、

府西十三里

三代実録、貞觀二年三月廿日、薩摩國從五位下白羽火雷神授從五位上、○按に、火雷命古事記に謂大山咋神、亦名山末大主神、此神者坐近淡海之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴籥神也とあるにて、白羽と称すも籥矢に出し名にて、西土にてハ箭の事を直に白羽ともいへり、又火雷神とあるも、いと旧き傳に因られし類なるべし、後々の書松尾神とのミ、山城風土記曰、日向曾之峯天降坐、神賀茂建あれハなり、山城風土記曰、日向曾之峯天降坐、神賀茂建角身命・神倭石余比古御前立坐、而宿坐大倭葛木山峯、自彼漸遷至山代國岡田之賀茂、隨山代河下坐云々、播摩堂津に賀

茂大神祠あり、稱松尾神、社傳曰、大神ハ日向高千穂峯に降り坐て、後大和國に發行玉ふる時、此地に逗坐し事あり、因て奉祀之と、是建角身命神武の御親征に從、山城風土記に、賀茂建角身命娶丹波國神野神伊可古夜日女、生子名玉依日子、次曰玉依日女、玉依日女於石川瀬見小川遊爲時、丹塗矢自川上流下、乃取挿置床邊、遂孕生男子、至成人時、外祖父建角身命造八尋屋、豎八戸扉、釀八服酒、而神集々而七日七夜樂遊、然與子語言、汝父將思人令飲此酒、即舉酒杯向天爲祭、分穿屋臺、而升於天、乃因外祖父名号加茂別雷命、所謂丹塗矢、乙訓郡社坐火雷命在、又釈日本紀曰、賀茂別雷命、命父丹塗矢乙訓坐火雷神社是也、又大赤帳曰、戸上矢者松尾大明神是也、松尾大明神大山咋神用鳴籥也と云々、是大山咋神丹塗矢に化て玉依姫に通ひしを、鳴籥と成とも記したるハ皆古史の辭にして、丹塗矢の靈を火雷命と申せし也、此社の原處ハ川涯に建しも、其縁ありしことならんかも、

同郡東郷斧刈村

○司野 能因歌枕○今云司野原、此地ハ伊佐郡山崎通路の街道なり、東南ハ入來・櫻野の衆山波瀾の如く聊り、遙に冠嶽を眺望し、後に千壺川を帶ひ、笠山野の馬城ありて、好景の勝區なり、

府西十二里

往古薩摩國司居處の墟なるを以て、司野と呼へり、今方

二十町計の地、その旧蹤といふ、按に、近衛天皇の御宇

康治の比、祇答院郡司大前道助在國司と称す、其子孫師

道・道秀などあり、又建久八年十二月、鎌倉御教書曰、

在國司内裏大番來春參觀すへきよし見へたるへ、此處に

居住せし<sup>レ</sup>在國司道胤か事也と云々、

○<sup>イナヒ</sup>樫野<sup>ノ</sup>延喜傳式、今市比野村といふて<sup>ニ</sup>彌陽郷に隸けり、前に見へし<sup>ノ</sup>司野の都府なりし時へ、此野往還なるへし。○此に温泉あり、

又瀑泉あり、湯元の瀧といふ、高サ五間許

#### 同郡高江郷久見崎村

○<sup>クミナキ</sup>抱前<sup>ノ</sup>文德実録○抱へ字書に酌也とあり、毛詩、酌酒なと見ゆ、前へ<sup>ノ</sup>古史論と通し用ゆ、古事記、筭菰之御前、或へ天武記の山崎も

山前とある類是なり、○此抱崎へ千蓋川口にして、東北京泊に對岸す、下流に順て河景を窮るもの、此地をもて美觀とす、又官船停泊の要津なり、

り、

#### 府西十四里半

文德実録曰、仁壽三年七月丙辰、賑薩摩國孝女抱前福依

實爵三級、終身旗表門閭、依實天性至孝、父母年者老病

著牀、無子唯一女福依實、扶持左右嘗藥二十餘年、備

力致養、曉夕辛勤容顏焦疲、觀者憐之、福依實雖云野旅、

閑於礼儀、恭敬父母、有所諮稟必正色作聲、未曾褻惰矣、

○大日本史列女傳曰、福依實者薩摩國民家之女也、父母

老無男子、家又窮戚傭力以養父母、致勞二十餘年、雖生

長於草野、略閑禮儀、恭敬父母、未曾褻惰、仁壽中賜爵

三級、旌表門閭、○國柱按、古之時天下之民鰥寡孤獨貧

窮老廢者、收養給待皆有其法、又孝子順孫義夫節婦志行

聞於國郡者、旗表門閭、悉除課役、詳なること國史伴令

に見へたり、皆王道の善政也、本藩國初以來、孝廉の者

其人に乏からすといへとも、之を旧史に考るに、大隅隼

人・薩摩の氏長か輩、皆敏勇膂力をもて称せられ、忠臣

孝子の其門に出るへ家々乎たり、獨孝子福依實の傳を讀

に及て、無好人の三字を破却すへし、夫福依實唯勞を致

すの二十有餘年のミならず、性行淑謹幽閑貞靜、内不忘

恭敬、外不失礼容、則都雅の良貴といへとも、多く讓る

へからす、西荒邊鄙の女子にして、この婦徳の至美を備

へたり、宣なる乎、天子寵章を授け榮爵を賜ふこと、國

の光と謂つへし、故に余事に因て依實の事蹟を咨ひ訪と

いへとも、世遠く人亡ひ旧聞遺志今存するものなし、可

惜哉、

孝義錄曰、薩摩國薩摩郡高江郷久見崎村水主惣左衛門伴

喜太郎二十五歳、寛政元年、孝行者褒美、同所伊勢五郎

十九歳、同時褒美、同娘名不知十四歳、同時褒美、以上

三人ハともにこの福依實か同地にして、孝行を以て名を

青史に播すこと、併むかしの續もて、今更に引出して永

き世の鑑ともなりぬへけれへ、千載の跡まで猶福依賣か  
面影平移して後に傳へなんへ、信に少縁オホコソならぬ事ともな  
らすや、

○志那尾三社大明神、高江村に在り、奉祀隈城志那尾と  
同じ、例祭二月二日、之を打植の祭といふ、

高城郡水引郷新田村ヲ和名鈔、高城、太加伎、今省て多伎と称ふ、  
○又按に、水引もと村名、今分て五代村と  
云、今の八幡宮地へ薩摩郡宮内村に属す、また新田村を和名鈔新多に  
作る、新田宮神事官執印某が藏書に、慶長十七年子六月廿日、薩州高  
城郡新田村名寄帳、川上左京亮とあり、さらへ、  
慶長の比までハ、新田村と称へしとおもはる、

可愛山陵ヲヤノミヤサカ書紀ニ延喜式作埃、○濱成天書作縁、蓋并に此原處の地  
名と見へたり、今高江の如き其江といふに思ひ合すへし、  
其考ハ并に左  
に委オモいふ也、

府坤位十三里餘新田宮の成  
亥方三町餘、

書紀曰、久之天津彦々火瓊々杵尊崩、因葬筑紫日向可愛  
之山陵、可愛此  
云埃○天書曰、葬筑紫日迎縁之中山之嶺陵、

諸陵式曰、日向埃山陵、天津彦々火瓊々杵尊、在日向國  
無陵戸、古事記傳曰、右いづれをも在日向と記されたるハ、未大隅・  
薩摩てふ國名を置ざる前に因られしものにて、大隅・薩摩な  
と分れてハ、日

○國柱謹按、今據地形考其実、則今新田宮在處、即是所  
藏皇孫玉體之處欵、然天書之所記蓋得洋駁矣、今土人称

中陵者自然山陵、而山嶺安盤石數行、蓋墳壘、其下有石  
礫云、石礫固在地中、不可見、嘗聞權執印祐清曰、昔年陵上有松樹四  
株、多歷年所而枯朽、因翳除之、有土人掘其根將爲薪者、掘既

深而見一石礫、方圍蓋丈餘、其大非神功則不可以遠、然則天書、所謂  
輸山上者、土人恐乃舍掘松根、時祐清亦親見之云、

中山嶺正謂此欵、至今称中陵者愈可以信證矣、而別有称  
端陵・川合陵者、遂後世紛紜無所適從焉、故窃書所見聞、

以備他日考證如左、○新田宮藏元弘三年八月、神人權執  
印良暹等七人連署曰、謹檢案内、當宮者地神第三代尊神、

日域無雙之宗廟也、高城千臺可愛陵号新田宮、下略、○此  
八月より文永十二年二月に至り、新田宮造  
管を天朝に訴ふる所の文獻、并に同文なり、又同藏寶治元年、新田  
宮神人等訴狀曰、當社者八幡三所神明之垂跡、九州五所

百歲之昔、忝有五跡神王面、日向國天降□前行給、薩  
摩國遷御之後者、龜山峯奉□神御躰、以此社爲新田宮、

下略、○同藏建長八年四月、新田宮神人執印惟宗友成等連  
署曰、請特且任先規、且依傍例奏聞公家、申賜宣旨、被

造替當宮正殿已下神殿門廊等子細狀、右謹檢舊貫、天尊  
瓊々杵尊圓寂砌、可愛陵高城千臺宮者今新田八幡宮是也、

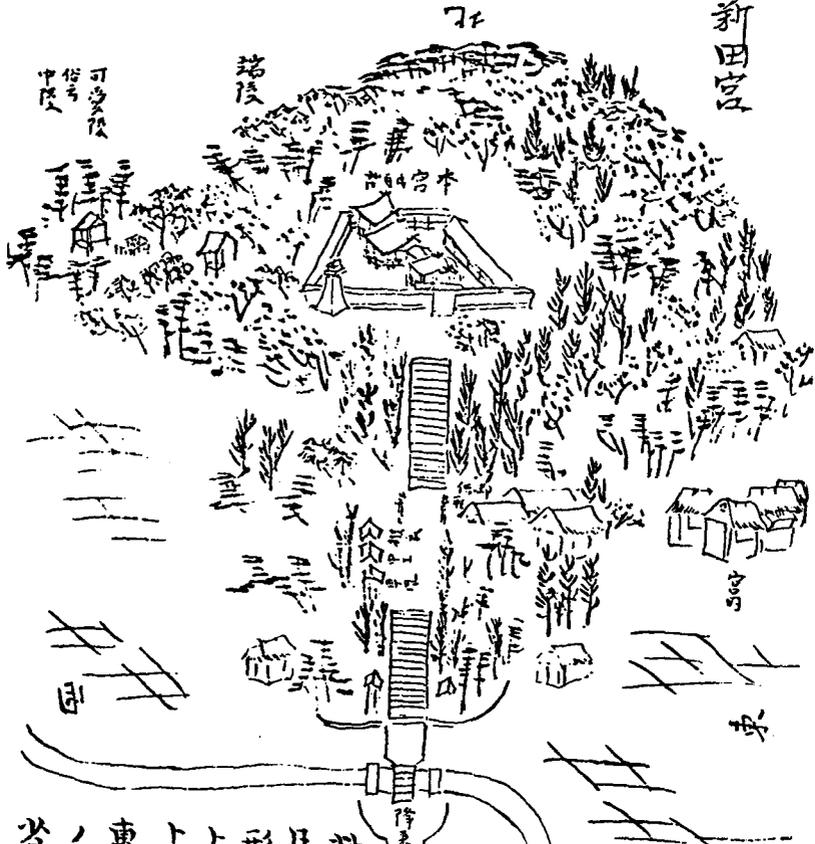
從天照第三代靈神爲日域無雙之宗廟間、當宮造替事仰附  
當國宰吏、配分國中莊公、被造勸例敢無吳儀、抑先度造

宮之地爲御山麓之間、任所々之例、可奉移山頂否之由、  
被奏聞之日、可奉造山頂之由、被下占形早、而去承安年

中、件正殿以下門廊等、不慮之外炎上之條、相叶御卜、  
冥慮令然欵、以下此等之文を按に、寶治元年の文書に、

略、

新田宮



龜山ノ周回凡一里  
 三合  
 今俗ニ可愛陵ト  
 云ハ自是西ノ町餘  
 ニ在リ矣其園ヲ畧  
 新田宮坂ノ下ヨリ仁王門下渡  
 頭ニテ七町寸ニ間餘ノ路ヲ  
 蘭桂ト称ス  
 此辺丸右共ニ新田神人屋鋪  
 凡新田神山ヲ龜山ト称ス  
 形ニ象ル也西方中陵ヲ首  
 トシ端陵ヲ頸トシ本宮ヲ胸  
 トス東ハ昂尾ナリ○此圖ハ  
 專一山ノ大様ト可愛陵ト  
 ノ地形ヲ見ル為ニ工瑣細皆  
 省テ不記事ハ本條ニ詳也

端陵

乃

可居々陵  
俗云中陵  
开垣圍方  
一不録



社所地形  
信し山子  
流

神領  
田地

此圖ハ中陵端陵  
ヲ別ニ引離シテ  
見ル為ニ地取也  
中陵ニ井垣アリ  
テ中ニ石敷片ヲ  
置テ玉體ヲ藏  
シ所トシ端陵寺  
ニハ無シ

南

薩摩國遷御の後とハ、笠狹宮より此處に遷都て高城宮と号せしを、後に神躰を崇て千臺新田宮と称せしなり、龜山峯とハ即此一山の惣名にて、中陵を龜の頭とし、新田宮の地を龜の胴とせるよし、今もいひ傳へて、実に一山の形勢正に此に相符せり、又龜山峯奉□神御躰とある、奉の下文朽損して某字たるをしらす、若ハ葬字、若ハ崇字、或亦遷字・置字などにもあるへき歟、眼目の一字を闕くこと甚だ遺憾の至也、又前の元弘三年の文獻に、高城千臺可愛陵号新田宮とあるに據れハ、可愛陵といふハ即新田宮と見ゆれとも、建長八年文獻に、先度造替之地、爲御山麓之間、可奉移山頂否之由、奏聞之日可奉造山頂之由、被下占形とあるを觀れハ、始ハ今の宮牀の迹てふ地に新田宮ハ立りしを、後に神人等か奏請る時、朝廷にて其吉凶を卜はせ玉ひ、且地形圖をも下され、いよ々山頂に造替し奉れと宣下せられし也、然に山頂とハ即今の宮所なるを、其下ハ弥玉躰を葬り奉し所とハしれかたし、其ハ以上の文に、山頂ハ陵の地と申よしもなければなり、然とも可愛陵と申ハ、即龜山の事にて、今も御山と称ふるハ古言のまゝいひ傳へしとを見へたる、さらハこの一山ハ是瓊々杵尊都し給ふの遺墟にして、中陵ハ

後に玉體を葬りし所、是を併て可愛山陵と申せしにハあらしか、今中陵の山ハ龜の頭といふに當り、且山頭に盤石を置て方丈餘の井垣を周らし、又其下にハ石礫ありといふにて、天書に縁之中山之巔陵とあるに符合せり、嘗て京師吉田家の説を聞けり、曰、凡先皇山陵ありて、又其神靈を祭らるにハ必ず山陵の別處におひて神廟を營る事にて、山陵の上に神廟を建るハ絶てなきの例式なりとそ、由此觀之、則可愛山陵ハ即今の中陵にして、新田宮ハ別に是皇孫の神靈を勸請の宮廡なること最著しといふへし、文獻に、任所々例奉移山頂といふハ、即別に神廟を立らるを云なるへし、○抑中陵といふハ、新田宮より戌亥の方三町二十間餘に在りて、龜山の頭とする所也、又新田宮とこの中陵との間に一ツの山岡ありて、上に小祠を立らる、土人端陵といふ、しかれとも上に井垣もなく、墳域らしきものもなければ山陵とも見へず、土人或ハ之を天照大神の山陵ともいひ、又誤て中陵とも唱ふるハ誤なり、中陵ハ前の龜山の頭に當る地にて、其より西に川合陵あり、さて東に端陵あり、中とハ川合と端陵との中に在るをもていふ名なり、又天照大神ハ常に天上に在て、地下に降り玉はさるハ論ふにも及はず、書紀・古事記其餘の正史実録に、崩御の沙汰さへなきを、何とて其御陵の有へきぞ、然れともこの端陵といふも、若くハ皇孫の國母栲幡千々姫命を葬り奉りし所なとにや、八幡てふ宮號の縁と、土人端陵を天照大神など申に因れ

ハ、其縁故なきにあらす、○川合<sup>カヒ</sup>陵といふハ、新田宮より西戌方二十二町餘に在り、樹木生茂りて山林なからも、最卑渾狹溢の處にて、唯叢祠一のミ建り、前に瀦水ありて、御手洗池と称ふ、土人はを川合陵といふハ、此邊を内川内<sup>ウチノカ</sup>・外川内と呼びて、枝川流れ合ふ處なれば也、然に川合と可愛と訓音相近きより、是を可愛陵ともいひなせしハ、小賢しき者、川合ハ即可愛の字訓ならんと推鑿せしより起れるなるへし、因て按に、この川合陵てふ所ハ皇孫を奉葬し御陵にてハなく、可愛山の方域の分略なるへし、其後ハ皇孫尊百王の祖にて、始て中國に君臨し玉ひし御事なれば、其葬所の挑域なと申ものも、尋常にハ吳りて廣大の制ならんハ申に及はず、必その挑域の方至なとも定ありし事なるへし、後々<sup>ノチ</sup>にハ此邊新田と成て、今陵の地とせし、抑可愛陵の方域ハ此川合までも係りしならん、明和の比水引郷と新田神人と争界の事起りて、此川合陵と中陵との間に在る田ハ、遂に水引に隸られけり、片言析獄とヘ何の言とかおもへり、夫此新田宮の古ハ、この左右十九ヶ郷を以祭祀の神祇に供られし事なれば、今の水引郷なとハ即可愛陵の挑域に繫れり、ざるを何とて川合陵の間にある田を水引に隸け、其より離れたる川合を可愛陵に属たるハ、當時の吏の古を稽ふハからざる者にこそ、○又ミサキハ、後の俗に墓原と呼ぶか如く、いにしへハ某処のミササキハ天皇の御墓と申して、直にミサキと稱へて、墓と別こと無か如くにはなりしなり、かゝる習しなるを以て、可愛山陵と申せしハ、遠く廣く繫りて、且陵墓ハ必ず丘陵なとの高ミに営ミ、其上を人馬の足に觸させぬやうに設

けしものゆゑ、高屋山陵・吾平山陵の地形の如くなりまして、此可愛陵ハ天書にも山の巔陵とあるをや、しかるに川合陵ハ平々たる偏僻の地なれハ、可愛山の陵といふにはハ相叶ハす、さらハ此川合陵は皇孫に縁にしある皇族の御墓所にて、疎にすへき所ならざるを以て、小祠をも立置れしにてもあるへし、抑今の新田宮一山を所謂可愛陵と称奉ることハ、元弘・建武の文書にも歴然たり、ざるを近年に至り、吳説を雜たるものありて、世人をして其実迹を感しむ、因て附記して其偽を辨へり、先廟陵記曰、可愛山陵ハ今薩摩國穎娃郡と云り、是ハ穎娃郡穎娃郷開闢社の地に陵キと称せるあるに紛れしなり、穎娃ハ可愛と唱同しけれども、高城郡とハ十四五里隔絶の地なり、ざるを地理を知らぬ他國の人ハ、古への穎娃郡今は高城郡の中に属たるにやなと書に著したるハ、みな私度の謬なり、○口譯曰、可愛之山陵在日向國宮崎、○塩土傳曰、白杵郡縣西三里有大陵、靈氣甚盛而不得近焉、是可愛陵歟、○一説曰、白杵郡永井郷可愛村と云神社あり、傍百町餘山あり、絶頂に靈石三尖す岩洞あり、是可愛陵也、○又一説曰、今日向國延岡領内に可愛と云所あり、そこに陵山とて、山の腹に神社あり、御陵ハいつれ

のほとに在ともさたかならず、又或人曰、臼杵郡高千穂山の東南に榎嶽てふ山あり、この山中に邇々藝命の陵あり、里人大石大明神と申なと見へたれとも、並に書紀等に、日向之可愛とある、日向の名にすかりていひ出せし言にて、実に皇孫尊の尊體を葬奉りし處にへあらず、凡後世よりして某地に某神を迎鎮なとして、其徳を崇敬するか如くなる有、以上の處へ、大むかし皇孫尊の天降坐をけるといふをもて、其神靈を迎鎮し奉りしを、頓て其御陵所なりと称へしなるへし、猶日向の所にいふなり、○扶桑略記曰、宇多天皇寛平二年庚戌十月詔曰、去九月十一日表狀曰、太宰府奏、慶雲見管薩摩國、有司考之志、以爲政致和之應也、徳至山陵之感也、朕省表以恐之、聞瑞以懼之、即位之九載、于今水旱疫癘軍兵盜賊、豈是政和徳至、可以偷措齒牙乎、君臣者一體之分也、朕可恥、卿等亦可恥、抑而止之、勿爲虚賀耳、

神代三陵考を見てよめる、 村田春海

文見すはいかてしらまし神の代に岩戸たてけむそのあと所

こへんさき、予か神代三陵考てふ冊子を見てよめる也、その考へいとおろかなるものなりしを、ゆくりなく世の人目にふれしへ、今更口おしく、よて再び前後の考ともを著しぬ、

○山城西岩倉金藏院縁紀曰、開山隆豊禪寺へ、元正天皇の御宇にて、薩州河邊郡の人、談峯定恵の弟子、壯歳の時高麗に入、阿私山に寓す、朝に歸て故庵に住めり、一時靈夢によりて此岩倉に來る、絶頂宛も阿私山に似たり、時に養老二年なり、山上を登て箭を携る翁に逢ふ、師問て曰、何人そ、翁答曰、吾へ是日向國可愛の山陵より移て此山に住ること久し、翁箭を放つに、傍なる楠にたつ、

其箭を抜に、痕より金光を放つ、翁云、是靈木也云々、  
今按に、隆豊河邊郡の産実なるへし、可愛陵より移り弓矢を携へし翁へ、定めて薩摩なるへし、日向といへるへ例に因りしにて、又佛氏動もすれば樹身光明を放を説くへ、未その理を解さる世の事にて、凡樹木年を経て、或へ石、或へ玉に化する者あり、其質堅硬なるに至てへ、晴夜などふへ誤なり、江戶金龍山浅草寺の觀音も、本へ伊勢大神宮御柱の洪水の爲に海に浮み、積年の遠き虫蝕して、仏像の如きか、水に入て朽す、夜おのつから光りあり、漁師之を網せしなりと見へしにて、も知るへきそ、  
新田宮 諸神記○今八幡新田宮と稱す、むかしへ新田村の地にして、今高城郡たること疑ひなし、  
奉祀天津彦々火瓊杵尊、左天照大神、右栲幡杵々姫命、  
古事記にへ萬幡豊秋津比賣命とあり、高木神の女瓊々杵尊の皇母なり、○一説に、右を天忍穗耳尊とす、然とも縁起文に、栲幡の幡字を取て八幡と號るの説に據れへ、則古傳を以正とすへし、三坐ともに束帶坐像、例祭年中五十六度、其中六月廿九日夏越禊と、  
九月十四・十五日を大祭とす、○諸神記曰、新田宮へ始不宮廟殿、鎮座薩摩國龜山云々、  
龜山は即此山の名にして、神廟へ山の家に在り、石燈三百九十餘級、四周皆古

松老杉、遠合紅霞、近紫青靄、是五所八幡之一、薩藩の大廟也、神祇拾遺曰、四薩摩國新田宮、五大隅國正八幡宮、此五社在遠國、不便拜謁、因薩摩國新田宮、五大隅國中一集之奉祀山城國小山莊、今上京極之北有五所八幡宮、是なり、蓋天下入亂、新田宮緣起而天朝不得遣使致祭也、因招鎮以上神靈于京師云、新田宮緣起文曰、八幡新田宮者、地神第三天孫瓊々杵尊最初降來之時、見塩土翁、而構城壁雉堞、起高城千臺之處也、傳曰、取皇孫所受持之八咫鏡與栲幡千々姫之御號、而奉稱八幡云、新田者旧地名也、山者一而包龜形勢、因稱神龜山、西有三陵、中陵・端陵・可愛陵是也、當宮者原在山半腹、爲吳國降伏、皇家御尊敬特異于他、每歲六月名越禊、則遠發遣勅使供奉祭礼、然後丁承安三年、正殿以下門廊等炎上、乃營假殿于山頂、且以可移山頂乎否事、歷奏聞、則安元二年、下被可之宣旨、於是始新建正殿于山上、及天文二十年・永祿元年之交、澁谷氏再ひ修覆、然後天下擾亂、宮殿門柱悉廢損焉、是時太守義久公・義弘公・忠恒公、胥與造管今之寶殿・拜殿・鐘樓・回廊・末社及鳥居等、抑皇孫降迹、星霜雖既舊、肇創遺制尚維新、上下萬民孰不仰慕神德祝禱聖運哉云々、以上省略原文採要旨、又三陵の辨へ前文に出せり、又按に、此新田宮之諸縣郡樞原神祠等へ、當に祀典に載るへき者なるを、當宮へ昔時未廟殿なく、只山陵のミにてやありけん、又按、續文粹曰、康和二年六月二日云々、抑不載式之神、合御卜之案、是承前之例也、中略、不載式之神社、注占問文、又以常例也、具旨見所准證文等矣、とあり、建長八年文書に、被下占形と見へたるもの類歟、

○新田宮藏元弘三年八月解狀曰、當宮者地神第三代尊神日域無雙之宗廟也、高城千臺可愛陵號新田宮、八幡尊號起自此宮、下略、○正應五年五月、新田宮一命婦草部氏女

代僧榮尊謹言上、八幡當國御建立之當初、草部氏之祖始而奉仕社壇、下略、八幡御建立とは新田宮を創建せられしをいへる歟、又始へ龜山の半領に鎮座なりしを、高倉天

皇承安三年炎上その後、今の如く山頂に遷されたり、其よしへ前後の古文書に見へしか如し、先千臺北岸に一鳥居あり、夫より二鳥居あり、左右へ新田宮の神人等か居宅とす、礎下に忍穂井川あり、石橋を架して昔より降來橋

と名く、皇帝記曰、人皇九十一代伏見天皇正應三年庚寅、薩州八幡新田宮於降來橋有舞樂、棧敷五十三軒、見物人三萬と云々、是古昔盛なりし時の有さまなり、さて石礎の下に隨神社双方に在り、豊磐間戸命・櫛磐間戸命也、

石礎を登ること數十階にして平地あり、是曩時宮牀の遺蹟也とて礎石猶存す、此左方に、

○猴等神社、奉祀天鈿女命也、是皇孫降臨の時、天八衢にて猿田彦大神に立對ひ、尊の爲に啓行せし女神なり、一書にハ高良神社ともあり、

○中王神社、奉祀猿田彦大神也、是も皇孫の降臨を迎へ

日向國に嚮導奉られし事、書紀等に詳なり、文永十二年二月、新田宮訴狀曰、考舊貫、大王元猿田彦大神是也、

神王等惡魔降伏變化所作神云、件大王面虫損之冬、開寶藏令拜見之刻、承蒙古人叛逆之由、是則當宮既及廢亡之間、

被示希代之不思議事、神慮所令然欤、雖然爲蒙古降伏、神王等悉赴彼鬪戰之由、或乘諸人之口、或有夢想之

告、隨蒙古人征伐之条無疑、殆是鎮護國家尊神之故、忝所顯嚴重之□者也、主略、一説當山之地

○早風神社、奉祀級長戸邊命也、右方に御供所及籠所あり、さて本宮へ是より一町の山上にて、本宮の左東方に、

○四所宮、奉祀彥火々出見尊・豐玉姬・葺不合尊・玉依姬也、神躰、束帶坐像、

○二十四所神社、是皇孫降臨の時隨從に侍りし五伴長を始として、八十万神の主領たる諸神也、正躰神鏡四面あり、按に、寶治元年十一月、神田宮神人訴狀曰、當社者

百歳之昔、忝有五神と王面、日向國天降□前行給云、この五躰神ハ即五伴長の事なるへし、今神鏡四面あるハ、

其一を闕に似たり、伴長の事ハ、大隅の高千穂峯の所に載たり

○式内社、奉祀忍信命也、又北方に、  
○荒神社、奉祀素戔嗚尊、神躰鏡也、又東に轉り、彼岸

所社あり、船玉の神也、又下五代村に軍原軍神あり、火闌降命也、同所に山王の社、奉祀大山祇命なり、又霧嶋の神社あり、又上村に大將軍社、奉祀磐長姫也、此外隈

城・平佐・東郷・樋脇等の霧嶋神社、上下飯島新田宮、又本宮より西方四十町、小倉に有八尾神社、八岐大蛇也此外

宮城湯田等新田宮、皆本宮の別社たり、

○明王社ミヤウラフ、新田本宮より西方廿三町廿五間に、奉祀天火明命、古事記に、田中堆處の叢林中に鎮座、天火明命へ瓊々杵尊の皇兄とす、書紀には尊の皇子とあり、是然るへし、傳亦天書に見へたり、舊事紀に、天火明命を神武卷に見へたる饒速日命と一神とせるは、いみじき偽説なるよし傳に見へたり、今

五大力菩薩を本地とす、五代院の名ハ此より出たる歟、  
○汰宮スリマ、官内村の中なり、一島居より西方四町許川邊に在り、奉祀大己貴命也

土俗傳稱、皇孫瓊々杵尊日向高千穂峯に天降して、後川むかへ今の宮里村におはして、大己貴命に宮地神龜山の

境地を觀しめ玉ひしに、清淨なる地なる故に、曰その所にうしはき居て復命申さず、皇孫その遲きを疑ひ玉ひて、

人をして其狀を伺せ玉ふに、命己か住家となしてうしはき居よしを申せしかは、皇孫みさかりに怒り給ひて、諸

神をして責討せ給ひし時、命後さまに汰跌て爰に止られし故、此地に崇め祭りて、その川をも汰川スベリと名けぬとい

へり、川ハ即忍穂井川オシホの末流なり、この傳ハ大己貴命の葦原中國の魁帥として主張ウシホいますを、高皇產靈尊と天照

大神の經津主命・武甕槌命をして撥平しめ玉ひしかへ、大己貴命その勅命のまに、國地を皇孫に獻り、己ハ遜讓して出雲國に隠れ住給ふことを詔りたる語嗣なり、位を讓る事を位をすへり玉ふなとあれハ、汰とハ遜讓してこの國を去玉ひしをへいふなるへし、上りし代の事ハかゝる言傳あり、○傳稱、新田宮の地ハ即皇孫所都の墟にして、高城宮を建玉ひし故に、郡を高城と號け、邑を千臺と稱す、圖書編、作仙臺、享保以來、改書川内。千々の臺を築き給へる宮城の義也、今も此新田宮の後乎城村といふ、削成て屏立せる城壁に似たり、又高城屋形ヶ原に至りて、其方内也といひ傳ふ、新田宮にまうてし頃、俳諧し侍るとて、千々のうてな築きて高城すめみまの神のむかしにつた山かも、日高爲一、天照す神の光の末かけて日嗣たしき御世のかしこさ、

○鏡野 水引郷の中に、新田宮より西方四十町、小倉といへる所にあり

傳へ稱、むかし皇孫將に天降玉はんとし玉ふ時、天照大御神の御形見として、親から皇孫に授け玉へる八咫鏡を齋ひ置奉り玉ふ所也、故にその名を鏡野と稱すよし、今この野中一町廻許、自然と眞圓に一條、艸の色他所に異りて茂り立る所あり、はその墟也といへり、又年々火をもてこの野艸を燒る例なるか、此圓なる所のミハその艸曾て燒ヶす、一際著るしく見へぬるほとに、よのつね打

見るたに人の心附せらる程なり、邑人も常に尊ミ崇めて、牛馬なども狼に放ち繫かす、○鏡野叢ハ千臺八景の内なり、宝永中、倪宝散人か詩に、非玉非銅鏡積圓 野叢綠映一方天 占豊豈只望春雪 放火也看然不燃、新田宮神官棟梁を執印と云、今尚銅印を存す、文曰、八幡宮印、方一寸五分許、この印鑰を監を以て名とす、文書に、新田宮廳頭執印とあり、此執印代、俗稱、此佗ハ割髮、又僧坊ハ觀樹密院と云。又大檢校・千儀・執印之を新田宮三家と稱す、○嘉應二年二月廿二日、新田宮注進、御輿唐鞍神王駕輿丁等御裝束也、數寸法等之事の中に、御唐鞍伍口、鞍骨一口、志於手鹿皮・切付鹿皮・鐵鉄鞞・色革轡・鳥形鉄手綱・腹帶・國絹繻珠義面、在鏡飽土敷織物、已上準千百卅六疋とあり、千百四十六疋の御馬具と云にて、此宮に御寄進の大相なる事推て知るへし、○又御戸丸と云寶刀あり、天朝御奉納の其一なり、

○又嘉應三年の内八幡新田宮源明王、右人補任檢校之職如件、嘉應三年二月二日、行事僧定方、承安三年新田宮炎上、後觀樹院藏書之内、

新田宮造管之事、早可被申子細、以國司申狀如此、勅免證文、早可被注進之狀如件、

八月三日

右大辨

八幡檢校僧都房

○永仁四年三月十四日、新田宮造管損色事、加勘定注進  
功程、繪旨曰、略中、一御殿一字、三間四面、檜皮云々、略中  
廻廊四十九間内間但二、略中、都合六千四百五十四貫七百  
七拾文、此外御神寶遷宮用途并船賃・人食料・番匠祿物  
等、不存知分限之間、不注之、右大略注進如件、建治元年  
六月、修理職大工散位山上守弘云々、按に、當初の六千貫  
の錢ハ即今の六萬貫に當りぬへし、○文安五年正月云々、  
曰、大隅正八幡宮之神官等經奏聞、去建久年始課日向・  
大隅・薩摩三ヶ國造勸之、以彼例、今度炎上之時、同造  
營之、於當宮者、略下、○弘安六年八月、薩摩國八幡新田宮  
雜掌重言上、略中、右當社者、天照第三靈神 日城無雙  
之宗廟也、高城千臺可愛之陵號新田宮、八幡尊號起自此  
宮、五所別宮專爲第一、略中、今度異國襲來之時、神風荒  
吹、賊船悉令破損、一時令凶徒併沈海底、是則非靈神加  
護哉、○正應元年八月言上の内に、毎年兩度御夏越自六  
日至同、御放生會自八月十五日  
至九月十六日、御致齋被禁斷殺生、押取質  
身代等事無之、○同二年十月廿八日曰、當社者天下郡判  
之始、乾坤造化之砌、地神三代靈廟也、天下起于此神、  
日本紀曰、此尊者建國之神聖、創業之天祖也、○建仁二

年八月、八幡新田宮衙、欲被殊任院廳御下文并國司御廳  
宣停止自由押募常見浮免田玖拾町事、○同三年八月、新  
田宮并五大院田肆拾町事、略中、依爲沼間田、追年不令滿  
作云々、仍略中、爲撫民所充行段別一斗五升代也、以上の文  
書の大略を以て、當宮の古式最盛なりしを想ひみるへし、  
さていと後の世ながら、天正十五年四月、太閤秀吉千臺  
に至り、流に遡て上り、泰平寺に次り、神社佛宇皆悉く  
火を縱て狼藉す、時に新田宮の事ハ天朝の御宗廟とて、  
寺の縁板を引抜き、即座に制札を立させけり、其文曰、  
新田宮 禁制 宮内  
兵船軍勢、乱妨狼藉放火堅令停止候、此旨相背輩、可加  
成敗者也、

卯月

九鬼大隅守判

脇坂中務少輔判

加藤左馬助判

小西日向守判

○慶長三年十二月十五日、新田宮御託宣連歌、

あらたまる年のはしめにしも國の 御

あかねさす日の光のとけさ 義弘公

○千臺川の源、日向より出て、未挹前に至り海に入る、

しかれとも専千臺川をもて称ふるものハ、この薩摩郡の地に名高し、

○秋の野に千臺川に舟乗出たれば、幕張わたし大なる船にうつらせ上り行、

島津久富

海を渡るこゝちのミして行末のかきりも見えぬ遠の川  
つら

下千臺川

山田君豹

隔岸青山近 沿流綠樹浮 一曲發棹歌 十里下河津

○護國山威徳院國分寺 薩摩郡水引郷 大小路村ニ在、

聖武天皇天平九年創建、是薩摩國分寺也、延喜主税式曰、

薩摩國正税公曆曰、各八萬五千束、國分寺料二萬束云々、

○村上天皇應和三年癸亥、天満宮を創建す、建久八年薩

摩國圖田帳曰、國分寺百四町五段、天満宮七町五畦云々、

新田宮の留守職國分左衛門尉友成、此地に食邑せし時、天満宮を以鎮守神とす。○天正十五年、豊太閤泰

平寺に次る時、村落を放火し、國分寺・天満宮皆災に罹

る、寛文九年六月廿三日、寛陽公、泰平蜜寺主実宮法印

に命し、國分寺を再建せしめ給ふ、然とも其旧制に復る

にハあらず、

○塊橋カシラ川カシラの上流なり、源ハ薩摩郡中郷より出つ、塊橋なるか故に此名

り、

○網津村 延喜歌傳式今アウツ村と唱ふ、水引郷に隸けり、

○船間嶋 即網津村の中なり、周回一里、初箱崎といふ、承應元年、寛陽公京泊の飯館を此に移し玉ひ、翌年船津島と改め、更

に復今名に換へ玉ふ、

○十郎太夫社 船間島に在り、○奉祀皇孫尊に陪從せる船長也と云て、新田宮の支社に屬す、実ハ船玉神、渡田彦大神なるへ

も神樂を奏し、神酒を供ふるを以て例とす、按に、稱十郎太夫者蓋この祀官の名、後世混淆祭神せるものな

らん歟、今其履歴の昭晰を失へり、

○京泊津 網津村の中なり、俳諧名所小鏡に載たり、武備志にも見ゆ、

一の安養なり、遺所を置て海防に備ふ

京泊八景 行人を平山季長、灯を日高爲春、末皆同し、○詩人闕、

関屋夜燈

行人も心や是にとまるらん関屋さひしき夜半のともし

火

灯をかゝけあかして湊川浪の関もる夜のさひしさ

関上孤燈影 終宵照至晨 舳艫迷海霧 認焰得通津

洲崎群鷗

白波の寄る洲崎のみなきわにむれるかもめ色もわか

れす

しら波のよする洲さきにむれるつゝ聲もしつかに鷗な

くなり

白鷗戲洲渚 更泛碧蓮輕 莫是忘機客 近船不復驚

淨鏡晚鐘

浦波の哀もいとあひ添て夕への寺にかねひよくなり  
旅に來て故郷おもふ折もあれ夕暮つくるかね聞へうし

雲黯江村晚 疎鐘出梵城 餘音清切處 散作大湖聲

吹上松風

常すむに馴て淋しき吹上の松の嵐の夕くれの聲

松風は雨の音してともすれば眞砂にくもる吹上の空

松樹連汀上 鬱葱雪欲封 風濤吹不斷 萬幹半成龍

唐濱汐木

濱の名のから木わざとやいとまなし汐木を運ふ蟹の乙

女子

朝な夕な浦の乙女子打むれてひろふ汐木の數も尽せし

西風夜來急 點々集唐濱 二八誰家女 裳裳競拾薪

西海行舟

西の海や雲井につよく濱路にへ絶す行かふ船もうかひ

て

おもふその湊やいつこ西の海のかきりも波にかよふ舟

人

涵空滄海濶 破浪布帆輕 自是長風裡 應尋三島行

飯島白雲

浪間より見えて一村白雲の絶すもかゝるおきつしま山

なみのうへに浮て漂ふ白雲のたえ間に見ゆる沖津嶋山

天堂何處是 搖曳白雲間 時有秋風起 忽看奇絶山

入江秋月

さやけしな空も川邊も霧晴て入江の浪にうつる月かけ

いと猶消こそ増れ水清き影をやとせる秋の夜の月

青山環又時 更引一川流 瀧々高秋月 寒潭素練浮

同郡高城郷麓村

○屋形ヶ原

是上古千臺宮城の域中にて、後薩摩國の都府此所に在り、

其墟今原野となる、平地の四方切岸にして城壁の如し、

按に、和名鈔薩摩國司國府なし、此館原と司野と蓋國司

の城館なるへし、今此處大小路口に近し、大小路國分寺

あり、同郡にあらすといへとも、其地相接せり、以て證

とすへし、又妹兄城あり、一の丘を妹野と呼ひ、一の川

を隔て兄野あり、是亦一の丘あり、是を合て妹兄野と称

ふ、又高城川の橋をも妹兄橋といふ、此邊の地名にてあ

りしとそ、

○一條社 同郷妻浦村に在り、傳言、昔時新田宮へ奉幣の勅  
使一條殿大臣、此處にて病死あり、其靈神なり、

出水郡出水郷鯖洲村 和名鈔、出水ハ伊豆美、○書記作泉、應神紀日向泉長姫の如き、通證集解並に出産なるへし、○詩人作酒泉郡、

加紫久利神社 三代実録、○加紫久利ハ今言箭管嶽を加紫久利山と云、地名なり、亦加世久利ともあり、按に、向空射箭を加世久留といへば、箭管

嶽てふに縁あるへし、  
奉祀 住吉太神、相殿 天照大神・三女神・應神天皇・神功皇后、按に、神后九州を征し、三韓を伐給ふや、住吉大神の威稜を假て以行く、魏志に、女王事鬼道能感衆と記せしへ、懸聞の訛也、西周の古、載木主以行或遷廟主行ハ出師の例なり、神后遂に熊襲を夷け、進て山門縣に至りて、土蜘蛛田津津姫を誅劔し給ふとあり、此時におひて當社を創建し玉ふにや、凡神名式一座とあるへ、祭神一前の事なるを、後世に及て二三神位を附會するもの鮮からず、多く巫僧の無稽に出たる也、

府西二十五里

文徳実録仁壽元年六月戊午、以薩摩國加紫久利神預於官、

○三代実録貞觀二年三月廿日、薩摩國從五位下加志久利

神授從五位上、○同七年五月廿五日、授薩摩國從五位上

賀紫久利神正五位下、○同八年四月七日、授薩摩國正五

位下加紫久利神正五位上、○延喜神名式薩摩國出水郡一

座小加紫久利神社、○神社考曰、寛永元年、太守家久

公田布施の獵場に在坐ける時、御喉氣あしく患せ玉ひて、

御こゝろ例ならず、折節出水の地頭禰山某てふ人、賀志

久利廟の神像をおろちの三重纏ひて死居たりけるを見つ

けて、あやしく驚きつゝ、其由官に言しければ、公此

事を聞食して、さる事こそあれとて、御禱の旨ありしか

へ、其恙もやかて愈させ玉ひける、即つかさゞにおほ

せて、明る歳新に神廟を改建あり、此時より神戸なども

加封ありて、大社とへ成にけり、又始は薩摩宗廟とも唱

へしを、享保五年に改て総社と称すへき旨ありと云々、

○箭管嶽 上鯖洲村に属す、檜垣集に、箭越山といふは是山の事なり、とぞ、賀志久利社を距こと一里餘、肥後・薩摩の國界なり、嶽に陰嶽・陽嶽の二對して、肥後より瞻、箭管に似、檜垣集に、君かたり、頂権現社あり、陰嶽ハ肥後に属す、稍卑し、

いし昨日の的のあたらぬや矢こしの山のおれハなりけ

り、又東方に鷹俣山といふあり、野原に蒼樹鬱茂りて、

鷹俣の形なすか故に名とす、

同郷莊村 圖田嶺、生松莊の地、因莊村の名あり、

水成川 能因歌枕○是高尾野川・野田川の末、西の方瀬崎野に對て勝地なり、

延文五年、道鑑公御下文曰、山門院内菓成川地頭代官

職 兼阿事、充賜孫子本田金太郎云々、兼阿ハ本田久、兼の道號なり、

題林愚鈔 堀川院百首

いそけとも渡やられすミなれ河見なれし人の影やとま

ると

水成の字、菓成・御成、亦旧は水流川なとも書けり、按

に、玉勝間曰、いにしへにみなせ川といひしへ、一の河

の名にハあらず、いつれにまれ水のなき川といふ事にて、

あるハ砂の下を通りてうはへに水なき川をいへり、さて水成と書るハみなしと訓へき事也、成無などハなせとハ讀かたければ也、されと爰へミナレなるへし、この河端に醫王山東持院御成川寺といふ眞言教院あり、旧名ハ水流川寺と號しといへり、一名東福寺とも有、さらハ此川ハ水無瀬とハ違へり、建久八年薩摩國圖田帳曰、山門院生松莊イソヤシ二十四町云々、宰府安樂寺領と見へたり、此生松莊ハ今生松天神と號る神祠あり、御成川寺ハその別當なり、道鑑公御下文に、果成川地頭とも、又庄津ともいひし處にて、むかしハ一箇の名所也と見へたり、

同郷西目村霧野村霧を桐と

霧野 檜垣集此地むかしハ霧野湊とて入海にて、天正の初までハ旧地主島津義虎船手摩有しといふ、湊口の埠頭を尾野島と云、肥後より見へ渡れり、元禄十三年、尾野島の遠千瀧三百六十間に堤を築て、水田を開けり、

檜垣集

立しきり霧の湊かふりくらん時やハ秋の関に入ぬる

今案に、此檜垣の女ハ肥後國に來り居て、雲岩寺に自作の像など遺し置ける、さて肥後國に住居侍る比、大隅菱刈野この出水郡などへ遊び行きけん、後撰集に、かしこに名高く事好む女になん侍りけるとあり、仍事の次に其梗略を書付ぬ、此女は延喜・天曆の聖代にあたりて、國

什に妙なりし、其文集ハ、扶桑拾葉集に載られたり、大和物語曰、檜垣の女年老ては筑前の國白川といへる所に住侍りし時、大宰大貳藤原定範か檜垣の家に立寄て、水をのませと乞ける時、檜垣よみ侍りし、年ふれば吾黒髪も白川のミつはくむまて老にける哉、と詠たりければ、あはれかりて、着たりける柏カヤ一かさね、ぬきてなんやりける、又同し人大貳の館にて秋の紅葉を詠せければ、檜垣女、しかの音へいくらハかりの紅そふり出るからに山のそむらん、このひかきの子歌なん詠といひて、すきもの共集りて、よミかたかるへきすゑをつけさせんとて、かくいひけり、わたつミの中にそたてるさをしかハ、とてすゑをつけさするに、あきの山へやそこに見ゆらん、とつけたりける、白川ハ筑前大宰府の西北に在り、むかし藤原純友か坂きまらせし時、小野好古朝臣勳を奉り、追討に下られしか、檜垣か廻か家のありしわ、然るに、後は肥後國に來り住しにそ、天明二年、肥後國にて檜垣女自作像一軀を掘出しける事あり、而も人跡及ひかたき岩壁に、千歳の後を待て、かゝるわざものし置けるハ、世に希有の婦人といふへし、因て國柱其事由記しけるを、肥後の人に便りて左に写しぬ、檜垣の女自作之像、天明二年寅五月世に現出する由來ハ、岩戸の觀音ハ往古より洞中に秘

して、于今香花を捧る者不絶、誠に殊勝の靈區也、今歲人有て五百羅漢を石に刻ミ、彼地に安置せんとて、爰の木間彼の石上に伎を相ける、殊に洞上の岩壁ハ絶巖にて、猿猴も歩を失ふ、彼岩壁にも羅漢一軀を安置せんとす、梯子にてても前面より登難き故、洞背より攀上り、身を縋て岩額に下り、岩を鑿けるに、側に一小穴有り、中に物の有氣に見へける故に、手を入探るに、石龜あり、形甲州弁當と云へる器に似たり、上に唐金にて方二寸ほどの蓋あり、瀝青にて閉ける、瀝青を積て見るに、中より女の像一軀とり出す、石に非ず銅にあらず、松垣女自作の文字あり、夫より人々語傳て、今雲岩寺内に納む、実に一奇事にて、好古者の感慨に餘あり、仍歲月を誌して不朽に傳ふ云々、又常政か檜垣寺古尾記曰、ひかきのおうなの歌その事所なり、今ハ其跡寺となりてなんあると云傳ふぬり、翁からの靈上人ふる郷より再び東に向んとて、ふるきをしのぶ頑なる脚か心つてを思ひはかりて、かの寺の瓦をもて傳へて與へ給へり、朝夕なつきみ見るに、硯になしてんとて、其みちの工にことつけて試るに、いと堅しとていなみたれば止にけり、さゝれひくとへなしに、琴をまさくりて過せし例もあらぬや、さるハ事からのいみじう昔おはへて、もてあそふばかりも、心ひとつにをかきわさなりや、おのれめてたしとみるのミかへ、上人のはるくふりはへたつきひ給へりし、心つし海ふかき情も掛かたけまゝに、ならぬ女もしてかきつくれハ、似けなくこそおこまかしけれ、且ハかの白川のミつからおもへば、老にける身の今はた硯の墨の黒髪に立かへるへきすちもあらずかし、硯ならても世をもてかそなる物こそあれ、はかなきもよしなしとてかきさしてやみつとあり、是前の彼是の記にて、檜垣か肥後に在りし事ハしるへし、常政か大和ふみの名を女もしなどかき著したると、いと拙きわさなり、女もしといふ事、ふかき

事かきに曾てなきことなり、やつかれハ若き比までハ、漢籍の文ハ漢文といひしに、やかて只文章に書たるなと漢ふよよミともいひなせしもおとろへうつりゆくものかな、

○山門和名抄

出水郡を山門院といへり、後に出すも同じ、今江内村に木群城キタノあり、吾 太祖公薩隅日の守護職と爲り給ひ、初

ハこの城に在居なし給ふ、その墟今高二丈餘にして平地なり、その四方泥沼にて、東西に城門の跡あり、又西方に本田親恒をして地圖觀に下し給ひける時居城せし處とて、今もいひ傳ふる旧跡あり、此親恒續本朝通鑑七十三、本田

次郎近常か事にて、同書に本田太郎宗高といふも見たり、○曾我談に、畠山重忠の母田霧の方ハ、老臣本田次郎近常を召て、しかく〇の様を云含め、中略、本田頼て重忠に斯と申けるに、重忠も老臣の諫といひ、三浦か忠誠を感し、殊に當時源家の勢只事ならず思ひければ、終に義盛に同道し、隅田川頼朝の御陳へこそ參りける、○又曾我兄弟結經か處所を尋ね付す悲しける、斯る處に本田次郎夜廻の番なりしか、兄弟茫然として立たる形勢を見て、今宵結經か館を替しを知らずして、尋ね迷ふならむと近くさし寄て、小聲になり、夜廻の名字ハ詮なし、浪にゆらるゝおきつ舟、しるへ山ハ此方そと指てこそ通りける、兄弟ハ本田か辞を推察し、扱は結經か館を替しものならんと、頼て彼所に引ければ云々、今この二ヶ条を見るに、畠山重忠の頼朝卿に歸降し、曾我兄弟か父賢祐經を討し、並に親經訓導に仍り、夫頼朝卿も重忠を得て創業の大事を挙げひ、曾我氏も仇を復ひて孝義の英名を千載に流す、是親恒忠仁の餘慶ならずや、且その 太祖公に先立ちて、山門院に下向し、其民心を懷柔し、遂に開國の績をなす、因て以て子孫百世に暨して、其麗徳のミならず、天の果して有徳に祐するハ亦誨へからず

同郷同村

薩摩迫門 萬葉集、亦云卑人之藩門、○和名鈔、迫門、勢度、今亦黒戸とも云、但徠詩作迫戸、左にいへる所ハ稍異へり、今ハ出水と同郡長嶋の交の海

門をいふ、使高麗錄云、大抵海中有山對峙、其海潮南北に流れ、間有水道、可以通船、皆謂之門、

其長二里、其濶五町餘、南に大洋を受けて潮汐の漲來る時へ、大河洪水の流に似たり、故にその滿溜を候て通舟す、長嶋に渡るの門を黒戸と呼ふ、

揖折瀬といふ所甚險惡、舟筏或渦溜の爲に覆没の患あり、出水の方へ小許の入灣三所あり、名て大救・小救・八合と云、

長嶋の方へ火浦辨剎頭と云入曲、

府西二十六里

萬葉集 筑紫へ遣る時、水嶋を渡りてとあり、略解曰、長田王肥後の班田使に下られ給ふ、されへ薩門までへ渡らすして、この迫門を遙に望て詠玉ひしなるへ、

雲のなすへ、雲のの如くなり、

長田王

隼人のさつまの湍門を雲のなす遠もわれへけふみつる

かも

同集

大納言大伴宿祢旅人

はや人の湍門の磐ほも年魚走る芳野へ瀧に猶しかすけり

此歌へ神龜五年、大宰帥大伴脚遙に芳野離宮を思ひ出て詠りとあり、さて年魚はしとあるに因にこへ出水郷廣瀬川の下流米津港のあたりをかけた詠れしならん、此廣瀬川に八年魚多く、三春の月、土俗この魚と白魚を捕て名産とす、その隼人の迫門てふへ、廣く係りたれば、此邊をもしか稱へしこと疑ひなし

夫木集

公朝

さつまかたせとのはやみのしほさひへたへ遭過よ碇おろさて

甲斐守保存

音たてへはや吹にけり隼人の薩摩の迫門の秋の初風

原安迪

おさまれる御國そしるき隼人のさつまの迫門を過る秋

風

黒田豊前侯息黒田安彦

隼人の薩末の迫門のはや行て早歸りこと祝ひてまたむ

此歌へやつこか江門より故郷に還るを送られしなり

○搗之浦港 同郷脇本村に在り、既脇本津也、湊中の小嶋を大日本寺島と云、有辨財天社、又邊所及砲臺等あり、

史曰、寶龜九年、滋野奏狀至京師、即勅大宰府迎勞唐使、

促滋野速入于京、十一月、第二船至薩摩國出水郡 紀、○

三代実録貞觀十五年、略、先是太宰府馳驛言、渤海國人

崔宗佐門孫宰等、漂着肥後國天草郡、遣唐通事張建忠、

覆問事由審実情狀、是渤海國入唐之使、去三月着薩摩國、

逃去之一艦也、

○長島 今出水郡内に於て、出水郷の西に當る、島周十八里、明曆三年九月、昇爲一郷、又置防人備邊成、丑寅に鳥

賊浦島・獅子島あり、獅子嶋回り八里餘、民屋數軒、子

方に本浦島・野嶋・竹島の數嶼、基布星列、その小嶋か

磯に浪よせて、賤か浦やに煙たつ風景など、春秋の憩息

に堪たり、長島の鷹巣村針尾懸といへる岡に登りて、獅子島を眺望すべし、

○山門村山門村といふ天台宗あり、山内本村名、和名鈔に見へたり、山内

寺より一町許寅方下名村舟形屋敷といふに、俊寛僧都の

塔あり、俊寛都に還らんとして、硫黄島より舟を荒崎の

浦に着て、山内寺に寓居し、終に病死せりとそ、源平盛

衰記に、俊寛をハ蜜に筑紫の地まで列歸りしよしを記せ

るハ茲事なるへし、又出水脇本村にも俊寛屋敷の跡とて、

僧都屋敷と呼び、側の井戸を僧都川といふあり、

○上宮嶽同郷武本村の中にて、午方ヘ伊佐 薩藩高山の一にて 郡山崎 卯方ヘ同郡宮城に屬す

絶頂に上宮權現宮あり、即熊野大神にして、下宮といふ

ハ鶴田郷に在り、霧田の所に見へたり、

同郡高尾野郷柴引村

紫尾神社三代実録○古俗或称湯谷權現、蓋湯谷、熊野と同じ、説鶴田郷の所に見へたり

奉祀同鶴田郷紫尾權現、即熊野大神、例祭九月廿九日、

三代実録貞觀十年三月八日壬寅、薩摩國正六位上紫尾神

授從五位下、○按、八年正六位上紫尾神授從五位下、則

可知薩摩國中称紫尾神者有兩所也、而其本所即上宮嶽神、

而於其山下各崇奉之云、或曰、称紫尾者柴引之假字、而

所謂取嘉美之例、是說當從耳、

同郡莫禰郷波留村延喜賦傳式、莫禰、今作阿久根、武備志同し、

母子島能因歌枕○雄島・雌島・子島の三嶋あり、雄 雌島在大島戌嶋今作大島、距波留村一里、周回亦一里、

亥方、今桑島と云、亦云檳榔島、以生蒲葵也、○子島在大島子丑方、亦云駒島、對雌雄子馬之謂也、似三絃柱者非也、又

有江島、以上并列波留村之西海、

府西十六里

大島は平しまにて、山王社及金毘羅祠あり、天明四年 御造營 松

樹・磯黄楊多く生り、又鹿を放ち畜ふ、此海に苔菜を出

す、春の紫菜、夏の赤水松、又雞脚菜・青角菜・石決明

等をもて名産とす、尾州の俳人竹有か大島行といへる冊

子に、菊苔・赤水松などの句あり、 寛陽公此處に遊觀

の尊作、

厥時過阿久根、而到桑島間探風景、則玉宇輝々與雲影、

而徘徊、更愛翠籠籠萬壑、炎日將西傾、逍遙碧海水天相

接、心已悠然于江畔矣、况復花氣冥々而滿客船、萬般幽

趣輕心、於是應吟処、漫述四韻以酬佳景呵々、 左中將

光久、清江儘放小纒鐘 桑島磯頭涼氣沖 物外心觀自由

得 時中意興有誰同 山華激瀾浴々月 水鏡澄澗淡々風

樂事無端難盡寫 一篇聊述醉韻翁、

波留の假館にて命を受し時、 日高爲一

波留の假館にて命を受し時、 日高爲一

もろこしの風を其まゝ待とりて月も涼しくやとる眞砂

地

○錦濱 ニシキ 波留村の左方に在り、五色の細石多し、好事者十二色の小石を拾ひ聚しを視しことあり

○光瀬 ヒコガセ 錦濱の前に在り、海中の岩礁なり、

此岩礁より、時々月輪の如き光物、昼夜となく海上を飛行く、爰の渚に素戔鳴尊を祭て戸柱大明神と称す、例祭八月十五日又光物戸柱の縁起文あり、伊勢三千風か撰む所なり、

此光物の事、昔より何等の辨断あることなし、或者云、海底に黄金あり、其精氣の光りを發する所なりと説けるを、土商聞、悦びて官に告て、數人を備ひ光瀬の海底を探鑿こと數所といへども、金に似たるものも見償すして、其冗費ヲ償ふこと不能、家産を破り官金を通ひて今に至て旧償を蔵々に輸すことあり、金を獲んとて金を弃たりと、笑具にせりと語るを聞けり、世之に類する多し、豈ひとり光瀬を笑ふけん哉、

○大河村 オホカワ 同郷の中なり、此路傍に遊行松とて、建治年中一遍上人が跡に植繼栽置しといひ傳ふ、そハ寶永中風の爲に折て、今なるハ其

藤沢山四十二世南門大僧正

薩摩かた大川山に植置し松こそ代々の道しるへなれ

四十四世他阿尊通上人

萬世の後まで残れひろめゆく法のしるしの松も榮へて

又

弘め行く法のしるしの松もけふ植しむかしや思出らん

時代しらす

露の時ふりにし跡にめぐり來て松になき世のむかしを

そとふ

○同郷鷹口トウカウといふに、西目村の中也海の入曲あり、龍王岩・弁

天島・水天嶋・藍染島などの奇巖あり、潮満れハ海中となり、潤ときハ遠干瀉なり、

伊佐郡鶴田郷紫尾村 和名鈔、伊佐作伊作

紫尾三所神社 三代実録○此山を上宮嶽と云、前に見へし出水郷武本村の内にて、山上に権現社ありて、歳々三月四日に諸人群詣す、さて此社ハ山足に在りて鶴田郷に係る、故に下宮と稱へり、

奉祀熊野大神、例祭十一月三日、

府北十三里

三代実録貞觀八年四月七日辛巳、授薩摩國正六位上紫美

神從五位下、按に、出水郡高尾野郷に亦紫尾神社ありて、共に熊野大神を祭る。しかるに古俗に湯谷権現と稱ふるよしを傳ふ、さてこの地に温泉有てその湯谷ハ湯山と通ひぬ、湯山主三名狹備

彦ハ大己貴命の異名なり、三名狹備ハ三名候といふ義と見へたれば、此紫尾三所権現も湯山主を祭れるにはあらしか、又按に、湯谷の訓、熊野の字首に近し、熊野権現といふは素戔鳴尊也と見へたり、然ともこの紫尾神ハ猶熊野大神なるへし、紫尾ハ本地名なるを、この山頂に因て、下宮とハ稱へしなり、○又山中を七里、紫尾山五里、墓原といふて故墳累々たり、さらハ出雲の伊賦夜坂などに縁ありて、紫美山も死人山などの義にだしにあらしか、而黄泉路平坂等の事ハいひ傳へずや、未だ審に考へ得ず、伊賦夜坂の縁にしあらんにも、熊野大神を祭るにハ據なしといふへか

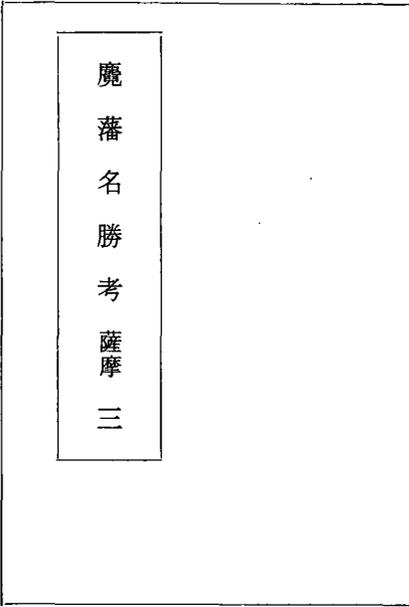
○長江瀧 ナガエ 同郡黒木郷南方村にあり、源黒木嶽より出でて大村郷中津川を經、この末佐志村に注ぐ、飛泉の落口に磐石あり、水之か爲に派れて二流となり、西に向ひて落る、其高さ一間三尺餘、横幅八間許、

○此地紫尾權現あり、例祭九月廿一日、十一月廿四日なり、十社僧神興寺の傳に、秦徐福なりといふハ、熊野に徐福か祠あるより附會せしもの也、此弁ハ南島の末卷に著しぬ、

○同郡大口郷泥田口城ハ、松齡公大隅栗野城より朝鮮の役に赴給へる時、此地の領主新納忠元別を送り歌上りし所なり、歌ハ飯野の所に見ゆ、

○同郡山野郷に熊野三社權現社あり、後土御門帝延徳四年壬子三月八日勸請す、

○同郡羽月郷、又熊野權現社あり、并に紫尾神を以て伊佐郡の鎮守とす、故にその諸所奉祀するものかくの如し、謹按、熊野大神所祭三座伊弉諾尊与伊弉冉尊、於隔絶幽明之間所出生也、故我邦凡所以無間遐邇崇奉最盛者、蓋天造草昧時、二神爲夫爲婦剖分陰陽、發毓萬物有君臣焉、有父子焉、立人倫之極、啓教学之原、所謂道體於日月、德表乎生民者、而以天人語明理、莫一不出于茲矣、故曰、君也者諾冉合德之號、二神共議欲生天下之主者、而共生日神、因稱之貴美、諾冉之謂也、於是古者昨之士命之祀、必奉熊野神以爲國家鎮矣、蓋王制封建之世、所以使四方諸侯藩屏天家、以明祭政之礼重敬宗之道也、今如藩内、亦祀熊野神居多焉者如此故耳、



魔藩名勝考卷之三

目次

- 一 吾田國書紀 附上宮祠
- 一 多布施神社三代妻錄 附金峯山
- 一 笠狹之崎書紀
- 一 竹屋郷薩摩風土記 附竹屋祠 野間嶽 野間祠
- 娘媽堂 片浦 竹島 鵜路島 艸垣島 吹上濱
- 今田吹上 飯倉祠
- 一 唐湊方角集 附坊津八景 一乘院 近衛屋鋪址 泊村

久志村 九玉祠 秋目村 枕崎 立神石

一吐火羅島書紀

一竹島書紀

一硫黃島平家談 附熊野祠 黒島

薩摩國部第三

阿多郡阿多郷 和名鈔、阿多ハ阿多、風土記作關駝郡、

○吾田國 書紀○安閑紀作阿娜、○古事記作阿多、○後の地図に阿田にも作る、

書紀に、到於吾田長屋笠狹之崎矣、其地有一人、自號事勝國勝長狹、皇孫問曰、國在耶以不、對曰、此焉有國、請任意遊之、故皇孫就而留住、この皇孫の行在し玉ふといふを、古事記及一書に因れば、此地に宮殿を立て都し玉ふよし也、そハ次の加世田の處にいふへし、さて吾田國といへるハ、今の薩摩の舊名なる事ハ前に述しか如く、後に大隅・阿多と並言しハ、今の谿山・日置より揖宿・穎娃の南邊までの地方にて、皆安閑紀の婀娜國の疆域とおもはる、南浦文集に、琉球那覇本是川邊郡と書せしも、語嗣し所ありとは見へたり、さらハ又七島以南の海島も、較其管轄に係りしにや、和名鈔に、川邊郡鷹屋を阿多郡に収入たるにて、いにしへの阿多てふ郡ハいと大なりし

を知るへし、建久三年の比、薩摩國阿多四郎宣澄所領、  
 谿山郡・伊作郡・日置南郷・北郷とも見へ、又伊作莊日  
 置北郷兩地田畠山野河海檢断所務の事あり、又阿多平權  
 守忠景依蒙勅勘、逐電于貴海島と東鑑に載たり、阿多と  
 称せしハ此等の地に住址せしか故なれハ、後々迄も大名  
 をは阿多と称しこと、吾藩にて伊作家など申せしかこと  
 くなるへし、○阿多郷に称山神の叢祠凡三四所、并祭大  
 山祇命、蓋この阿多の地ハ命か領邑にして、至是始て職  
 方となるるにや、

○上宮熊野權現社阿多郷宮崎村に在り、  
奉祀伊弉冉尊一座、○書紀注に、笠狹宮

ハ宮崎に在りといふハ、この宮崎村をいふなるへし、此  
 も阿多の地なれハ其據あり、蓋この上宮權現社ハいと大  
 むかしよりの鎮座とあれハ、宮崎の名ハ上宮によつて出  
 しにハあらしか、○爰に間瀬川てふ川あり、後に阿多郷・  
加世田郷の界

川と、その瀬高といふに、水晶山上宮密寺あり、永正十五年、  
大年

君再興と、宗祇物語曰、宗祇若狹國に入て、青葉山の邊を徘徊しけるに、里を遙にはなれ、あやしの草の庵を結びて  
 行ふ僧あり、年いとわかう、天性きよらに、けしうハあ

らぬ人の發心と見ゆ、略中、扱御僧ハなと發心の始を尋ね  
 けれハ、其僧曰、某ハ筑紫の者に侍り、弓馬の家に生れ

なから、襦袢の中より父におくれ、母の養育に成長、七  
 歳より出家し、豊後の松浦寺に入て學を勤め、拾九歳ま  
 て爰に侍り、其年の暮、薩州上求寺といふに法會あり、  
 師の名代にかしこに下りて、ある旅店に宿る、此屋の主  
 五十有餘と見得て、性飽まで高く、筋骨ふとく、眼よの  
 つねならず云、下文、此上求寺ハこの處の水精山上宮寺  
 の事歟、○書紀通證に、大隅隼人與阿多隼人相撲の事を  
 引て、職人歌合に、我戀ハ薩摩の氏の長なれや片手にた  
 にも合ふ人のなき、新猿樂記曰、六君夫高名相撲人也、

母方則薩摩氏長之曾孫也、などありて、井沢氏か俗說辨  
 にも、この氏長か事を載たれとも、本藩にハ却て其傳も  
 詳ならず、天下膂力の士はむかしより薩摩氏長と称せし  
 こと、信に敏勇の性天然に出たりと覺ゆ、宇治拾遺三卷

に、甲斐國の相撲大井光遠ハ、ひきふとにいかめしく、  
 力つよく足早く、ミめことからよし、始めていミしかりし  
 相撲なり、それか妹に年廿六七はかりなる女の、みめこ  
 とからけはひもよく、すかたも細やかなる有けり、それ  
 ハのきたる家に住けるに、それか門に、人におはれたる  
 男の刀を抜りてはしり入て、この女を質にとりて、腹に  
 刀をさしあて、居ぬ、人はしり行て、ぜうとの光遠に、

姫君ハ質にとられ給ぬと告けれハ、光遠かいふやう、其おもとハ薩摩の氏長はかりこそハ質にとらめ、といひてなにとなくゐたれハ、告へるをのこあやしとおもひて、立歸りて物よりのそけハ、九月計の事なれハ、薄色の衣一重に紅葉の袴を着て、口おほひしてゐたり、男ハ大なるをのこのおそろしけなるか、大の刀を逆手に取て、腹にさし當て、あしをもて後より抱きぬたり、この姫君、左の手にてハ顔をふたきて泣き、右の手にてハ前に矢の筈あら作りたるか二三十計有を取て、手すさみに節のもとを指にて、板敷に押あてゝにしれハ、折木のやハらかなるを押摧くやうに摧るを、このぬす人目を着て、見にあさましく成ぬ、いミしからんせうとのぬしかな、槌をもて打たくとも、かくハあらし、ゆゝしかりける力かな、このやうにてハ只今の間に我ハ取れたかれぬへし、無益なり、逃なんと思ひて、人目を計りて飛いてゝ逃走る、  
中、此女ハ鹿の角を膝にあてゝ、小きから木の細きなんとを折やうに折る物をとて、光遠騒すなりし也、○太平卷八、赤松圓心の士に、播摩國の住人妻鹿孫三郎長宗と申ハ、薩摩氏長か末にて、力人に勝れ、器量世に超たり、生年拾二の春の比より、好て相撲を取けるに、日本六十

餘州の中にハ、片手にも懸るもの無りけり、中、只一騎西朱雀を指て引けるを、印具駿河守の勢五十餘騎にて追懸たり、其中に年の程廿許なる若武者只一騎馳寄せて、鎧の袖に取着けるを、孫三郎左の手にて鎧の總角取て中に提げ、三町許りそ行たりける、中、右の手に取渡し、エイと抛たりけれハ、追手の馬武者六騎か上を投越して、深田の中に見へぬ程こそ打こふたれ云々、

同郡田タ田タ郷タ尾下村タ 田タ田タ今作田布施、尾下ハ峽下にて、此地一段下降處なり

○多タ夫フ施セ神社タ 三代実録○今云勝手、亦云火焼、金峯山有火焼宮、此に合祭せしとへ見たり

奉祀鬘受命、皇孫降臨の時扈從の神也、例祭二月三日、十一月三勝手神事法樂、この社頭にて歌舞せし事源平盛衰記等に見へたり、又京の愛宕山にも勝手社あり、又火焼権現といふよしハ、後記曰、延暦十八年五月、渤海使外從五位下内藏宿弥加茂磨等言、歸郷之日、海中夜闌不識所着、于時遠有火光、尋逐其光、忽至島濱、訪郷之曰、海中智夫郡、其處無人、或比奈麻治比賣神、常有靈驗、高實之猶漂宿波中、如揭火光頓之得全者、不可勝數、神之祐助最可嘉報、神名式、隱岐國比奈麻治比賣神社、今火焼権現と云見へたり、然は、火焼権現ハ本金峯山上に鎮坐、此に遷宮して相殿とす、

府西南八里餘

三代実録貞觀十五年四月五日己卯、授薩摩國正六位上多布施神從五位下、多布施神社ハ、養老中中の創建といふ、○文安年中、大岳公再興火焼大明神社頭、○又永祿三年、梅岳公再興勝手大明神社、土俗曰、公師を出す毎に冥助を此神に禱尔し、屢勝利を得給ふを以、勝手大明神と崇

給ふとは誤なり、吉野山中鬢受命を祀て、始より勝手社

と称ふるにて知へし、○社僧寺有、多門院大明密寺と云、

○金峯山 同郷にて高山の中也、東南西は尾下、池邊・大野三村に跨り、北は伊作郷和田村に根さす、本嶽・東嶽・北嶽の三峯 硝尖して、山字に形似す、東嶽に有藏王権現社、所祭神勾大兄廣國押武金日尊、即安閑天王也、曆年史に、大和金峯山権現者、安閑天皇是也、又有火燒宮、所祭神比奈麻治姫命、○社僧寺金剛密院、始阿多補之名村に在りしを、嘉吉三年、大岳公一手原に引移し、天文三年、梅岳公復此處に轉送せしめ玉ふと云、しからへ此寺へ始より金峯山の別當にてハなかりしと知らる、梅岳公藏王社に詣玉ひて、下までも瀧りはあらし、浅からぬ心の水を神し澄さは、

按に、多布施とは田廬といふこと也、萬葉集に、かる管

に田廬のもとに吾兄子かにふゝに笑て立ませる見ゆ、廬フキヤとハ容屋にて、打伏したるかことき田中の廬の義なり、

飯廬など詠るも此なり、毛詩注、古者民受五畝宅、二畝半爲廬在田、春夏居之、二畝半爲宅在邑、秋冬居之、○漢志、在野曰廬、田中草也、○三才圖會云、さて何方にも田守倉看末廬也、眞西山云、縛岬田中以爲守倉、

廬ハあるならひなるを、何とて此處にハその地名にも呼ひしそと、此處ハ古姶婁國にて、安閑天皇屯倉を置給

ふ帝田なれハ、殊て看末廬フキヤを設て、鳥獸を逐ひ竊盜を防

きしより、乃田廬を以て邑名とはなせしなるへし、今に

も田布施の千町田間とて名たゝる曠田地なり、又金峯山

にこの天皇を祭り奉るハ、本大和吉野の金峰山を写せし

とハおもはるれとも、おのつから天皇のこの處に屯倉を置しめ玉ひしに、縁故なきにハ非ざるへしきものそかし、

河邊郡加世田郷 和名鈔、河邊、加波乃倍

○筭狹之崎 書紀○古事記、作筭沙御前

書紀、皇孫瓊々杵尊、膺肉空國自頓丘覺國行、去到於吾田長屋筭狹崎矣、又曰、立於浮渚在平處、乃召國主事勝玉勝長狹、而訪之、對曰、是有國也、取捨隨勅云々、此襲之高千穗峯より巡幸して、加世田の御崎に戻しますまての文にて、其御道ハ今の諸縣郡にかゝり玉ふにそ、華岡

邑に皇孫駐蹕の迹とて、當座大明神と齋奉ると云傳ふる

ハ、此時の事なるにや、蓋彼是と廣く國處を巡覽しつゝ、

その途すからにハ浮渚ウキシヅと瀨沼セノマの處も多かりしならん、又

長狹神ハ即吾田國主なり、吾田とハ長狹か主張せる私田

といふ義にて、因て皇孫の勅の隨、其地を獻らんと申ける、この長狹ハ穎娃杖聞神社の地を賜り、後に火々出見

尊に海宮の指導を授奉りける、其時に塩土翁老とあるハ、

長狹の齢もいと年長てし程に、自老翁と號しならん、又

長狹とは長田狹田の廣狹をもて稱し歟、伊勢の狹長田・安房の長狹郡なども此例

んら

○加世田てふ村名ハ、即筭狹より轉りし名にて、サ、の

反せとなる下に田を附たるハ、筭狹の地を後の世に田所

に開きしより、筭狹の田とハ呼ひしなり、又碕とあれハ、

加世田の地なからも、その極の海邊まで臨觀し玉ふかなるへし、其故ハ書紀に、皇孫後遊幸海濱、見美人又曰、

其於秀起浪穂之上、起八尋殿、而手玉玲瓏織紵之少女者、是誰之子女耶など、皆海邊に係りしを以て見るへし、さらハ筭狭ハ古事記に筭沙と書るそ其本義にて、重る沙の

省語なるへし、いかにも此あたり吹上てふ處ハ、限りなき西海の大洋より白沙を吹上つゝ、歳々積重りて、さ

なから丘陵をなしぬるへ、重沙の名に當りぬ、物の積重カサの上、カサあるなと云、吹上ハ後ミゆ、るを、今も

○長屋ハ蓋今の長永山といふ是なり、この山は同所大浦村にて長延たる高山なるか、加世田の御崎に横り、辰巳

の方頼娃の枚聞嶽など見へて故あるへき地方なり、さてこの長永とは、旧長屋を長江と訛り、ヤトエハ本通る音ナリ、やかて

長永とも書なし、今は字音に轉り呼こととおもはるなる、此山ハ筭崎之崎に横り、同し所なるをもて長屋の筭狭と

ハ称しなるへし、仮令ハ襲之高千穂峯などの例にて、今の俗に加世田の吹上といふか如し、

### 同郡同郷内山田村

○竹屋郷カサヤチ 薩摩風土記○和名鈔作鷹屋、所謂筭狭宮の舊蹟也、距竹屋大明神社 午方二里許に在り、此處川邊郡山田郷下山田村とす、

地志略曰、竹屋郷古跡は絶頂に二畦許の地ありて、上古柱口の石三、小石多く有之、山田郷にて竹ヶ尾と唱ふ、

是を王子大明神と申すと云々、今按に、尾トハ丘の事にて、猶竹屋の岡といへるにひとし、今見に、一の山岡にて、其嶺潤二畦許平地ありて、竹屋大明神の宮蹤といへ

り、この竹ヶ尾ハ蓋無戸室を営られし墟なるへし、さて竹屋郷といへるは、此尾の麓の裳敷野と称る地にて、是

筭沙宮皇居の址ならん、この裳敷野は竹ヶ尾より亥方十町許にて、平々たる廣所なり、里人上舞敷野・下舞敷野といふ、舞敷ハ裳敷の訛なるへし、

上古神社ありし時、神人等か宅地の跡といふ處もあり、此より丑寅に丁り、鳥居口と云島の字あり、竹屋神社ありし時の鳥居跡なり、又竹ヶ尾の山下五六十間許り竹林

あり、是皇子の臍の帯を載し竹刀を棄し竹林の遺蹟也、此竹ハ今の世に篋竹とも笛竹とも呼る物なり、其長さ二丈許、田二三寸、節間尺餘、藩人種て牆屏に換へ、或は舟子・山伏の鑿索となし、又火繩

に造る、其制頗る多し、根鞭行せず、其笋薑芽の如く叢生して、母子敢て散す、挿ハ能活く、漢名の義竹・孝竹などいふ屬なり、又舶渡せし篋竹といふものは殊に太く、其質脆く柔なるへからず、別種なり、凡此

篋竹ハ本藩に多く九州稀に有るのみなり、笈埃隨筆曰、薩摩に竹數種ある云々、一種キンメイチクといふ有、他國にて見す、太五六寸、節の間長く、中の葉細く叢生す、尤柔也、國人此竹を四枚に裂て皮なる方をとり、編て綱とし、船毎に貯ふ、能水に堪て強し、故に諸國の湊に日薩の船

懸りぬれハ、他國船ハ其を除て舟懸りす、彼竹綱と此方の芋綱、海中に綱切るゆゑなりとかや、そも、此地は皇孫瓊々杵尊筭沙御前に戻止まし、時、宮柱太知立て御坐ましける皇宮の墟

なるへし、今にも宮里・宮原又京之峯なといふは、その遺称を存せるならん、能因歌枕に、かさゝ野とあるハこの事にて、印本にかさしと誤れりといへり、さて是より野間獄は申酉に丁りぬ、古事記曰、眞木通等沙御前、而詔之、此地者朝日之直刺國夕日之日照國也、故此地甚吉地詔、而於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原冰椽多迦斯理而坐也、○通證引大洲記曰、瓊々杵尊天降於日向襲之高千穗峯、此爲守邊要之地也、古事記曰、天降坐于筑紫日向、詔曰、此地者向韓國、是以上世置太宰府、所以成邊寇也、今按、開國之初、其所尤重在此、故定都於筑紫、蓋追諾尊祓除之蹤、依三女降后之基也、文德実録曰、太宰府者西極之大壤中國之領袖也、自古於今以爲重鎮、可謂諸蕃之輻輳中外之開門者也、三代実録曰、鎮西者是朕之外朝也、千里合符一方寄重云々、皇孫之筮狹宮に君臨し玉ひ、高知於上天、太立於下地、以て馭天下の義、於是觀るへく、而是後高城干臺の地に遷幸坐ませしならん、又書紀曰、木花開耶姬忿恨、乃作無戸室云々、即放火燒室、又曰、三皇子降誕時、以竹刀截其兒臍帶、其所棄竹刀終成竹林、故號其地曰竹屋、然則此地へは彦火と出見尊以下岳降之地、而其故址に神祠を立て王子大明神と申

せし事、言を俟ずして明也、薩摩風土記曰、皇孫薩摩國關駝郡竹屋村に移て生三皇子、時將彼所之竹作刀切臍緒、其竹今猶存、○宗因曰、凡出産之初、定衣服色、謂之勘取、竹刀男女吳制、檜桶大小二納胞衣、卜方位埋之、詳見産勘文、皆自斯地出の故事なり、爲資歌に、いかなれハその玄櫛の色變て緑の竹と生始めけん、後漢書、引華陽損破、竹於野成竹林、今王詞竹林是也。○五雜俎云、松滋縣南九十里有竹泉、宋政和初有僧、浚井得竹筆、忽成竹、此遇相似たる事乃後世にも猶なり、書紀又曰、是時皇子誕聖、因以下定田號曰狹名田、以其田稻釀天甜酒嘗之、又曰、用淳浪田稻爲飯嘗之云々、狹名田へ後眞名田と見え、淳浪田沼名田なとにや、并に名田の称なり、猶霧嶋の所にいふへし、後加世田・阿田・田廬・山田など、此あたりも地名に田もて称る多し、阿多の中に、古時伊勢大神宮御眞所の田あり、又田布施に京田といふ字あり、安閑記、屯倉などの遺跡にや、ト定田とへ爲上而取稻、大嘗會時、國郡卜定起此人、延喜式大嘗會式、令所司卜定悠記主基國郡、又卜定田及齋場雜色人、甜酒大嘗會云、多明酒にて酒食以嘗之云々、後世天子誕生、三日夕天皇設宴賜物群臣、七日夕皇后設宴賜物後宮、大臣以下相次獻饌、称之養産、紫式部日記に載す、拾遺集、産屋の七夜に、君かへむ八百万世を數ふれハかつ、今日も七日なりける、後世五十日、百日の賀に、餅を作り、兒に踐しむる、この風俗、皆此より始れる神代の遺習なりと、蓋竹ヶ尾てふ山岡ハ、宮戸室ツツムの墟ならんとの考ハ、其宮戸室に火を放て焚るとあれハ、皇居よりハ別所なるへけれハ也、

多に蕃殖か故に、都府に出仕ふもの十に七ツ八までハ皆  
そか産なり、又女仕も他土に勝れて布帛を手作り織出せ  
り、延喜式に、薩摩國調布四丁成端、とあるなど、上り  
し世よりの俗と聞へたり、藤原惺窩の歌に、木花開耶姫  
を詠奉る、さきたつる波のあやもておる機の手玉もゆら  
の色になるてふ

### 同郡同郷宮原村

○竹屋大明神社 今作鷹屋、竹屋郷より千方二里許に在り、○加世田郷給嶺守とす、蓋原處竹か尾へ郷の人家より遠遠、物詣に便よからざるを以て、此地に遷坐なし奉りしならむ、此

奉祀本殿火々出見尊、東宮火闌降命、西宮火明命、例

### 祭九月九日、

此神社、旧は同所内山田村の竹屋郷の竹ヶ尾に在り、當  
社の棟札曰、應保元年十月七日造早とあるハ、遷宮の時  
欵、又ハ修覆の事にや、詳ならず、應保ハ七十八代、二

○野間嶽 同所片浦村・赤生木村兩邑に跨る、辰巳を赤生木、亥子を片浦とす、片浦より嶽の家まで一里、高下を軒折る、其間野間村あり、是を野間原といふ、

### 府埵位十五里餘

此嶽は西海道の極尽にして、西根は大瀛より聳立之、山  
上に居て下を臨見れハ、魂已に千仞の海底に落るかこと  
し、國柱嘗てこの絶頂を窮め、領を引て觀眺するもの屢

なり、西方唯滄溟、雲波森漫たるを望ミ、遇快晴の日、鶴  
路・草垣あるハ鷹島 串木野郷所屬也 の洲嶼、彈丸黒子の如く、  
海船の迭に往來するハ、宛も胡蝶の花間に戯れ飛に似た  
り、而大明夕陽に薄り、紅霞の中に春く時、紺青なす山

の形隱顯動搖するを見る、然とも日光炫耀眼を留めかた  
し、里人云、彼ハ此西土なりと、果して然ることを知る  
ヘからずといへとも、景物の雄觀こゝに過たるハあらし、  
宋の蘇子瞻か閑蒸亭詩に、危亭在山腹 物景行自變 此  
樂只自知 傍人任嫌懶、といへるもおもひ出ぬ、書紀に、  
皇孫至于吾田笠狹之御崎、遂登長屋之竹島、乃巡覽其地  
者とある、竹島とハ此野間嶽の事欵、登ましといふに  
て知りぬ、又古事記に、於是詔之、此地者向韓國云々、  
なども當時の実景にして、山上の宮に伊弉諾・伊弉冉二  
神を祭らしも、蓋皇孫の時に始りけんとおほへて、い  
かにも殊勝なる名區なり、

○野間權現祠 即野間嶽の絶頂に在り、○例祭正月廿日、

東宮二座、伊弉諾命・伊弉冉尊、共木像、長七寸餘、西宮五座、瓊

々杵尊・木花開耶姫・火々出見尊・火闌降命・火明  
命、并木像、東宮ハ天文廿三年九月、西宮ハ永祿十年九月、共に  
梅岳公再建し玉ひ、大に莊飾を窮む、自後風雨に破壞之今  
東西兩宮を合せ一字とす、且云、西宮に娘媼婦人を會祭すと、  
地理志に見へたり、蓋亦梅岳公に始れるか、殆故実を失へり、

毎歲正月廿日、此神宮と竹屋厓に事あり、太守公親祭、

遺官、其崇敬知るへし、社祠鮫島某、代昔時ハ此地守護不入宮司宮原某

の山也、史曰、梅岳公加世田城を攻玉ふ時、此嶽に謁せ

んとし、二鳥居に至り、守護不入山てふ榜示を見玉ひ、

引返して神幣を庭上に勸請し、祭祀を行はせ、ゆくりな

く綠林の害を免かれ玉へり、時に天文九年正月廿日也、

此よりして、今地頭館の庭上に祭幣神櫛を奉來て、當時

の旧式を修行して今に至れりとぞ、○俗説に、此嶽を昔

ハ笠沙野嶽といひしを、娘媽女を祭りしより野間嶽と呼

り、娘媽と野間と音相近きか故なりといふハ附會の事な

り、野間てふ地名ハ他所にも數多あり、續紀天平神護二

年四月の條に、伊豫國久米郡伊豫神・野間郡野間神并授

從五位下、神戸各二烟と旧くハ見へ、近くハ尾張の野間

の内海、出水郡に野間原てふ處あるかこときにても察る

へし、況や娘媽堂は別に山の中領に在るにおひてをや、

○娘媽堂 野間嶽の半服山中に在り、梅岳公創建にて、娘媽堂扁額を掲ぐ、相傳、明人林氏亂を避て此に來り、始て祠祝する故なり、其子孫林氏を稱する者三四戸、今片浦に住居す、又曰、奉娘媽神來至于今七八世也、○凡唐船長崎に來朝する者、必ず野間嶽を以て方位

を若取、且娘媽を望祭し、年々賽報銀を當地に致し得る、寺僧變染院之を取納す、遂に山上の神廟を以て、娘媽婦人ハ財し得るに如すとおもふは

妖僧の辭にして、

魂季の時勢なり、

娘媽堂碑 冗長を省き錄す、按に、天妃を娘媽といふものハ明王の追號なり

天后娘媽閩興化莆田縣人也、始祖唐太子詹事上柱國林坡

公生子九人、俱賢、憲宗時各授州刺史、號九林、林氏曾

祖保吉公、乃郡州刺史蓋公六世孫、州牧園公子也、五代

周顯德中爲統軍兵馬使、時劉崇自立爲北漢、周世宗命都

檢點趙匡胤、督戰於高平山、保吉與有功焉、後棄官隱於

莆之渭州嶼、保吉公子孚承襲世勲爲福建總官、孚子惟愨

諱愿爲都巡官、卽后父也、而邵州刺史蓋公九世孫女也、

娶王氏生男一名洪毅女六、后其第六乳也、二人陰隲施濟、

敬祀觀音大士、願得哲胤爲宗支、夢大士告之曰、尔家世

敦善行、上帝式佑乃出丸藥、示之云、服之當得慈濟之脫、

旣寤、歡歎然如有所感、遂妊、二人私喜曰、天必賜我賢

嗣矣、越次年宋太祖建隆元年庚申三月廿三日、方夕見一

道紅光、從西射室中、中俄而王氏腹震卽誕后云、雍熙

四年丁亥、后年二十九、秋九月八日云、登高預別衆、以

爲登臨遠眺、不知其將仙也、次晨后焚香誦經早、偕諸姉以

行、后獨經上涓峯高處、衆莫隨之、恍聞空中絲管直徹鈞

天之奏、怡乘翺鳳翼、靄々于蒼旻、衆咸歎歎驚嘆、但見

雲端之內徘徊、俯視若隱若現、忽彩雲布合、不可復見、

嗣後靈吳、鄉人或見諸山岩水洞、或得之升降處、跌坐常

福庇於民里、了生里人敬之畏之、相率立祠祀焉、号曰通玄靈

女、今以重九日係后昇天期、后嘗化靈光、降伏順風耳  
千里眼二將、次伏晏公爲綰管、三伏嘉應嘉祐別爲水關仙  
班一十八位内、凡舟人值危厄、時披髮虔請求救、悉得默  
祐云、下寶永三年丙戌臘月日、肥長崎後学高玄岱謹撰、

○雅拙一貫稟載、登娘媽山、讀高玄岱撰碑、天妃詎不虞、  
應化莫虛年、父乃林惟愨州斯閩莆田、雲懸慧日、去海  
逐華艣連曳杖誦公碑、無雄滅太玄、

按、玄岱碑文、俗傳俚諺を採撫す、丘文莊の碑に不如  
もの千萬也、五雜俎云、一云、天妃是莆田林氏女生、

而靈吳知人禍福、故没而爲神、余攷、林氏生宋哲宗時、  
而海之有神則自古已然、豈至元祐後而始有耶、姑筆以

存疑云々、此説善し、其辨ハ南嶋考の所にいへり、  
○片浦カタラ野間嶽の麓にて、武備志にも載す、一の  
安曇とす、瀨口數百軒、湊口北ニ向へり、

永祿十一年の夏、琉球八重山島の船、此港に飄流せし事  
あり、

○竹島タカシマ楯羽島タテハ亦云假度島、此二島片浦の港口を遮護ものゝ如し、  
又松島あり、梅岳公之御歌、立かへり又や来て見  
んまつ島にうちおとろかすおいのしら波、按、皇孫登長屋之竹島とあれ  
ハ、此邊をむかしハ竹島とはいへらすや、後に片浦でふ浦の名出來て、  
竹島へ没れて、一小島の名  
となりけんもしるへからす、

○笠石カサシタ赤生木村に在り、高一丈許、彷彿として笠を着たるかごとし、  
下タカシマに小祠あり、笠石権現と稱す、大浦村より落つゝきて潮入也、  
梅岳公の御歌、旅人の時雨に濡れぬおほらかなた笠石もあり笠松もあり、  
笠狭の名へ前に弁へたれとも、此笠石にも縁にあるものならずや、い

にしへよりかゝる細小物に就て、地  
名など負せし例數多ある事なり、

○鶺鴒島ウツギ亦作宇治、宇治も水  
の縁なれハ然るへし、

海東諸國記、作宇持島、周匝一里許、上平垣にして、漁  
船碇宿の艸舎あり、

○向島ムコジマ

周匝三里許なれとも、島根碇立して船を繫へからす、只  
草木葱籠り、西土の珠禽多く渡り來る、此二嶼加世田の  
屬島、御崎の南に去ること四十里許、此鶺鴒島にて漁師

のよめる、唐舟か鹿の眞似してうち通る手火矢なけれハ  
見て過すなり、手火矢は鉄砲なり、唐船などのこの洋中を飄通  
るハ、牡鹿の青野原を驅るかごとく見ゆるとぞ、

○草垣島クサガキ亦作草嶺、○海東諸國記、作草嶺島、周匝  
亦一里許、鶺鴒島より十八里西北に在り、

此も加世田郷に屬り、共に人住居するなし、只網師の止  
宿して大小魚を獲の要地なり、此草垣島春夏の間も風吹  
て、寒きこと冬のごとし、唯極暑の時、稍煖氣を覚ふ、

夕陽快く晴の日、西北を望み視るに、朝鮮の地方、少女  
の黛引るか如く海上に浮み見ゆと語れり、

○吹上濱フキアゲハマ同郷高橋村の中なり、○運か峠といふハ、吹上を眺望する  
の處、此吹上は西海より直に海眼白沙を吹揚て、おのれと  
積りて大阜と成たるに、松樹森列、ひとり吹上の眞砂に埋れて、  
梢のミ見ゆるものあり、小松原村も此邊にて、武備志に載たり、正木

葛十雜、薩摩國の姫のよみけるよしひ傳たる歌とて、  
吹上の濱の眞砂にうつもれて老木なからの小松原哉

この歌の雲の上に聞へし時、大御歌、或云、是後、西天皇也。おもひきや筑紫の海のはてまでも和歌のうら波かゝるへしとは、「此ハ別ニ説アリ」按、出雲風土記、神門水海在神門郡、水海与大海之間有山、長一十二里二百三十四步、廣二里、此者意美定帑命之國引坐時之総矣、今俗号云園松山、地之形體瓌石并無也、白沙耳積上、即松林茂密、四風吹時、沙飛流掩埋松林、今年埋半遣、恐遂被埋已、与起松山南端美久我林、盡石見与出雲二國界、中島河崎之間云々、此即吹上の松林なるを見るへし、吹上にうもれても世をうらなみにかげぬや松のミさはならまし、○或曰、此地の唐人原てふ村ハ、むかし唐人濱といへる名所なり、萬葉集九に、わりそへにつきてこく船唐人の濱を過れハこひしくあるなり、と見えしも爰の事ならんと云々、記して後の考に備ふ、  
 ○今田吹上イナヅノフキノウヂ 同郡伊作郷今田村に在り、海濱十七八町、西海の潮風を受る所にて、西の沙灘なり、  
 ○飯倉三所大明神社イヒクラ 同郡川邊郷に在り、初飯倉山に鎮坐す、  
 祭神本殿倉稻魂命、東宮素戔嗚命、西宮太市姫なり、飯倉とハ本稻倉の省きにて、稻荷より出たり、今例の天智帝及帝の皇女といふハ誤なり、同所に箭掛松とて、田上・宮下兩村の街道側に植り、此所は大夫判官伊久公、奕世の寶刀・鎧を怨翁公に御讓與なされし址にて、當時の

標にこの松樹を栽植れしといふ、

同郡坊津村

○唐湊カウシマナト 方角集○今言坊津、○武備志・登壇必究、并作坊津、○海東諸國記作房津、○地志略曰、此地旧上坊・中坊・下坊と號し、三所に坊舎を營ミ、三時上堂の軌準をなしてより坊津と名く

府巽位十四里半

本邦三津の一也、筑前博多津、伊勢阿津、薩摩坊津 武備志云、津要有三津、皆商船所聚、通海之口也、西海道有坊津、薩摩州所屬、惟坊津爲総路云々、是より西北、即同郷泊村を併て坊泊郷とす、夫當津ハ皇國西海之邊陲にして、直に絶域に對望す、昔ハ支那・西洋の通商互市するもの、皆此津に輻輳て自由を得たれハとて、唐湊とは云り、後に肥の長崎港をもて諸蕃來朝の撞場となりしかハ、おのつから此港の繁華地を拂て、終に蕭然たる一漁村とハなりし也、懷中鈔に、頼めとも蟹の子たにも見へぬかないかゝはすへきからの湊に、是唐山の客船も入來らず、此浦のさひ渡りける比にやとおもはるれ、昔者布店軒を連ね、樓屋甍を比へ、人烟富庶なりしといふ、礎砌など今は茅艸のミ巷を塞ぎ、苔むしたる蹟のミそ残りける、凡ソ港口の廣三町四十間餘、直に西に向ひ、東に入て更に南に轉り、下濱深浦の隩ウツ限に至り凡十有二町、其中に横出する巖を鶴巢と名く、

大坊より港中に出ること百間許、むかしハ涸潮の時に現れ、満潮の時に隠れる故に、方角集に、越潮と詠るとかや、今ハ森々たる蒼松イロキ矗トビに立て、樹間に朱の玉籬あり、素戔鳴尊を祀て祇園社と称す、又此港の山形鶴の翔るに似稀シズカを以て、舞鶴浦とも策浦ともいへり、因てその長く横出するを鶴崎とハ名之也、又鶴策の東灣ハ下濱、南灣をハ大坊といふ、凡港中海の深さ四十餘尋より三十六尋に至る、故に口狭して入り遠く、底深くて中曠く、回岸連り抱きて唯西一方を缺り、大瀛に接といへとも、是一の内海の如し、今暹所ある地を中島といふ、是亦港中洲嶼の如く、北の方峽續、僅に陸に通す、東に在を飯盛山、亦春日嶽と名け、北に見ゆるを車か嶽といふ、兩峯天を挿て相環り、叢萃羅列盤曲參差、暫暑倏時す、是より遊舟に駕して通津一たひ去ハ、西溟水漫々として南に沿て出るの路、左ハ皆層巒疊嶂にして、赤崖白沙迭に現れ、磐安高大幾千丈なるをしらす、老松條ゴウを交へ、辟蘿迥に懸れり、先亀浦を過ぎ、陰陽石を左に晒て、網代といふ復一の港に至る、此處ハ網師魚船を廻し、摺網を提け魚を獲の要口なり、その魚を取の状、猶海鱸を逐捕の陣列に彷彿たり、此海表に丁て屏風を構たるか如く、粟子嶋

・立神等の奇嶼怪洲碁布星列す、又兩石屹立、相雙て特起する者を雙劍石と名く、大は高拾五間、小は高拾貳間、様太く頭尖り、宛然兩劍を植るに似たり、題雙劍石、雙劍雌雄石 時々生紫煙 豊城何用問 却在海西天、是より厓岸相續て舟行一里許を御崎と称ふ、即薩藩の極岬、大東の西際にして、潮の満固、浪花の秀起巖に觸れ、限に舐て鬱恕して彪休たり、其勢たるや、陶涌騰薄して沫を奮ひ濤を掲るの氣色いと冷しく、又極端の巖に圓象の洞孔あり、大二丈許、東北に透明す、之を望は儼然として月輪の如し、號て秋月と呼へり、蓋水表自然の天造妙殊殊絶、実に奇觀たり、此處に海驢なる海獸ありて、群り上りて睡眠す、唯一口寢すして、人の來る襲んことを候伺といふ、又西南の海中二十四里に津倉トモとも、三十五里の南瀨或作繩瀨、とて二の小嶼あり、即坊津の屬島あり、又爰に沖立神とて大海の底より直立の大石あり、根足三十間許、高五十間餘、其冢イヅナには海鳥の巢を爲り雛を産の所にて、人跡至りかたし、凡古俗靈異にして、人智の測るへからざる者を神と稱す、故に靈岩奇石を指して立神等の名あり、後にも見へたり、是より西は西土廣東呉越の地、浙江・漳州尤瀨トし、凡三百五十里の内外とそ聞へし、白雲の覆黠トかきり、蒼溟の波もひとつに連りける所に、西土によ

りて三里許の暗礁なん有る、是こそ皇國と漢土分界の國津境とかいへる、西遊雜記曰、坊津ハ邊鄙なる故に、世に普く知らざる所にて、勝景ならふべき所希也、丹州天橋立、巖州殿島など、競へ見しに、天橋立よりも海面のもやう眺望廣大にして、島山の風景いはん方なく、如何なる画師たりとも写し得かたき所にて、拙き筆には十にして、其の一も似たるやうに写し難し、秋の月と稱する岩穴に至て雅所に於て、こなたの岸より見るに、その孔眞丸く、傍にならへる岩一として同しからず、何れ成共一石ほしき事とおもふ様な雅なる石也、双剣山と稱せるハ、數丈の岩高へいまた詳ならず、鶴瀬山ハ巖石山にて雜樹生し、前後左右苔むせし岩、かきりなくならひ立、遠見せる所、鶴瀬山眞黒に見ゆるなり、此ゆゑに号せしにや、奇石の山といふへし、弁天島番所ある所へ、自然の岩石つらなりならひ、東西より差向やうにありと云々、今按に、此者眞景を視しにハあらざるへし、又劍山を遠見すと云にて、いかて秋月の靈巖を知るべきものぞ、

○坊津八景

近衛信輔公 詩ハ公作、にあらす、

中島晴嵐

松原やふもとにつゝく中島の嵐に晴る峯のしら雲

官閑風燈暗 春林棲鳥驚 海門帆影没 港口棹歌聲

深浦夜雨

舟とめて苔も露ハ深浦の音もなきさの夜の雨かな

曲浦停舟處 蒼茫烟霧寒 偏驚蓬底夢 風雨過前灘

松山晚鐘

けふもはや暮にかたふく松山の鐘のひゞきにいそぐ里

人

慧日催昏黒 慈雲擁宝林 鯨鐘一何寂 遙度海潮音

龜浦歸帆

龜か浦やつりせぬさきに白波のうきたつと見て歸る舟

江村何所見 落日白波間 釣罷秋風裡 帆舟南北還

鶴崎暮雪

白妙にふりうつむれて鶴か崎暮るもわかぬ雪のさやけ

積雪平沙編

凝華連晚輝 更看多少鶴 深映碧松飛

網代夕照

磯さへのくらきあしろの海面も夕日のあとにてらす篝

火

懸崖水千尺 雙劍削成年 一片斜歸滿 漁歌響海天

御崎秋月

荒磯のいはまくりし秋の月影をみさきの波にひたし

て

秋津雲共盡 明月大紅流 風靜魚龍躍 清輝編十洲

田代落雁

行すゑハ南の海の遠方やたしろにくたる鷹の一つら

千里平田曠 衝陽路未窮 非閑傳尺素 陣影落秋風

中島晴嵐

島中宛如画 樹繞曲流清 帆影藏嵐翠 漁蓑著雨聲

芳洲煙稍暗 青岸自將晴 幽憩長松下 吟哦頓得情  
雲はらふ松の嵐に音そひて岩ねにきほふ中嶋のなミ

深浦夜雨

歸雲咫尺失西東 積雨空朦深浦中 岸畔篝燈明滅變  
橋頭松火有無通 寒窓欹枕過殘夜 破屋擁衾度晴風  
最羨浮舟湖海上 孤蓬閑釣一漁翁  
浮雲ハ猶かさなりて深浦や入海くらき夜半のむら雨

松山晚鐘

日落上方昏黑微 華鯨時度閭閻飛 荷薪山郭樵夫下  
収綱江村漁客歸 韻雜松風方瑟々 響霑水霧更霏々  
聞塵清淨誰堪了 不尺梵音沈釣磯

けふも亦たれまつ山に告るらん日も入あひの鐘の音そ  
ふ

亀浦歸帆

積水連天望欲班 布帆多少白波間 遙疑戲蝶翻春海  
且訝驚風捲雪山 欸乃聲中數櫓集 滄浪曲裏幾人還  
試看亀浦通津富 莫是扶桑第一閑

わたつみのさちにやきほふ亀か浦磯の浪わけ歸るつり  
舟

鶴崎暮雪

江天薄暮凍雲開 古木危巖雪作堆 彷彿現來銀世界  
依稀湧出水晶臺 飄風柳絮謝家宴 棹月蘭舟子猷才  
白霍聲々聞不見 崎邊幾處更徘徊

網代夕照

荒村比屋枕江邊 斜帶炊烟夕照天 人影往來喧野渡  
櫓聲斷續亂風漣 鮮魚縱鮑吳中膾 濁酒難賒杖上錢  
此地寧無舊遺逸 毛竿結網樂餘年  
あしろまてかきりもなみのくれなぬに夕日うつろふも  
ろこしか原

御崎秋月

層嶂崎嶇雲氣収 高懸寒影滿江秋 海門波靜魚龍舞  
洲渚潮來鷗鷺浮 吹笛仙人飛好曲 弄珠神女照明眸  
飄々自似遊蓬島 回首天雞晚色愁  
うつし繪も言葉もなみの海原や影を御崎の秋の夜の月

田代落雁

平田渺無際 遙見一群鴻 迎暖飛江北 驚空歸日東  
哀鳴迷暮雨 陣影下秋風 應有他鄉客 凄然孤館中  
歸りゆく南はるけき羽をやすめしはし田代にかりの一  
つら

七月十二夜宿坊津、偶成 水戸佐々助三郎

今宵坊嶋景 遠客動吟情 潮歌侵牆響 月光透戸清

澄心懷往昔 屈指數歸程 不覺窓燈滅 村雞報五更

坊津即興 同藩丸山雲平

回峯曲岸極奇幽 靈勝古來甲薩州 面海背山民戸口

故尋耆老問琉球

坊津旧跡記に、よみ人しらす、誰も見よ唐の湊は秋津

洲の國に呉なる岩ね松か根

○如意珠山一乘密院西海金剛峯寺 即坊津中島の東北に在り、山に據海に臨あり、

是寺へ後鳥羽天皇・後奈良天皇兩皇上の勅額淨場なり、

兩皇の聖影宸翰等多し、後奈良帝の時、島山頼國吹嘘し

て、復勅額を賜と云、頼國稱中務太輔、道號橋隱軒、寄客本藩、從近衛信輔公寓居于此卒、葬于一乘山中島

越、○天正十三年三月廿一日、紀伊州根來寺兵燹に羅り

し時、山僧覚因法印其徒と爰に遁れ來り、齋したる所の

清和天皇勅書あり、左に写す、傳燈大法師位空海、右贈

可法印大和尚位、

勅、智慧峯高菩提月朗、持三密之法印、爲四輩之儀、刑

人亡道盛、世舊名新、惟景慕之甚深、念追崇而何止、肆

贈寵章、式貢幽魂、可依前件、主者施行、貞觀六年三月

廿七日、中務卿三品兼行上野太守臣時康親王・從四位上

行中務太輔臣輔世・從五位下守中務少輔臣橘朝臣主雄、

奉勅如右、牒到奉行、貞觀六年三月廿八日、品行治部卿

賀陽親王・從五位守治部太輔包・參議正四位下行左大辨

兼勘解由長官年名、

告贈可法印大和尚位空海、

奉勅如右、符到奉行、治部少輔從五位下忠宗・大錄氏立・

少錄福守・少錄宗氏、貞觀六年三月廿九日下、○又大和

當麻寺中將姫か織しといふ、曼荼羅の横幡模写本あり、

銘に、天平宝字の七字、金泥字を存す、是亦根來寺の覺因か齎し來し物といふ、此化書画及異品奇物復茲

に載せず、

登如意珠山一乘院 佐々助三郎

千歲道場景况濃 四圍山水幾重々 寺開百濟羅公力

僧唱中天薩埵宗 奇樹怪岩青薛鎖 崇堂傑閣白雲封

苾芻七十精神健 往事談來至暮鐘

○近衛屋敷 一乘院より海岸に下れ、三町許に在り、今當郷の廢所とす、是近衛信輔公配所の旧址なり、近衛左

大臣信輔公 又信尹、信基とも云、嘗て朝鮮國に往むことを欲思玉ふこ

とあり、豊太閤大に以て不可とし、白諸天朝、令止之、

遂謫信輔公于薩、是歲文祿三年四月十五日、公京師を發

し、五月下旬、此處に到り玉ふとぞ、白石紺珠白、油小路殿頭中將たりし時、

光明院帝ある時頭中將に、天子の御寶を御見せあるへきよしにて、檀紙二枚かきしものを御棚より出して見せ玉ふ、是豊臣太閤より奏狀なり、

端にハ関白従一位太政大臣豊臣の朝臣秀吉、誠惶伏乞と書出したり、秀吉の眞蹟なり、親その次は假名にしてひろひ書なり、一近衛め事とあり、近衛殿を薩州に配流ありたきとの事ともと、但前房公の事也、前房公ハ越後謙信関東の公方にすへしとて、小田原へ入られし時も迎へ申して御供なり、甲州没落の時も信長御供なりしよし也と云々、さて此時信輔公ハ岡左兵衛督と

申奉りし由にて、御着之日、一乘院快忠法印へ贈らせ玉ふ捻文の公帖今に在り、又公の爰に來り玉ふを左遷といふハ誤なり、又文祿三年四月十四日、あすは信輔公配所に赴き玉はんとて、人々御名残を惜ませ玉ひつゝ別の歌よみて送らせられしを、公手つから写置れし物あり、左に載す、

卯月十四日の夜

わかれちにふくころ待ん涙のミ玉まく葛のす糸の秋風

望門様

行す糸ハいのらすとてまさすらへのつらさをしれる神

やまもらん

同

あすよりハ心つくしの秋まちて菊のうら葉のおとつれ

を聞

御返し

いひなしのつらさをしれる神と共にたのむハ法の御中

也けり

同

かくて世に身ハむもれめや月に雲かゝるもやかてはら

ふさよ風

龍山様

うきしつむならひハあれと流木のよるへの浪のかへるをそ待

同

月に雲かくるまゝにやありへまし吹はらふへき風を待

まは

御返し

かたふける人のよはひそ思へるゝ身ハなかれ木となる

につけても

同

行方はなくさむ道もありなましのこりてなけく老か身

そうき

北御方様

御母上也

いとせめておもひや出ん行方にしはしなくさむほとも

ありなハ

御返し

たよりなき身をハなけかて行末の心つくしを思ひやる

哉

女御様

御臺様

たよりなき身ともなけくな一筋になをおほへなきかけ

をたのミテ

御返し

かへるさをけふよりそまつわかれつゝおなし都の空を

たのめて

光照様

はるかにや思ひやらまし月のミハおなしミやこの空と

なかくて

御返し

昨日けふむせふ涙にかへるさをまつともいはてわかる

ゝそうき

入江さま

かへるさまをまつまもいはてむせふてふ涙にふかき心見  
えけり  
御返し

今按、公前夜決別諸親、是其贈答之什也、龍山公曰、死  
生有命、然而予待爾之再會、母堂曰、行者猶或忘憂于勝  
地、而獨如不得從之衰老何、公報之曰、嗟父兮母兮齡既  
傾矣、我今將遠離、念哉々々、大人幸自重、請願莫勞思  
矣、父子訣別之情、靄然見于言外、君氏曰、妾豈懷寡居無  
聊哉、惟君之謫居是懷耳、貞烈之意亦可悲、公曰、汝何  
必言無依賴之命乎、大人在焉善事之、莫以我爲念也、今  
也百歲之下誦吟者、猶悲愴怆慨有墮淚之感、況於當村之  
人乎、又夢想連歌などの親筆ありて、可因と書れたり、  
谷川士清曰、秀吉遺言に、我死なハ新八幡と祝ふへしと、  
然とも勅許なきによりて、旧臣等祠号を請て豊國大明神  
とも号られし、扱秀吉今までなき氏になりて、先祖第一  
と仰れんと、菊亭右大臣と議して上奏し、豊臣朝臣といふ  
新姓を勅許ありけり、閑白宣下ありて、玖山公聞しめし、  
此職ハ他家の補すへき謂なし、必氏神の御罰あるへきと  
仰られしか、果して秀次の謀叛顯れし時、近衛殿は薩摩  
の坊津、菊亭殿は信濃國へ配流なりし、其上御女一臺殿  
大路を渡され給ひし建仁寺の永雄和尚か、道すから車に

ありて大臣をのするかこしまになふほふの津、と狂歌せ  
しハ此時の事也とそ、さらハ信輔公ハ秀次の將に秀吉に  
事あらんとするに坐し玉へるにて、世に朝鮮に渡海し玉  
はんとあるに縁りといふは俗説なるへし、さて文祿五年、  
信輔公京に歸り玉ふ時、一乘院快忠上人か詠て奉る歌、  
及ひなき雲の上まで登る月の影をしまれてぬる、袖哉  
信輔公返し、

人目のミしけきうらハにすミ染の袖にハをしき名残也  
けり

○硯川ペンリカウ一乘院大門より三町程濱へ下る左側の小川の窄き石罅より  
出る水なり、信輔公硯滴に用ひしより、此名を負せしとそ、

凡信輔公の藩中に蟄居し給ふ、その跡最多し、始終和歌  
戴恩記に見へたり、○閑田耕筆に、專齋老人雜話を引て、  
今の世肩衣袴といふハ、近衛龍山公薩摩にして製し給へ  
りと記す、世にハ松永彈正製せりともいふ、いつれ眞な  
るをしらす、今按に、龍山公本藩にて肩衣を作り初玉ひ  
しといふハ浮説なり、肩衣てふ名ハ万葉に見へて、古事記  
にハ上下の衣とさへ記したり、其製こそ今のは吳なれ、  
其名の世にあるハいと久しきを知るへし、天正十二年、  
豊臣氏の幕府肩衣袴を吾先侯に賜ひて、今復故を圖る、  
願くハ、侯我に力を加へ玉へと、内書して贈られし事あ

り、當時既く<sup>レ</sup>礼服の章として、方伯の賜のものとなれるなり、○此坊津旧傳多し、むかし人皇八十五代後堀河天皇御宇、嘗津よりハ飯田備前・土佐の筭原孫右衛門・兵庫の辻村新兵衛てふ三人を鎌倉幕府に召して、船法三十一ヶ条を定られし事あり、いづれも海運操練の事に曉通せしをもてなり、○嘗て永正十三年、備中蓮島の賊三宅和泉守國秀といふ者、琉球に渡らんとて來りしことあり、時の大樹足利義澄公に告て、三宅か黨を撃平けぬ、○又木下大膳太夫此郷の宮里某に流寓の事あり、○朝鮮より班師の時、質人茅國器か弟芳國科潰潰といへるもの、此津に入船せし事あり、又慶長の末蕃薯を持渡り、これより穎娃の兒水に栽蒔、遂に皇國に繁殖し、天下の民利となりし事あり、○寶永戊子の秋八月廿八日、暹馬人を屋久島戀泊村にて得たり、島の副宰肝付三右衛門兼近、之を執て本府に白す、其人たる白哲<sup>イロシロハ</sup>隆準<sup>ヘツクナ</sup>、其裝ハ低鬢<sup>オチシ</sup>の魁<sup>カサ</sup>頭蒼々として、朱染の大小刀を佩て、緘<sup>ツクリ</sup>の阜外套を着たり、此時掌事官讚良某に命して、鶴崎中島に虎落<sup>ヒコガ</sup>結廻し置つゝ、手語して事を問に、彼者懐中より小冊子を取り出し、此方の語を稍解る事あり、是本邦語を記したる寄語<sup>ツクシゴ</sup>子なり、食物好に任せ<sup>アツク</sup>予しか、其喫餘<sup>クヒノコ</sup>は狗猫も食ざりし

といひ傳ふ、後肥の長崎に護送し、江戸に遣ける、此始末ハ新井氏采覽異言に詳悉なり、又雨森氏たはれ帥にも載て、イタリヤと云ものヤクノ島に來り、長崎に送られ、既に誅せらるへかりしを、先その様子を見玉ふてこそとて、正徳の始吾妻に下され、揚屋に置れける、下略す、太宰か漫筆曰、文廟時正徳中、是ハ江戸に來りし年なり、始薩摩海濱有男子鶴立焉、略中名豫灣<sup>ヨハン</sup>、天主教<sup>カトリック</sup>拔帳連也、官正以聞薩摩侯、々々馳驛使以告東都相府、々々以聞縣官、命薩摩樞送豫灣於東都、至則下吏囚於天主牢、豫灣在牢中、坐椅終日不言不笑、下視如睡不睡、如僧坐禪、日食大饅頭數枚、冰糖二三兩、飲白湯二三碗、不食他物、官命、老奴夫婦無子者事之、豫灣使奴婢溫顏和色、視之如傷、奴婢歎服其徳、居數歲、奴婢謂守吏曰、我二人者既受客教矣、若隱而不言則罪大矣、敢以告、守吏以聞縣官、乃更囚豫於灣圈、々方數尺、僅可容身、食之以粥、不復與饅頭・冰糖、豫灣泣曰、倭人慘矣、未幾便死、按、是た各に行れきに殺されし也、今按に、左經記に、後一條天皇寬仁四年十二月、太宰府奏聞す、南蠻の賊徒薩摩國に寇して邑人を掠めりと、時に詔して其蠻夷を討しめられしよし見へたり、夫吾藩三方邊海にして、常に外患の備に居れり、故に

昔者その兵役に遭ひ飢寒に苦む時ハ、則天朝詔を下して、或復三年を給ひ、或地子を割て振恤玉ひし事とも、國史に歴挙す、孝謙紀曰、日向・大隅・薩摩等國、檢定船一百二十一隻・兵士一万二千五百人・子弟六十二人・水手四千九百二十人、皆免三年田租、悉赴弓馬、兼調習五行陳、其所遣兵士者、便役造兵器、とあるかことき、西海諸國各この制ありて、毎年甲刀弓箭の器材を造り、邊要不虞の備を爲しめ玉ひしこと、亦方策に布在す、五行陳とハ備なり、故に軍をイクサと云は、五風の義と見へたり、按に、雨森芳洲神武論の略曰、惟我邦前有七聖、後有五聖、積德累善率眞爲治云々、國之爲形、屹然立於瀛海之中、未嘗受干戈於外國云々、嗟乎仁而壽者非君子之國、其能然乎、從古以來不軌之臣、負固恃險、拈拒王命、一旦蒙朝敵之名、無不登時殲滅云々、知天命之不可犯、而皇座之不可覬也云々、西土人喜爲夸毗、動輒鄙陋乎四方之國、甚者比至於爲畜獸云々、尚文而不已、則其弊也必至於僂、而人有不堪者、使天下之民倅々焉、無所厝其手足、一變而爲是非火坑、再變而爲犬羊戰區、於是夷狄乘之而入據中國、中國之人莫不甘心相率而歸之云々、然則吾東之典章文物、讓於西土者宜賀、不當慨也云々、凡士之生於斯世、有志於國家者、務當以忘戰

則危之說、上獻於玄君、下諭於此民、預修措置之方、誠適制馭之宜、使之家各武其武、而海內肅、人各親其親、而天下順、斯文斯武并行、而俱得毫無偏廢之弊、則庶乎、永世無懲太平可保矣云々、芳洲嘗て對州の辟に就て、後陰に朝鮮に渡り、吳域の風政を見聞して、益我皇國忠實の俗殊方に勝れたるを感悟し、其著す所、大寶說壯子論等あり、凡西土人自侈大にして、礼法を飾り、聲名に誇り、聖人の言を藉て其姦を濟者あり、遂に學問の爲に黨を結び、殃天下を覆すに至る、故に詩書六藝の教大に備るといへとも、其習俗盜窃を恥とせず、或ハ君を弑し主を奪ひ、今日臣僕明日君王、此潰亂の極に非ずや、亦何仁義禮智を言ん、孔子出て再び孔子なし、宋末の書生徒經を固執して、宗室將に亡んとするの舟中に、猶大學衍義を講して、道德を失はしと稱す、胡爲そや、箭の一筋も敵に射かけて主恩に報ひ、自快く劍に伏さるや、彼一にても皇國の武士の氣慨にあらず、信賴・重衡の柔弱といへとも、あるまじき行迹といふへし、是以て宋末胡元に奪れ、又鞠して韃清となる、是故に上世以來、皇國海防の備を嚴にして、鬣を邊陲に開かさるを慮り玉ふ所なり、或曰、有ましき事の或はあらん事を慮るものハ、即

武備の道にして、武備の道ハ預その器械兵略を準備曉通するに在り、或曰、蕃船の大なるハ山の如く陵の如し、是を摧破んと欲するには、萬人敵將軍銳を連發して、先敵人の氣を劫し奪ひ、宜しく無風の日を卜て、或ハ油火を縦、或ハ毒藥を投て其動靜を伺ひ、殊死を以て敵舟に切至り、短槍利劍を提け揮ひ、大斧・巨鎌を携へ持て、當るを幸に難突て、首級を取に及はす、速にその帆柱を伐、帆線を断ひ、柁桿を折くを專一の功名と號令すへし、凡蕃船は唯風帆を頼て進退を自由し、櫓權を設けて運回すこと能はず、故に必ず無風の日を須て戰を挑むへし、吾の軍船にハ多く稗殼の苞を積て楯に換用ひ、又船の四邊に張出を構へ、竹牌を鱗比て較水底に届しめ、以て矢石穿傷を防くへし、さて蕃船の舳鱸を以て標的とし、火急に漕着くるや否、便城屏に就て、先登の勢に乗するか如くなるへし、又兼て水戰を操練しつゝ、試て実地を踐に巧にして、論説に拘るへからず、此是其要領の題目なりといへり、此餘の術策既に林子平か兵談に出すといへとも、今その説の亦一端なるを喜て爰に附記せり、蛇足となおもひそ、

○九玉大明神 坊泊の鎮守神也、祭神猿田彦太神、

○泊村 坊津の北方にて、同郷なり、登壇必究作拖馬里、

○久志村 同郡にて、今久志・秋目兩村を併て一郷とす、武備志にも久志とあり、○此久志の浦ハ隈曲にして、其闊凡三十五町餘、深七尋、入十二町、博多浦と稱ふ、亦網代てふ港もあり、

○九玉大明神 祭神猿田彦太神、例祭九月十五日、勸請年間をしらす、

棟札曰、寛正五年甲申九月八日、領主藤原國久、地頭藤原秀家云々、國久ハ島津薩摩守也、按に、九玉ハ即奇魂の省なり、猿田彦の御魂を底着都夫多都泡佐久なと申ける事、古事記に見えたり、さらハ久志浦も奇浦の義なるへし、

○秋目村 久志・秋目兩村を併て一郷とす、武備志に作秋目、蓋赤眼の約たるにや、

○檳榔島 秋目の中にて、海上二里許に在り、周亦一里、蒲葵多し、因て名とす、有戸柱大明神社、

尾藤靜寄子曰、若我大八洲在天地間、固一彈丸耳、然獨立一大洋海中、而四無與抗、則日月之出沒、星辰之經緯、皆如獨爲我者、寔自成一天地、氣象之大浩然無外、以此視之、彼所謂西漢大江長河亦區々小渠耳、又曰、探勝固雅事、少輩讀書之暇、時遊山水以豁其胸襟可矣、而不可耽遊廢志、亦宜思其度、國柱昔者坊津に勤成すること殆三閩月、膝を海濱に屈て、飽まで江山不老の色を視て、奇蹤妙區人煙稀なる所に在るものを知れり、夫生涯は萍蓬の如し、我とひとしく此に遊ぶことを不得もの、其



渡加羅ハ一、府南百五里、周匝二里二十町、去惡石島十八里、去平島二十二里、

島子島レノヤコ在寶島東、廻廿七

上子島カミコ廻廿、又下子島シノ廻廿、又有沖障之洲嶼、

寶島の西南十二里に在り、俗に沖寶と云、寶嶋并に沖寶

本府を距最遠といへとも、其古名を以て首員に出す、

○口島クチノ是本國よりして七島の海口、故に口島と称ふ、○府南六十九里、

○中島ナカノ府南七十三里、廻四里半、○諸國記、中島、○又平瀬・高藻崎

諸國記に小川地島と云は、

九瀬等の事なるべし、

○臥蛇島カサネ府南八十二里、廻一里半、諏訪瀬の西十里、口島より十二里

又外地にも作る、○又前

立神タテガミ後立神の小洲あり、

○諏訪瀬スヱ府南八十里、廻三里廿町、中島より七里、諸國記作、

○臥蛇島カサネ也、○諸國記作掛地島、○清任権録作臥地島、蛇字誤写也

小臥蛇島コカサネ廻六町、○諸國記作小蛇

按、書紀所謂舍衛國、疑ハ是島の原名欤、

○平島ヒラノ府南八十六里、廻三十二町、諏訪瀬より南五里、臥地より八里、

按、書紀所謂墮羅は即此島なり、

○惡石島アクシヤ府南八十七里、廻二十二町、○諏訪瀬より南七里、○諸國記

の洲嶼あり、是より宝

島に至る十八里なり

以上断島總七箇、即古之を寶島と云、

孝徳紀曰、白雉五年夏四月、吐火羅國男二人・女二人・

舍衛女一人、被風流來于日向、○齋明紀、三年秋七月丁

亥朔己丑、都貨暹國男二人・女四人、漂泊于筑紫言、臣

等初漂泊于海見島、乃以驛召、辛丑暮、饗都貨暹人、本

云隨、同紀五年三月丁亥、吐火羅人共妻舍衛婦人來、○六

年、都貨羅人乾豆波斯達阿請曰、願得贈送暫還本國、當

留妻以爲質、許之、即與數十人入西海路、○天武紀三年、

吐火羅及舍衛女獻藥種珠寶、○和訓栞曰、とからしま、

薩摩の洋中にある島なり、日本紀に吐火羅に作る、中山

傳信錄に土嚙喇に作る、夫婦の間甚正しく、婦人再縁せ

す、夫に食膳を奉ふるも、眉に齊しくすと云、薩州より

琉球に至るハ必ず此島を経るなり、薩州人至れハ男女各

酒瓶を持來りて獻す、終らされハ合掌して敢て傳晒せず

といふ、○注揖琉球使錄云、七島云々、人不滿萬、唯寶

島較大、國人統呼之曰土嚙喇、或曰、即倭也、然國人甚

諱之、殊不知有日本者、○琉球國誌略云、一説七島本國

屬尚寧王被襲割地與之、王乃歸、即七島也云々、今按、

谷川氏記す所、男女の俗の如き未た必ず然とせず、然と

も眇然たる端島にして、其風俗甚本國に劣らず、蓋水土

の自然に出たる者欤、而大日本史外國傳に、吐火羅國を

出して舍衛國并不詳其國地之所在、とあるハ疎漏といふへし、谷川氏に至り始めて之を建明す、此等にては命世の才豪を見るへし、蓋西域記に、都貨羅國旧曰吐火羅訛也、其地南北千餘里、東西三千餘里、唐書吐火羅傳、或曰吐豁羅、元魏謂吐呼羅者古大夏地、又云寶羅伐悉底國周六千餘里、舊曰舍衛國訛也、中印度境括地志曰、沙祇大國即舍衛國也、在月氏南萬里云々、此都貨羅・吐火羅及舍衛等の地名、并書記載する所と同じけれハ、彼是其疑を存すへき事なり、然とも暫還本國、當留妻以爲質、又臣等初漂泊于海見島云々、申けるなどあるを見るに、印度數千里の地に妻を質とし、暫罷歸らんと言ひ、又自臣等と称せしはかた／＼相叶はず、又海見島に漂泊など、天竺人の申へき事にも非されハ、書記の所謂ものハ是七島の古名なるへく、扱今に至り寶と書てトカラと唱ふるの例ハ外に未見當らず、但トとタハ音の通へるなれハ、初孝徳の御宇の時に、吐火羅の文字慎られしハ、その國人の言せし所に據られしにて、其文字のときを、西土記の所謂ものに假られしにハあらしか、若此一島にトカラてふ唱のなからましかは、千載の後孰かは吐火羅の即寶なるを知るへきそ、名実の世に關るハ大なる事といふへ

きなり、○さて國誌略に、七島ハ本琉球の屬國也といへるハ、例の唐人ハ妄誕にていふに足らず、七島ハ蓋古者婀娜國の所屬にして、今猶川邊郡とし、其俗も全くの日本人にて、詞も亦國語なり、この島宰を七島郡司といふ、郡司の古名遺りしハ此島のミそある、○此地松魚・筵席を以て名産とす、延喜式、薩摩國二丁、席三枚、又堅魚煎汁など見えたるハ、此島の産なるへし、百姓糞曰、むかしハ、第一茅筵をつけたり、座敷などには薩摩の七島席或ハ琉球筵ハ上品の疊なり、いづれも皆縁なしにて、今も薩摩にてハ琉球表のへりなし疊を敷家は多し、いつ比よりか備後の蘭筵を表につけて紺布の縁をつけ専敷ことと成ぬ、貧しき農人も正月に此疊を敷て年をむかへざるをいやしミ笑ふ、是ミな近世花美の風俗に田家までならひ來れるや、薩摩國主ハ頼朝公より傳り、古風の家にて、諸土の家・工商に至るまで、古代の風俗あり、百姓の知るへき事也、按に、むかし海神の火々出見尊を奉迎し侍るに、八重疊を敷坐し參らせけるとあり、今も南島の俗常にハ疊を藏置て、貴客の至れる時に取出して敷設るの事あり、亦古の遺俗なる歟

## 同郡

クワン竹島 書記○武備志・全浙兵制録・日本風土記並曰、竹島化計甚密、蓋所謂五龍山と混する者あらん、海東諸國記作高島、○圖書偏作虜島、亦饒島の前有虜島、然二巖石而非洲嶼、○竹島今諱疏黃島

府坤位廿八里、周二里、○島中多産美竹、書記曰、彦火瓊々杵尊到于吾田笠狹之御崎、遂登長屋之竹島、乃巡覽其地者、彼有人焉、名曰事勝國勝長狹、天孫因問之、此誰國欤、對曰、是長狹所住之國也、然今乃奉上天孫矣、説ハ加世田の孝徳紀曰、薩摩之曲竹島之門、是に由に竹島所にいへり

或ハ竹島之門とは、坊津より加世田浦かけての泛称なり  
しとハ見へたり、又竹島てふ島は出水郡にも、片浦・串木、但い  
野などの海にも在り、皆爰より出にしか、但い  
にしへハ黒嶋・硫黄島、或ハ益救島などをも竹島之門と  
称へしを、後々黒く見ゆるを黒島、硫黄出を硫黄島、  
さて此嶋ハ青葉竹などのうるハしく生る地なれハ、獨竹  
島の名を擅に呼ひしならん、蓋皇孫の西に幸し玉ふ、必  
大山高岡に登臨之、西州の極界を輕歷し玉ふの爲なれハ、  
笠沙の御崎よりして竹島に渡御り、因て海島の地を親視  
し、國人を按撫し玉ふをハ、竹島に登ましとハ傳へけめ、  
史曰、巡狩以定疆理、嚴邊防者王功之至矣とハ、是時の  
事を申せし也、○大日本史曰、孝德天皇白雉四年、小山  
吉士長丹・小乙上吉士駒聘于唐、二人室原御田爲送使、  
學士巨勢藥・氷老人及學僧道嚴・定惠・安達・道觀等十  
餘人從之、又大山下高田根麻呂爲大使、小乙上掃部小麻  
呂爲副使、學問僧道福・義間等一百二十餘人俱發、土師  
八手爲送使、秋、高田根麻呂等至薩摩竹島、遇海颯人船  
覆没、唯有五人得生還、是蓋坊津より發船せしにや、若浪華津  
より開洋せは是秋東風に遇しなるへし

同郡

○硫黄島ユワウ平家物語○按、和名鈔、硫黄、和名由乃阿和、俗云油玉、本  
の謂なり、又慶長年録にユワウカ島と見ゆ、并に湯の泡の轉なり、何比  
よりかイワウガ島とハ呼ばしけん、舞の本とて三十六卷あり、多田義俊

か三十ヶ條故実辨に、注釈を加へたり、其本にもいわずか島といふ本あり、  
ヤイユエの音便にてイワウとハ云なせしならん、○登壇必究作硫  
黄島、○東漢會集作、異名沖小島、千載集○和漢三、鬼界島、平家物  
伊王島、○流黄灘等、才圖會作澳小島、  
人薩海鬼界洲阿母  
灣などに作れり、

府坤位三十一里、周二里餘、

此島古より硫黄を産す、太宰府別貢とあるハ、即此島の  
出す所なり、因島名とす、本艸綱目引庚辛玉册云、石硫  
黄生南海琉球山中、倭硫黄亦佳、是は沖繩人かこの物を本藩に  
西土に持渡る故、得て、偽て琉球硫黄と稱之  
にかく記したり、万葉集に、みなぎりあひ興つ小島に風をい  
たミ船よせかねつ心はおもへと、詠しもこの島なるへ  
し、平治年中、平清盛入道淨海、流平判官康頼・丹波少  
將成經・俊寛僧都三人於此島、是より島名天下に鳴れり、  
平家物語曰、抑鬼界ハ、此ハ南島を妄稱す、所謂琉球を昔、五嶋・  
七嶋とて、此五嶋ハ種子・屋久・硫黄・竹島・黒島なるへし、七島ハ  
南島鬼界・大嶋・徳島・沖永良部・沖繩島・八重山・宮古  
島等ナ島の數か十二に分れ、端五島は日本に從へり、康  
頼法師ハ五島の中千戸の島、同白石島へハ丹波少將成經、  
さて俊寛僧都ハ奥七島の内三泊の北硫黄島に捨る筈に定  
りたれはと云々、此奥七島ハ即今七島にて、前にいへる七島とは即  
えす、七島の内より北といへは、その硫黄島は即  
此處なるへし、さて三人別々に流されしかとも、後にハ一所のミ居た  
りしにて、屋久島にも俊寛足摺石と有れハ、かの地なにもミツから  
渡らむ、

○熊野權現奉祀即熊野三所大  
神、例祭正月元日、

平家談に、成經・康賴熊野々社に詣つ々略中、結願の日に成は小竹を伐て串とし、浦の蘆藻を御幣に狹ミ、鬼艸といふ艸を垂手にたれ、清き沙を散供とし、名句祭文などを讀あけ、互に袖をそ絞りける、略中嶺吹風に誘れて、木の葉乱て落捨ける、其中にいとあやしき蟲食たる葉一片、二人か間に落たりける、取て見れハ一首の歌あり、

千早振神に祈の繁けれハなとか都に歸らさるへき

千載集、心のほかなることありて、しらぬ國に侍ける時よめる、  
平康賴

薩摩かた沖の小嶋にわれありと親にハ告よ八重の塩風かくはかりうきミのほとも忘られて猶戀しきは都也けり

○俊寛の足摺石、同墳墓とて今もこの島へ遺れり、餘は出水郡の所にいへり、

寶物集七の卷、平判官康賴鬼界島に流されし時、途中に髪を剃て名を性照と易たり、島に居ること三年にして赦に遇ひ、京に歸りて後此書を著れり、第一卷に、治承元年の秋の比、薩摩の國の島を出て、同二年の春、ふた々ひ旧里に歸りて後、嵯峨の釈迦堂にまうて々云々、と書出したり、○東鑑四十正嘉二年戊午九月二日、先是九月

十七日、平内左衛門尉俊職平判官康賴入道孫、因與于諏訪刑部左衛

門尉入道殺害伊具四郎入道之巨悪、今日被配流硫黃島云

々、治承比者祖父康賴流此島、正嘉今又孫子俊職配同所、

寔可謂一業所感歎、又元弘三年、皇國一統の後、今年文

觀上人硫黃島より上洛すとあり、○惺窩先生倭歌集曰、

西土へわたり侍らんとて筑紫まで下りし時、しれる人の

許へよみて遣しける云々、その時船を鬼界か島へつなき

て、

やまと歌のあへれかけり目に見へぬ鬼の島ねの月の

夕浪

おなし時、

薩摩かた八重のしほ風告やらんあはれうきみハ親たに

もなし

けふりたつ澳の小島やいにしへのおもひの色を猶のこ

しつ々

見よいかに雲路の鳥ハ飛消て歸るゆふへの山もありけ

り

諸家人物誌曰、藤原惺窩は冷泉爲純の子也、初相國寺に入仏書を讀、當世に善師なきを歎し、忽奮發して西土の文物を觀と欲し、明に渡んと欲するに、舟風濤の爲にさ

へられて器界島に漂着し、志を遂すして歸る、先生又謂く、聖人に常師なし、是を六經に求と、是より儒に歸し、四書六經を講す、海内靡然として隨ふ、朝鮮人姜況見之曰、朝鮮三百年以來若是人有をしらす、吾幸に日本に來て先生に謁す云々、按に、旧傳に、惺窩先生明へ往の志ありて、山川に來り順風を待とて正龍寺に入れしに、四書の素誦をしける小僧あり、其書を見らるゝに、甲乙直倒の國音を副たり、先生その副墨を問るに、當國の城下に罷在文之といふ和尚の点也と答ふ、惺窩曰、此書を得たれハ望足りぬとて、渡唐を思ひ止らる、但程朱の朱注、此時に始る也、屋久島の怨竹も初ハ京師本能寺に留學せしか、此事を聞罷下り、文之か弟子となり、儒を學へりと云々、今按に、惺窩の和歌題に、鬼界島へ船繫くとあれハ、當時坊津より開洋せしにそ、山川の事覺束なきにや、又程朱の説ハ此より遙に前の玄惠法印、既に朱注を講せしよし見へたるに、文之に始るなとあるも、その傳の誤れるを知へし、○曾陰逸史曰、慶長十三年三月、猪熊侍從教利等蕩遊、密勾宮女五人、所在姦淫、其二人実蒙寵幸者、於是事覺、天皇震怒、十一月、處猪熊教利斬、流宮女五人于八丈島、松木少將宗隆・大炊侍從頼國二人

竄于硫黃島、この二人後に頓島へ遷る、其所に傳あり○慶長年錄曰、慶長十年、禁中五人の局たち伊豆大島へ配流、皆剃髮、公卿諸所、内侍從は薩摩ユワウカ島と云々、この年錄ハ五十卷あり、尾張侯の藏本にして、當時の日録書なり○東照神君の近侍小臣落合長作といふ者、硫黃島に配流せらる、これも慶長十三年の事とそ、

麿藩名勝考 薩摩 四

麿藩名勝考卷之四

目次

- 一 開聞神山三代実録
- 一枚開神社延喜式 附玉井 酒麿屋 天智帝之辨
- 塩屋村 鏡池 無水池 池田湖 九玉神祠
- 一石籬浦續紀 附綱敷天神 水成川 六瀬濱 股河洲
- 麿破坂 中宮社 瀬々串浦
- 一波平源平盛衰記 附皇徳寺
- 一 飯島續紀 上飯 大炊御門 中將墳 松木少將塚

眺浦 中飯 飯大明神 下飯 瀬々浦 精靈洞  
大足姫祠

薩摩國部第四

穎娃郡穎娃郷 和名鈔、穎娃、延乃、○古事記傳曰、穎娃字ハ紀伊の伊字などの例にて、エの音の韻を添へたるのミ也、和名鈔に江乃とある乃字削るへし、又曰、國人ハエイとも云、其もエを長く引て呼なりと云々、此國人ハエイと云とハ歌詞などの誤れるをいふにそ、本藩にてエイとハいはず、

按、續紀文武天皇四年六月、薩末比賣・久賣・波豆・衣評督衣君県・助督衣君豆自美とあり、衣評ハ即穎娃郡にして、衣君は即穎娃邑君なるへし、評ハ古ハ郡字に換用ふ、書紀所謂背評・日高評等是也、評字ハ朝鮮方言に郡を称せりと梁史に見えたれハ、當時朝鮮の方言に因られしならん、

○開聞神山 ヒラキノカミヤマ 三代実録○東北跨宮十町村・仙田村、西南根菅海、異至山頂一里一町廿間餘、根尾周三里十六町餘、 異名空穂島、開聞縁起曰、貞觀十六年、山頂大に炎て爲虚洞、故名と、嘗て以前の旧圖を見るに、是より先者絶頂硝尖なり、炎上の時焚壞して圓頂のやうに成れり、又 鴨着嶋 火々出見尊の大御歌筑南面の冢に近く一場の缺たる處あり、  
紫富士 松葉集○嶽上時封白雲、絶頂類乎駿洲、 薩摩富士・金疊山・長主山等の称あり、長主山とハ、長屋の國主事勝國勝長狭より出し名なるへし、俗謠に可増長山脇隠すと云々、

府坤位十四里許

絶頂に石小祠あり、奉祀伊弉諾尊・伊弉冉尊・瓊々杵尊  
・木花開耶姬・葦不合尊、縁起曰、伊弉諾・伊弉冉尊筑紫島を生  
鴨着島と號也と、  
此説信られず、  
玉ふ時、海中に鴨尽て寄着たるか故に

○三代実録貞觀十六年秋七月丁亥朔二日戊子、地震、太  
宰府言、薩摩國從四位上開闢神山頂有火、自燒煙薰滿天、

灰沙如雨、震動之聲聞百餘里、近社百姓震恐失情云々、勅  
奉封二千戸、按、顯姓・指宿・山川・知覧・鹿籠の諸郷を封戸の地  
とす、時に貞觀十六年甲午八月二日、奉勅へ右大臣藤  
原基經也、元龜二年七月十八日、勅  
書焼失せるよし、縁起に載たり、

○仁和元年十月九日庚申、先是太宰府言上、管肥前國、  
自六月澍雨不降、七月十一日、國司奉幣諸神、延僧轉經、

十三日夜、陰雲晦合、聞如雨聲、遲明、見雨粉土屑砂交  
下境内、水陸田苗稼、草木枝葉皆悉焦枯、俄然降雨、洗

去塵砂、枯苗更生、薩摩國言、同月十二日夜、海冥、衆  
星不見、砂石如雨、檢之故實、潁潁郡正四位下開闢明神

發怒之時、有如此事、國宰潔齋奉幣、雨砂乃止、八月十  
一日、震聲如雷、燒炎甚熾、雨砂滿地、晝而猶夜、十二

日、自辰至子雷電、砂降未止、砂石積地、或處一尺已下、  
或處五六寸已上、田野埋壅、人民騒動、以下略、按、是亦高  
千穗峯・櫻島炎上の

狀と彷彿相似たり、其事開闢山  
の火變に係るか故、此に収載す、

名寄

近衛信輔公

薩摩かたなミの上なるうつほ嶋これや筑紫の富士とい  
ふらん

犬著聞世諺麒麟談曰、富士に似たる山、奥州弘崎の南岩  
城嶽、又一ハ薩州空穂島なり、○里人談曰、薩州潁娃郡  
に高山あり、うつほ嶋といふ、是亦富士に似たり、

巡見使岡野孫九郎也

東路のこゝちこそすれひらきゝの嶽ハさなから富士を  
うつして

江門青山 釈愚底

薩摩かたまた富士を見ぬ浦人ハみるかひなしやうつほ  
嶋山  
二宮政爲

空たかく晴るゝつくしの富士の根に又いひしらすかゝ  
る白雲  
東園中納言基長卿

枚聞暮雪  
山いく重かさなる上にあらはれてゆふへさやけき峯の  
白雪

俳諧名所小鏡  
雪ならて浪にしらむやさつま富士

題開闢峯 古名金壘山、  
因用其事、

京師 巢松以安

神仙削出玉芙蓉 重疊黃金猶幾重

長壽仙人奏歌日 千年鶴也万年松

この以安の詩へ、所謂蓬萊山の句のことし、又開闢神祠に題する一首あれとも、額州太守眞賢主などの句ありて面白からねへ省く、

題海門山

兒玉壽

天南一嶽白雲封 風雨往來每淡濃

神氣豪然終不變 長傳筑紫小芙蓉

登枚聞山記曰、夫枚聞者薩之名山、而在穎娃郡、去府凡

百里餘、紳潛家目其山曰空穗島、有筑紫富士之詠、以與

駿州富士相似也、中望之、則表乎突兀形如覆碗、卓乎

岬峯勢摩天衝、提攜躡匍匐攀紆、翠屏垂頭、薛羅塞途、

仰窺穹岫、則白雲繞腰練乎如帶、紛如佩瑤、身效猿獾、

心擬黃鶴、翱翔雲霄、黃綠峭崿、如此者半日程、始出絕

頂、有華表小石祠、奉祀國常立・伊弉二尊・大日靈貴・

瓊々杵・木花開耶氏・忍穗耳・火々出見・豐玉氏・葺不

合・玉依氏等、每歲十月三日、致祭焉、頂上方可五十餘

步耳、山骨往々兀然露出、雜樹縈回、恒高出没、不甚易

行、東北隅有天井、其水清冷可以救渴、唯八分以上氣候

如沍寒天、人宜挾纈、而后舉目則白日與我齊、俯耳則驚

風履下聞、天都非遠、豈羨鼎湖雲、仙境在近、何問子喬

群、西南臨則中略、洋瀛之際、卓爾烟帽雲冠者、硫黃・益

枚開雙闕也、若鯤若鵬、目擊眸屬者、多楸・子敷垂兩翼也、

猗々如篁、緇々如馬連、逶迤崑崎嶇皇布、甚趾角奇闕吳、

羅列於數百里間者、竹嶋・黒嶼・臥她・惡石・土噶喇諸

島也、暨其幽遐寥廓、則有鬼界・度感・奄美・永羅、去

此千里又有沖繩・八重諸國、皆旁午于南溟中、中東北

顧則山脚踞然跨穎娃・山川、近入目睫爲池田湖、方十里、

周表三十餘里、遙窮左脚則大海湧、而入北地者二百餘里、

薩隅二州吞之、其形如葫蘆、其名曰湖汐池、佐多岬南走

計、而遠入海若鳥張翅、視衆山之貌、則蔚乎簇々若堆阜

與培塿、痕焉連綿若萊畦兼壠畝、金峰朝我、綠翠堪拾、

寶字遙對、青煙可揖、爾乃野馬蹴海、高熊負嶼、烏帽欲

落、她王垂鬚、冠嶽正立、紫尾駒走、法華如芙蓉、霧島

如香爐、圓乎方、赭乎裳、或削成、或濯碣、或八葉而丹

崖、或四時而白雪、雖心略意給、有不可名狀者、中昔

者草昧之世、天孫氏垂跡于此、施德九州、上下昭明黎民

變雅、不識不知順帝之則、嗚乎山之爲靈蹤也、尚矣哉、下略、

同郡同郷宮十町村

とや、枚開神社 延喜式○三代美祿作開闢神、○和名妙作開闢、○天書海門山

を也開闢の字音に由しとおもはる、後山を地名

等作渡海、○東漢會集作塩翁祠・塩老唐、○開闢山の北一里に在り、○例祭數度、九月九日を以て正祀とす、

奉祀國常立尊・大日靈貴・猿田彦太神、以上坐像、高各三尺、每歲重陽更衣服、施御粉、左右相殿八座、天忍穗耳尊、坐像高二尺二寸程、天穗日爲男體、并ニ衣冠

命・天津彦根命・活津彦根命、以上坐像、高各三尺程、熊野大隅命、坐像、高一尺程、田心姬命・湍津姬命・市杵嶋姬命、以上坐像、高各一尺程、○緣起に

猿田彦太神を皇后大宮姫命とし、大宮姫は大日靈貴の化現とあり、今取らず一宮記及三州神社考に據れり一宮記曰、枚聞社は猿田彦太神也、通證曰、塩土老翁護往來、故號枝神、爲祐時曰大田神、反魂時曰與玉神、在海畔時謂之塩土老翁、又有猿田彦神同類之傳云、按、延喜式、枚聞神社一坐とある、猿田彦太神歟、既而大宮姫を日神化現の説を附會し、併て彦神を傳失するに至れるなり、○神代塩土傳曰、薩摩國顯祖郡枚聞神又稱和多都美明神、傳云、祭塩土老翁、古事記傳等亦此に同じ、按に、緣起に聖宮傳に、仙人へ、塩土老翁の化現、亦猿田彦歟と記せり、是

左、一大殿宮、即前の三坐也、一東宮、亦云、彦火、出見尊、坐像、高二尺七寸程、一二龍宮、豐玉彦夫婦二神、各一尺程、高一廻殿宮、八寸程、潮湏瓊、潮湏瓊、兩顆、藏寶塔、木塔高二尺七寸程、○廻殿亦壞なる故に壞殿といふ、按に、壞殿とへ此兩顆を袋に藏し故なるか、いしに母を懷といふ詞なし、そも、廻殿とへ、開闢祭祀の時、此兩顆を擲けて、宮廻とて大殿の宮外一聖宮、塩土老翁、坐像高一尺五寸程、○緣起には國勝事勝長狹とあり、此説し玉ふ仙人なりと、昔天智天皇御宇、顯祖郡長山麓の殿におひて修行し玉ふ女は又曰、昔天智天皇天皇とは即火、出見尊にて、その一女を産するの事、一姉姫宮、豐

玉姫命、坐像、高一尺五寸程、一天上宮、亦作天井、坐像、高一尺五寸程、一荒仁宮、大己貴命、立像、高一尺四寸程、一西宮、天智天皇、坐像、高一尺

七八、按、元祿十一年、經田山主覺慧作開闢神社本地造立記曰、謹考旧記、或有同或有異、不可一定、凡神代

人世同祭爲九社矣、至若東宮彦火出見尊・姉姫宮豐玉姫・二龍宮海神・荒仁宮大己貴命者、神代神也、是天智天皇已前、於斯嶽所祭神矣云々、由此は開闢社に所謂本地佛を附會せるへ、元祿中に始めり、又枚聞社司紀野某か藏由來記曰、開闢社へ和銅元年戊申十一月三日、社壇建立、大納言紀歷九社十九神を崇奉り玉ふとあり、十九神とは國常立尊より天智天皇まで、合て十九座なるへし、然とも和銅元年、崇道天皇書紀を撰まれし最中なるに、其時しも大納言てふ官人のこの社壇を創建あらんにへ、書紀などにも其よし載らるへきに、開闢の名さへ始終見へされは、覺慧か考のことく、天智以前よりの神社なるへし、古事記曰、於是火と出見尊泣患海邊之時、塩堆神來問曰、何虚空津日高之泣患、略、又云我爲汝命作善謀、即造无間勝間之小船、載其船以教曰、我押流其船者、差暫往將有味御路、乃乘其道往、則如魚鱗所造之宮、其綿津見神之宮也、傳曰、塩堆神へ一柱の神名にあらず、凡て物を知識る人を云、名義へ知識大祇也、さて枚聞てふ名も平けく聞食すとある謂にて、塩土老翁とへ人名にへ非ず、その才識胆度衆人に卓英たるの義にて、この社に祀られしへ、天

孫出見尊を指引して海宮に微行奉り、海神豊玉彦忠勤

を以て再び旧都に復り給ひ、遂に豊玉姫・葺不合尊を

誕まつり、又玉依姫は神武帝の國母たるか故に、その

父母神と塩土老翁等を爰に齋き崇て、其徳に報ひ、其

礼を隆にし給ふ所なるへし、旧傳曰、頼娃ハ本江てふ

言より出たり、この地太むかしハ海江にて、嶽のミ嶋

のことく現れ居たり、又曰、開聞本宮は豊玉姫を祭る、

其御墓は本宮の右側に在る山陵是也と云々、この説正

に実を得たるなるへし、今山陵といふハ東宮の前に在り、里

石二を置けり、俗清所と唱へり、石の井垣の中に大

三代実録貞觀二年三月廿日庚午、薩摩國從五位上開聞神

は、是より南の方へ御舟の泊し所とて、今尚宮道ミヤケと称せ

り、開聞山まで一里餘の路程なり、一説にハ山川牛瀬の

濱といふ處ともあり、此牛瀬は今六瀬と呼へる濱なり、

又指宿郷多羅浦なといふ、この多羅、海神大和羅神な

て南島より本藩に歸り來るもの、海中先始て開聞山を見

附たる時は、船中必ず酒を汲て遙に開聞神を望祭る、蓋

古者南島すへて開聞神の部下に係る、故に此俗ありとい

ふ、是亦其縁あるにこそ、

○酒甕屋サカガヤ 甕二口 縁起曰、和多都美神御姫豊玉姫、門前の

玉井におひて玉瓶を以て水を汲給ふ御瓶を安置の處也、

今御祭の神酒を貯ふ、世人是を千年酒と唱ふ也、略中

治元年十一月三日、大風の時社宇吹損し、御瓶一ツは破

却す、櫻井家の出家上京して御瓶を模し、元の如く安置

す、按に、太むかし今の田子桶なく、

瓶をもて水を汲しなるへし、

○善神王宮 奉祀經津主命・武甕槌命、二

○鐘樓一宇 鐘銘曰、奉施入當國一宮開聞鐘樓一口、鑄

用途壹百貫文、永仁五年三月八日、當郡領主左衛門尉憲

純、按に、憲純は頼娃氏を稱し、法名了願と見えたり、

明徳中、頼娃政純に至り没落せり、

○凡神事、正月九日より始り、九月九日を大祭會とす、

五人神樂男、八人の八少女といふあり、元和五年の比ま

より山川の湊まで五十里許ありと云々、是山川湊といふ

枚聞神社、

○玉井ツツノ 宮十町村の中、開聞神社一の鳥居より亥子方三町八間に在り、

其地今森山にて、井の四周に石幹を作り、石鳥居を立り、又玉

之井道の、書紀曰、彦火々出見尊到海神豊玉彦々宮也云々、

門外有井、有一美人、自内而出、將以玉壺汲玉水、○日薩

帥曰、火々出見尊橋之小戸より船に駕玉ひ、薩摩頼娃郡

より山川の湊まで五十里許ありと云々、

てハ鎬流馬あり、川上・三石・長野三人を射手とせし時、日運法印か詠る、

川上に潮の三石きくよりも駒は長野にいさむやふさめ

枚聞社音楽の曲并歌曲十九通の中

一 御饗の音楽 一年請の音楽 即祈年 一 祝詞の音楽 一

八少女の音楽 一 稻靈の音楽 大殿祭祝詞曰、屋船豊 宇氣姫命是稻靈なり 一 思金

の音楽 古事記曰、當世思金神者、取持前事爲政、傳曰、天皇の御政を関白・大臣などの取申玉ふ如くに、此思金神ハ天照太神の御靈の御政を取行ひ玉へる神にて、今伊勢内宮の相殿に坐しける、是皇孫の妣櫛幡子、姫の兄にて、皇孫の御大舅なり、書紀 思兼神者有思慮之智、乃思而白云々とあり、至今南島の俗、琉球中山王を始、其名に思金てふ字を称し來ること上古よりの通規なり、思金てふ皇國賢良の美称なるを、斯箇の音曲と南島の俗名に流傳せるは、定て其據ある故実なるへし、

神歌三首の中

一 八少女の歌、宮か崎通りとほして爰にこそ通る八少女

は八すち人の立初し、餘略す、

腕祭の歌

一 あらたのうし あら嬉し あらよろこほし

一 あらよろこほし あらたのし あら嬉し

一 あら嬉し あらよろこほし あらたのし

神歌廿七首の中

一千早ふるこゝは高天の原なれや集り賜へよもの神く

一天の戸をおし明かたの雲間より神代の月の影そ残れる

一千はやふる神のおしへか鈴の音今よろこひを告てまらん

一天の原もゝます神も聞し食せ流も清き御代のしら玉

一 北山の北の林の鈴むしは千世といふ聲いつも絶せぬ

一 さ夜神樂千社かけて舞ふ祢宜ハ嬉しも民ハ千世をこそ

へる

一 柴の神いく世の神の親なれハ頭へハ白く腰ハ二重に 「壇土翁也」

一 此程は立て置初し願ん神樂今こそとくれ神のこゝろを

一 梓弓作りおろひて弦かけて我氏人のあくまはらはん

一 神くの天の榮矛振る時は乱れしおにも叶ハさりけり

一 立てや祢宜とく立玉へ立はこそ姿もよけれ舞はきやら

かん

一 初春やよき日に具足の塵とりて今こそ君に着せ長の糸

一 梓弓作りおろひて弦かけて世のよき時ハおきてしらへ

ん

一 御嶽より卸す嵐は神あらし神風ならハしなやかに吹け

一 梓弓つくりおろひて弦掛て永くたからを祝ひ初めけん

此餘卑俗の調に係るものハ後世の擬作、今省之、

登枚聞山記曰、山之正北二里許有廟、號曰枚聞神社、又

名海神宮、祀豊玉姬等之神、以彥火と出見尊配焉、俗誤

傳、祀天智帝及嬖妻、此出浮屠氏附會、廟藏酒二甕、謂之千年酒、年々加釀不已、故得永存也、傳言、龍宮獻之、蓋龍宮琉球也、古豊玉彦海島酋長、故南荒諸夷屬其部下獻之、固是也、而其一甕有破痕、當時獻而矣墜諸地、補之得全、其處云破甕坂、在山川地、又廟側有寺、曰瑞應院掌廟事、且有玉井及宮地等之遺跡、初出見尊逼兄闌降命虐命也、去蒙塵海宮、豊玉彦傾心事之、遂獻女豊玉氏、居三歲而後還都、乃歎而詠覺着島歌、於是乎、南土思其德建廟祭之、蓋宮地者天孫宮趾、玉井即宮中井也、下略

附記す、顯娃郷直僧の説に、開闢の祭神を天智天皇の后大宮姫也といひ習せしは、むかし八幡新田宮と薩摩國一宮を爭論せしより起れるにか、天子を奉祀すといふに非されば、その勝れる事を得ざるよりの僻説といへり、之を三代実録等に稽ふるに、開闢神山とも、又開闢神發怒なるとあり、開闢の神はこの嶽神なること明けし、天智の后を祭らんに、三代実録の比に開闢神發怒などの文言覺束なし、具眼の人は之を察すへしといへとも、久しく雷同し來ることなれハ、姑く考ふる所を左に辨へ置ぬ、開闢縁起曰、大宮姫は日神の化現、又号玉賴宮、孝徳天皇白雉元年、薩摩國顯娃郡開闢麓の嶽仙人あり云々、仙

人ハ塩土翁の化現也、この仙人汲法水三七日修行する時に、麀鹿來而甜法水しかは、懷孕して生妙相姫、白雉元年二月十八日辰時也、仙人育之、而後與智通、二歲時鎌足大臣鞠養焉、及長成容兒如珪、十三歲天智天皇元年立后、于時太政大臣大友皇子与數人后達、一同御嫉妬、正月廿一日、初雪の遊し玉ふ時、雪打論を以て本山に流され給ふ、此時淨御原天皇憐玉ひて、御名残を惜み、大宮姫に送り玉ふ詩に、月光似鏡無明月 風氣如刀不破愁 隨見隨聞皆慘慄 此秋獨作我身秋、時に大宮姫の御歌に、なかれゆく我へもくつと成ぬとも君しからみとなりてと云めよ、遂に白鳳元年壬申六月初日、山川午瀬の濱に御着船、夫より又顯娃脇浦に御着、嶽の子丑に住玉ふ、供奉の臣阿濃某・安樂四位中將実重・櫻井左大將御食子・上野少將・左衛門太夫藤原豊若磨・長山某、此外姓名傳らず、天智帝は十年辛未十二月三日、一の寶劍を佩ひ、一の白馬に乗り、山階山に入、丹波路の嶮難を経て太宰府に潜行し、年を越て志布志と櫛間との間に御舟を留め玉ふ、供奉の人々、正三位大納言池田・四位少將有馬某・仙田某・松山某也、白鳳二年癸酉五月初日、薩州指宿田良浦御着船、同月五日開闢の離宮に入玉ひ、當地にお

はします事三十餘年、慶雲三年丙午三月八日崩御、指宿新宮

社記に、御壽七十九三月三日崩御、西宮是也、皇后大宮姫は和銅元年戊申六

月十八日薨御、指宿記に、十一月三日、御壽五十九歳也云々、又曰、

開闢山の北なる岩屋ハ大宮姫誕生の地にして、僧智白

鳳元年壬申三月、勅して僧正に任せらる、下略、この縁記ハ

しと見へて、卷尾に自天智帝享保十八年迄一千七十六年と書、今按に、

しと見へて、今一通の縁起といふあり、是ハ此後の作替なるへし、先鎌足の鞠養・天智の立后などさへ奇怪の事なるに、大

友皇子の大宮姫を嫉妬し玉ふといふこと似氣なく、又淨

御原天皇の大宮姫の名残を惜みて贈られし詩と、大宮姫

の返歌とあるは、延喜の御時菅丞相を太宰帥に左降せら

れし時、菅家の作にて、且又君しからみとなりて留めよ

との歌は、菅家の寛平上皇に詠て上られしこと、世人の

知る所なるを、天武天皇と大宮姫に附會したる者なり、

時代と事迹間違に異なるを、片腹いたく取合て、入らざ

る歌詞まで引用ひ、今更その偽の顯れしのみならず、そ

の餘もことごとくに信られねとも、この天智天皇といふハ

彦火と出見尊を訛り、大宮姫といふは豊玉姫を誤りしも

のと見へたり、始火と出見尊海宮にて豊玉姫を妻とし、豊

玉姫産に方て露醜られたるを慚恨とし、徑に本土に大歸

し玉へる時、尊是を懸念し、覺著島の歌作りて姫に贈り、

姫亦之か爲に報歌奉らる云々の事を、此歌などは南島世々に

の所に引けり、傳訛て、豊玉姫を大宮姫とし、火と出見尊を天智天皇と

し、遂に帝をして淫奔通逃の首と狂つくるにあらすや、

帝の冤といふへし、因てこの縁起の偽を挙て、帝の爲に

その冤を雪かんとす、其一に仙人か法水を嘗たる鹿の大

宮姫を生るといふハ、雜寶藏經に波羅奈國の山中に梵志

といふ者あり、鹿その梵志ハ精氣を甜てひとり女子を

生りとあり、大宮姫の麋の腹より生れしといふハ、雜寶

藏經の説を取合たる者といへり、其二に大宮姫白雉元年

庚戌の誕生にしては、天智の元年壬戌ハ纔十三歳也、こ

の元年壬戌ハ天智御年四十九歳なり、帝四十九歳まで皇

后なく、又十三歳の少女を立て后としもなし給はんや、凡

天子立后必ず早く華胄を擇て中宮として、嬖妾は國母と

いへとも皇后の尊号を奉らず、是大宮姫を皇后といふこ

と第一疑ふへし、其三に供奉の臣某々の官位を記したり、

この大將・中將・少將などといふは、天智より迥後四十

五代聖武帝の時始て置れし官なるを、三十九代天智帝の

時、この官人あるへき事ならず、況や左衛門大夫などい

ふは、猶更後世の事なるをや、其四に帝十年冬十二月三

日、一の寶劍を佩云々、是又書紀及大日本史曰、天智十

年辛未十二月三日乙丑崩于近江宮、九日癸酉殯于新宮、葬于山背山科陵、翌十一年壬申春二月十八日、遣内小七位阿曇稻敷於筑紫、告喪於唐使郭務悰、中廿一日、郭務悰等獻書函信物之あり、天智帝崩御につきてハ、唐天子よりまゐらせし使者にまで告知らしめ玉ふて、天下に國哀を宣明め玉ふ事なりまして、書紀は天智の御孫たる舍人親王奉勅て撰上られし書なれば、近々の事に虚偽を容らるへき事ならず、是にても天智帝逃亡し玉ふ者に非ざるハ明なり、其五に、太宰府に潜幸云々、當時太宰の官あれと、其府は審ならず、聖武の御時中興ありて鎮西府といひしを、再び太宰府と改られしと見ゆ、まして當時天智帝などの御身として、密々太宰府に隠れ給ふ事、叶ふへき世態にあらず、其六に、天智は舒明帝第一の御子にて、推古帝廿二年降誕、五十八歳にて崩御なり、日本史に四十六歳といふハ、舒明帝崩御の時十六歳といふより數へたる説なり、然に慶雲三年までを御存命といへは、九十三歳に當れり、かく長壽にて額娃に引籠せ玉ハ、秋田の吟など如き御歌にても残るへきに、その沙汰もなく、何とも據信すへき事のなきはいかにそや、其七に、大宮姫といふ號おほつかなし、大宮とは當時皇後の號なれハ、名称にハ似へか<sup>日本ノマ、一</sup>はしからぬ事也、其八に、

瑞應院開山智通は僧正とあり、僧正の事は釈家官班錄に載て、推古十年、百濟の觀勒來朝せし時、僧正となる、其後絶て、天平十七年、行基始て大僧正に任する外、天智の前後この僧官なし、大職冠の子定惠さへかゝる僧官を授られず、又智通ハ元亨釈書に載て傳不詳、又この縁起は開山より三十七世快寶といへる瑞應院住持の作なり、天智より今まで三十七世の代席に當るへき事にあらず、この縁起に記す所ハ、水鏡に、天智帝騎馬入山科林中、不知所終、唯有遺履、取而蹙陵といふ事あり、是は此音羽山の僧行睿か事にて、元亨釈書に詳なり、しかるを後世天智帝に混れたる説あることをしらすして、住持快寶か慶雲三年三月八日崩御と偽作せしにてそありける、そもく是より前天智帝九州に來り玉ふ事あり、其は岡本宮に御宇齊明・天智百濟國を救玉はんか爲に、親から御出馬なされし時、天智いまた皇太子にて、齊明に従せ玉ひ、九州筑紫に御下向なり、この時筑前に行在ましませし所も朝倉山といひ、非常の爲に假の関を刈萱の里に置させ玉ひし處を、今関屋村といふ、神樂歌に、朝倉やきの丸殿にわかおれハ名のりをしつゝつらゆくハたれ、是を新古今集に作り替て、名のりをしつゝ行是誰か子そとあり又同集に、菅家の歌、かるかやの関守にのミ見えつるハ人もゆるさぬミチへなりけり、當時天智帝一旦薩摩路かけて御巡見にて、こ

の額娃郷までも燕出ありしとハ見えたり、書紀にハ其よし見ねとも、志布志山口大明神縁起に、似寄れりとおもふ事あり、志布志郷田浦山口大明神記曰、天智天皇臨幸日向也、著船于此地舟磯、因問于村老曰、夫開闢在何處乎、村老對曰、西南距海上三十里餘、天皇遂抵于開闢、駐滯五六月、復歸于此、嘗乘白馬、登田浦山、遠望開闢嶽、而詔村老曰、吾樂斯風景也、崩御宜建廟于此、既而還御、田浦山阿稱天皇腰懸石者猶存焉、後世立祠于其上、奉號山口大明神、大同二年遷宮卽今之安樂山、其所祀、天皇及大友皇子・持統天皇・玉依姬等數座と見へたり、この餘曠啖郡郡臺明寺文書に、白馬龍蹄なとあるも、此時かの地にも貴臨玉ひ、青葉竹等御覽あり、自後貢進の事を仰出されしならんか、藩中天智の行在所或ハ神靈を祀りしといひ傳ふる所見えけるハ、この後なるへし、さて額娃郷まで天智に供奉せるよし語嗣るは、大友天皇敗績の殘兵にてもあるへし、又所謂大宮姫は、鹿籠采女とて鹿籠村の産なりしか、當時調れて采女に貢り、天智崩御の後本國に歸りしを、鹿籠を誤て鹿の子といひなせし由、本田親盈か書しものに見えぬ、天智の皇太子大友の御母は、伊賀采女宅子といふ、伊賀國山田郡郡司か女

なり、此腹に大友皇子、其次に阿閉皇子、次に阿雅皇女とて三人おはせし事、信西か國分に見へて、書紀に阿閉皇子を逸したり、此皇子後に額娃郡に潛匿ておはしまし、御父兄天智・大友をも御祀なされしにはあらしか、志布志山口大明神に天智・大友を合祭り、肝付氏の出自は大友皇子の後と見えしも、大友の子孫この地に來り、下大隅をうしはき居て、後々額娃郷をも其か領地となせしと見えて、開闢社に藏ある兵庫纒の太刀の裝に、鶴丸の紋つけしなどは、正しく肝付氏の寄進とそおもはるを、天智の御太刀なと呼なせし類多し、さらハこの阿閉皇子、後に鹿籠采女を妾とし、御女子ありしを照御子と申せしにそ、縁起に、天智の御女子と書載たり、夫堂々たる天朝の王孫衣冠嚴重、降て此地に來り玉わんには、邊鄙の野人之を望ミ見て、恐れ尊ふこと天の如く神の如く、其薨するに及んで、この廟に附祀せんこと、昔の態にてはあるへき事ならずや、今本廟の右側に、天智及大宮姫の山陵といふもの、是亦阿閉皇子などの御墓歟、旧説に據れば、其一是豊玉姫の陵なるを大宮姫と申なせしか、采女などのおきへきを、御陵と申さんハ當れりとも覚えず、○そもこの天智帝九州に流落し玉ふと申ふらせし事

其故なきにしもあらず、我朝は神武帝このかた封建てふ國ふりなるを、天智の唐ふりを学はせられて郡縣の制に變玉ひ、又朝廷の規則なども大形に改られて、天地と共に永く、日月と共に遠く、不改常典と立玉ひ、このいかたをな改めに變すましきそと詔玉ひ、又たま／＼皇太子大友御座有けるをおしのけて、一旦御弟の天武を太子に冊せ玉ひなとものし玉ひしかは、其國ふりの變れるをハ、世人宜なひまつらす、天智の世を終り玉ふまで、童謠あるハ怪異ことゝも打つゝき、崩御ありて、陵土いまた就かぬに、天武謀叛し玉ひ、大友と合戦に及はれ、後に世まで壬申の乱とて、いみしきひか事に申習しぬ、これらの世のさわきより、天智は九州に逃下り玉へるなど、後の世に申ふらせし妖言も行れしならん、因て天智の御行狀を論ひしを引置けり、詔詞解曰、天智天皇の國制を變改し玉ふ此御しわざよ、始よりおもほしめず、御心のまゝに大友皇子を東宮に立玉ひてあらましかハ、壬申のいみしき乱も出來ましや、此皇子そめてたく平に御世ハしろしめしてまし物を、よろつに聖人ふりを好ミ給ひて、中々のうはへのつくるひの遜讓たての御しわざによりてそ、御終りをもてそこなひ玉ひける、かくて此不改常典とい

ふも、よろつの事改新をたけきことにする漢國ふりの御しわざにして、神代より有來しさまをハ停廢て、悉く漢國の制にならひて新に定め給へる也、さるハかの國のも周の代までの封建の制といひしハ、皇國の上代よりのさまに、をさ／＼異なることもなかりしを、今ならひとり給へるハ、秦よりこなたの郡縣の制といふものにて、古とハいたくさま變れり、そも／＼かく漢國風をまねひ行ひ玉へるいらハへこそ、めてたくとゝのひ備はれるか如くなれ、まことにハこれそ中々に朝廷の大御稜威の衰へ坐へき基本をはしめ給へる物なりける、此後やう／＼に臣等の威權つよく盛になりて、いとも畏く天皇をもなほさりに思ひ奉るやうになりぬるハ、もと人の心、此漢國ふりにうつりて、皇國の意を忘れたるより起れるものを、世々の物しり人たちも、たゞから國意をのミ思ひて、このことわりをえさとらす、世に此天皇を中興の君としも心得ためか、さて此不改常典といふことをかく重く嚴に詔たまふことハ、はしめ此御制を立給へりし時よりの事にそ有へき、さるハ神代より出來し御制をいたく變改玉ふ御しわざなれハ、王臣百官天下の公民までもたやすく信腹さらむと、又後に舊きに復すこともやと、よろつに

あやふみおほしめせるからなるへし、かくて其例となりて、次々の御世へまでも必かく詔玉ふことくハなれるなるへし、そもくかく天地と共に長く遠くかはるましくとは定め給へれとも、わつかに五百年ハかりかほとに、やうくに類れもてゆきて、保元・平治・元暦・文治のほとより、天下諸國の有さまは又ふるきに立かへりて、此常典ハたゝ名のミのこりて、おのつから又上代の形になりかへりにたる、皇神の御心を思ふへし、あなかしこく、以上の論にて、天智帝の御しわざ萬つに賢たて、漢ふりを好ませ玉ふから、舊き神代の國政を變改んとなし玉ひ、愁なる天か下の乱を引出し、天朝の王威も衰へぬるに至れりける、かくてこそ當初世の人く何となく疎ましくおもひなし奉りつゝ、天智崩御の事を、山科に隠入、九筑に遁下り玉ふなと、あらぬ悪名を負せ奉りけんかし、俚諺に、物の報ハ物ことに在りと申せるにて、君子ハ下流に居を惡む、天下の惡歸之ともいひつへし、

同郡同郷仙田村 仙田とハ塩土老翁をもて仙人とし、そか領処の田地といふ義なり、

○塩屋村 川尻浦の上に在り、

是塩土老翁の邑地の墟にして、其一村中數戸公役を免され、今に至り唯枚聞神社に歳々塩税若干を致す、又其村

長たるもの自称して、塩土老翁の支裔也といひ傳ふ、藩中の俗一人を擬して義父とし、是を塩翁と唱ふる名は塩土翁より出たる古風なり、纂疏曰、初造塩之神也、豈止教導の徳あるのミならんや、抑又魚塩の利を始めて民用を賑せり、塩籠考に見へたり、新井白石の

○鏡池 仙田村の中にて、開闢靈龜神社より一里十五町計あり、傳稱ふ、嘉吉三年正月朔日、俄に池沼となる、池形圓し、因て名とす、回五町、縁起に、この池の事を載て歌あり、月も六間許、深九尋餘、

日も光りかゝミの池の水たえぬかきりを我ありとしれ、

此池の鵜鶘を見て 近衛信輔公

薩摩かた鏡の池のひとつをしおのか姿を友と見るらん

○無水池 鏡の池の近側に在り、回四町餘、古の鏡の池なるを今の池へ水移りて、其跡水涸たりと云、

○池田湖 即顯桂郷の中池田村に在り、開闢の御池と唱ふ、回四里、顯桂中有湖水、命曰神之御池也と、即この湖をいふなり、

○九玉大明神社 池田池の水邊に在り、是より午末方二里許を開闢嶽とす、

奉祀猿田彦大神、例祭十月十二日、

按に、一宮記曰、枚聞神社は猿田彦大神也とは、此社の事なるへし、むかしハ大社などにもや、

同郡同郷同村

石籬浦 續紀〇今作石垣、〇此處今は淺狹くなり安曇にあらずといへど、前面に岩礁長く出て、潮を截濤を折るかゆゑに、大船も歌泊すへし、川濤なり、

續紀天平勝宝六年四月癸未、太宰府言、遣唐第四船判官

正六位上布勢朝臣人主等、來泊薩摩國石籬浦、

○川尻浦カウシラウ 同村にて開闢山の東に在り、此川上を御坂

○網敷天神社アミシメ 川尻浦の葱鬱たる林中に在り、例

文祿四年四月四日、近衛信輔公奉納の短籍あり、

いつの世にこゝにきたのゝ神となり和歌のうら波寄て  
見ららん

○水成川ミツナガ 同村の中にて、水源は別府村辻風といふ所より渡瀬・蓮

此川尻浦の土曲に、設樂踊とて其謠曲十二章あり、この

設樂てふは郡名にも見得たれとも、その義未だ考えず、

又川尻浦の賤婦か夫の屋久島に行ける跡に、硫黄嶋の烟  
を望て詠るといひ傳ふ、

見渡せばゆあふか嶋にたつけむりやくにも立ぬ我おも

ひ哉

凡此あたりより同郡山川津にいたりてハ、東西數十里皆

南海を受て、土人并に魚塩をもて産業とす、大小鮮魚甚

多く、四方に通商せり、故に紀に、所謂集大小之魚、而

逼問とは、此浦濱に匿居る蟹人・習師ウシシを残なく召集て、

糺明鞠訊せられし事なるへし、蓋海神豊玉彦の采邑に係

りしならんといふはいかゝあるへき、

同郡山川郷トウクン 圖書編作羊埴高は、  
山川の訛なるへし、

○六瀬濱ムサシノ 福元村の  
海灘なり、

相傳ふ、むかし天孫海宮に遊行し時の御道の墟也、俗に

誤て天智帝の後大宮姫の船の着し所といへり、○此村の

農夫、六瀬田の稻米を以て、九月九日毎に枚聞宮の神供

に致すの例なり、

○股河洲マダカサ 岡兒水一名湯浦山といへる處の海中に  
在り、六瀬濱よりは南六町餘もあるへし、

股河洲は特立したる大巖にて、高二十丈、回二町餘、中

に洞ありて、東西に通透て、さなから門闕を開きたるか

如し、廣六間、長八間、高七間許ありて、其中を舟行あ

り、西には海門山、南に八重嶽など、遠く遊周オウケイリて一奇勝

たり、

○壘破坂ウラツキ 福元村の中にて、六瀬濱より戊亥  
方十八町、開闢一の往還に在り、

むかし龍宮城より千年酒を開闢に上りし時、此處にて地

に墜し、その酒甕を破りし故に名くとそ、一説にハ大宮

姫都より携來りし物とも在り、  
壘破坂てふ名は諸所に多し、  
其説を求すして可なまし、

○山川港は海門の藩籬として、むかし應永年間、鎌田清

只・兒玉某、義天公の命を奉てこの地に移り、據守せ

し事世人知る所にて、鳴川村より川流の注くあるから、

山川の名は負せしか、鱒池ウナギもやかに其上に在り、又温泉

あり、

慈眼公

木からしに波路分來る唐人の船も入江やたのむ山川

山川八景 よみ人も關のミならず、其ふしもいとくたぢたれと、俗に敷置ぬ、

鳴川瀑布

暮と明と絶す聞へてなる川やみなきり落る瀧の白糸

山陰漁火

くるゝ江の波のまにゝ數見へて山かけ照す螢のいさ

り火

湊中群船

大ちさの船こぎ入れし湊うち名になかれたる山川の里

渡村群居

うき世には遠き渡りのならひとて庵あまたにも見えぬ

一むら

正龍曉鐘

聲遠く波にそ響く海近き磯山寺のあかつきのかね

前路行旅

海こしに見えミ見へすミ旅人の磯邊をつたふ木かくれ

の道

洲崎秋月

更て猶眞砂地きよくすむ月の洲崎ハ波のよるとしもの  
し

邊多暮雪

波の上は見る目もわかす暮行て雪にさやけき浦へたの

山

○此山川濱兒水の浦にて、御崎權現を勸請し神事を行ふ、

是を沖江祭と唱ふ、其式を見るに、彦火々出見尊海宮よ

り還幸の装の如し、山川郷に漁獵の幸なき時に、鳴川村

の社人有馬某之を執行ふ事なり、この有馬某が家に、神代文字

も見せたれとも、その訓話を關堂たれへ、讀かたし、

沖得祭之式

一濱邊に四方注進を引廻し、神棚を構ふ、

一神供物種々略

一 一番多羅王一人

一二番馬水王一人

一 三番雲之王一人

一四番八大龍王一人

一 五番御崎御前

一六番后王

一 七番色幣王社人舞の跡より内侍舞

一八番豊玉王

此舞、鹿を作り、濱兒か水の村若者一人、内侍一人弓矢を持、冠物作、笠手筋を掛大鹿を射る、

一九番豊出見王一人

一 十番沖津得包丁一人この舞、眞魚板一面、包丁

若者、眞魚箸を飾り、魚一掛浦人二人にて荷ふ、次に右の魚を眞魚板に載せ、内侍一人神酒持出掛る、包丁にて三度撫て、右の魚浦人切り、眞魚板に載置、社人眞魚箸に魚を貫き舞ふ、終に弁指

戴之、次に長屋若者戴之、跡にて諸人皆戴之なり、 一 十一番蛭児

舞一人 立烏帽子・白張にて、釣竿・手籠を持、餌を時釣を垂る、一番人を釣上げ、驚て何人ぞと問ふ、答て底津海洋 二番目に杓子、三番目に摺木、四番目に女人の姫宮にて候といふ、其時喜悅にて盃あり、一十二番船歌鑑くどき浦人廿人餘この舞、船太郎、碓次郎碓掛て候、船間屋羽織支度節と答ふ、是は結構也と挨拶し、夫より陸卸あり、其時船間屋より、太郎・次郎御前へ早く參れといふ、右二人瓶子盃を持出歌あり、皆く同音にて諷ひながら退く、

揖宿郡指宿郷岩本村 和名鈔、揖宿、以夫須岐

○中宮大明神 今和泉領に隸て、總鎮守とす、府南七里、

奉祀豊玉姫、例祭九月九日、

棟札曰、天徳四年丁丑仲冬廿一日、指宿岩本村領主甲斐守公秋建立とあり、天徳は六十二代村、上天皇の年号なり、又曰、願主藤原忠家

寛正二年辛巳十二月、又天正十三年甲辰十二月、願主齋藤豊前守利次、地頭津曲若狹守伴兼任の棟札もあり、この地本は開闢社の敷地なれハ、枚聞の神を迎鎮して中宮明神と称せしにそ、中宮とは、豊玉姫ハ火々出見尊の中宮たるか故なり、さらは當時までハ開闢社主祭とせしハ、豊玉姫なりしを、いつの頃よりか大宮姫とハ申なせしか、曩時新田宮と薩州一宮を争論せしより、天智帝の後也との説は行れしと見えたり、其本源を知さんか爲に、この中宮明神なも名所中に収め置ぬ、

○新宮九社大明神 同郷東方、村に在り、

奉祀開闢九社の神也、

是より午末の方五町許に沫か峽といへる處に、天智帝御腰掛松とてあり、○摺濱温泉あり、

同郷西方村

○魚觀嶽 尾懸浦嶽上に伊勢大神宮の祠あり、小き丘なれとも風光佳しき處にて、丘下に石鳥居右階あり、懐風藻に、大学博士美努淨鷹、臨水觀魚の五律を載す、今取て爰に収る、

結宇南林側 垂釣北地薄 人來戲鳥没 船渡綠萍沈

苔搖識魚在 緡尺賞潭深 空嗟乎餌下 獨見有貪心

給黎郡喜入郷瀬々串村 和名鈔、給黎岐比禮、○里俗略して比礼郡と唱ふもあり、

○瀬々串浦は海濱にして、此浦曲より大隅の國地、海を隔て見へ渡り、林巒汀洲重出互見するもの遠近濃淡を異にし、四時朝暮の風景同しからず、就中高隈・櫻嶋の岡嶺・島嶼をもて佳觀とす、因て瀬々奇の名を負り、

同郡知覽郷郡村

○中宮三所大明神

奉祀木花開耶姫・豊玉姫・玉依姫三座、神像三座、并女祓、

府南七里

谿山郡谷山郷福元村 和名鈔、谿山多仁也末、

波平 源平盛衰記、府南二里半、

盛衰記に、猪俣近平六則綱か刀へ、薩摩國住人浪平作の一物なり、また太平記、畑六郎左衛門か刀も浪平の名刀

なるよしを載たり、即山谷劍匠橋口某か先祖の事にて、今に至り造劍の方法は家傳として、曾て他に教授せず、

おのつから一方の精作たり、大宮記曰、宗近は從四位下播磨守橋仲遠の男橋太仲宗といひし法奥院殿に仕へり、

天元二年九月廿九日の夜、本寮の仕丁稻丸を闘討にせんとしたる科に因て、同年十一月、薩摩國へ流罪す、三重

野に居れり、谿山の正國に師とし事へ、鍛冶を業とし名を宗近と改む、鍛冶の法は較師に愈れり、永祚元年五月、

赦免ありて歸京し、洛東白川に住て名劍多く造れり、奥法院は諱兼宗、号東三条、一條・三條二帝の外祖、爲備政太政大臣、永祚二年七月二日薨すと、知譜拙記等に見えたり

○崇劍工記曰、宗近ハ橋姓播磨守仲遠か長男に、橋太仲宗といひし東三條殿下の使人なり、天元二年九月、本之

寮の稻丸と闘論の科に因て薩摩國へ流罪せらる、三重野といふ所に住せり、谿山の刀鍛冶正國に練法を習ひて刀

匠となれり、宗近と改む、永祚年中、赦免ありて歸京す、洛東白川に居れり、一條天皇の御劍を造り奉る名譽の長

功なり、王敏今三重を三條に誤り、古鍛冶を小鍛冶に誤れり、

されと久しく唱來れる事なれば、俄に改かたし、今按に、三重を三

條に誤るとはいかゞ、宗近東三条殿に仕へしをもて、三條との、小鍛冶とは唱へざりし歟、

### 同郡同郷山田村

○皇德寺初名皇立寺、即今、唯一唯公香花所とす、

此招提テは後醍醐天皇の皇子世良親王の御創建也、始正慶中、親王征西將軍に任せられ玉ひ、本藩に下向の時、谷

山見寄か原てふ所に假館を立て坐在ける、其墟を今御所か原と称ふ、又菊地肥後守武光王を推奉し城壘を築し所を今菊地カ城と称ふ、是時將軍見寄原に諏訪神祠を立、

又皇立寺を建玉へり、將軍薨逝の明年、光嚴帝齋藤若狹守藤原実直を使として宣旨を齎らし、將軍の神主を皇立寺に安置せしめ、其冥福を修るの菩提所とす、自後釈

の無外將軍の御跡を追慕して此處に來る、然を谷山郡司平忠高入道佛心てふも無外和尚に歸依し、自資を捐て皇立寺をは七堂伽藍に新建し、寺號を皇德寺と更む、今所

藏雲板裏銘曰、薩州谿山郡永谷山常住、正平十一丙申沾洗望日、大工淨信とあり、丙申ハ北朝の後光嚴院延文元年なり、夫後醍醐帝の

諸皇子出て藩王となる者、南朝紀傳に見えたり、そもく南北の皇統順逆を以て議すれば、北朝を擡げ南朝を擡るもの固より天下の公論なり、當時、道義公第二子和泉下

野守忠氏の嗣右衛門兵衛尉忠直、獨親戚の群を離れて足

賊の招募に應せず、西征將軍宮に属し奉り、忠勇義膽敢て其節を屈せずして豊後に居址し、終に陣没を遂られき、名分よりして是を称せ、吾藩勤王の士忠直を以て翹楚とすへし、後世成敗を以て事を論し、足利の催促に隨ひ軍功を拙つなといへるもの、実は賊を助け叛に與するに非ずや、其功愈大なれば、其罪愈大なりといふへし、

飯島郡飯島 和名鈔、飯島古之岐之萬

飯島 續紀○吉續紀作子敷、○海東諸國記、飯島、○武備志作天堂、○歌人稱神津島

上飯・中飯・下飯あり、南北に長く、北を上とし南を下とす、又中飯といふへ上飯の中、にて瀧湖の時へ徒渉す、按、唐書云、有波邪小王云、

波邪疑謂飯島乎、續紀飯隼人あり、波邪は隼人の訛なるへし、詳に異稱傳に見えたり、府西廿二里、京泊通自市來、濠海上十三里、

周三十五里、

○上飯 回十四里、下飯まで十三里、上下の間相距こ

○里村港あり、陸海の通津なり、むかし飯島郡司居址の地を龜鶴城と云、即古の府なり、今中飯村を以て府とす、

日置郡串木野より海上十里、

○新田八幡宮 里村ニあり、奉祀瓊々杵尊、例祭九月十九日、社傳曰、仁明天皇嘉祥二年、薩摩千嘉新田宮の神人宮里某、神舩を奉來て此處に鎮坐す、

○大炊御門中將墳 大炊御門權大納言經頼の男正三位左中將藤原頼國の墓也、始松を墓表とす、枯て後海榴を植え

たり、慶長十八年三月十一日、病卒す、諱一清院と號す、頼國是地にて島の土人梶原宗政か女を妻とし、女子一人を生む、名は春、この春女慈眼公に仕ふ、年廿六歳の時、公此島土本田頼豊に嫁せしめ玉ふ、因て親豊か裔頼國の墓を守れり、

○松木少將塚 松木少將宗隆の墓也、寛永五年八月廿二日、病卒す、諱松雲院と號す、大炊御門頼國没後、その妾梶原氏改て少將に使へ、二女一男を産す、長女天し、次女名へ老來、寛陽公に仕ふ、承應三年十月十七日、痘に罹て死す、男稱少兵衛、松木氏を賣す、今胤種なし、以上の二墳里村に在り、始頼國・宗隆二人、猪熊侍従の事に坐して、慶長十四年七月、硫黄島に流さる、宗隆は飛鳥井雅庸の親戚たり、故に雅庸書を先後に遺て宗隆を懇属せらる、乃二人をして飯島に優待せしめ玉ふと云々、

○眺浦 瀬上村の東海濱にて第一勝處とす、爰に潮汐池ニありて海鼠を生ず、慶安元年の夏、寛陽公當所遊覧の時、梶原某か宅に次し、江中の小島を遊覽し玉へり、小島入海あり、一里許風景多し、土風御縁曲ハ此時に始れりとぞ、

飯島大江 寛陽公

乗船諷詠大江邊 岩落揚波出白龍  
山後山前觀不尽 陰々夏木翠翻天  
連山遠岫矗森々 雲物撩人拂袖吟  
不換三公斯小島 一竿垂釣自甘心

○中飯 即中飯村と云、○平村ハ中飯の南にあり、滿潮の時ハ潮四周に浸して、瀧湖には中飯に接けり、

○飯大明神 西の潮行通ふ處に在り、この神舩大巖なり、その形彷彿として飯の如し、號て神石と稱す、即飯島の宗廟と奉崇す、この靈巖あるを以て

鳥名を飯といふ、例祭九月九日、神人日笠山氏、世々祀を主る、按に、古時飯を炊く、皆釜竈に飯を設て蒸飯とす、即堅飯なり、今の炊飯を糲糲といふ、曆に所謂ひめ始ハ此飯を喫初る

事にて、告朔の故実あり、今この靈巖飯飯の像を我西極に現して、瑞穂國の表徳を示すに似たり、孰か巨靈の手を假て、吾民生の火食を教へしのか、奇哉、神石の茲に在るなり、

○下飯 回十二里、○手打村港あり、上飯里村より下飯手打村迄十三里、出水郡京泊より海上七里、加世田野間村より海上十八里、皆是港に入す

○瀬く浦 下飯片野浦村の隣より、俗に志み浦とも云、ンセ通音とす、海東諸國記、世々九浦ハ蓋是にて、九ハ乃の誤歟、此處高岸怪立回渚環列して、島中の絶勝とす、

○鷹乃巢 海中に離立せる大巖なり、

○千世瀨 俗にチウセト云、數十丈の危巖側立す、其妙景筆に在るへからす、

○精靈洞 瀨く浦海濱崖下に在り、高、濶各二間餘方の岩洞なり、中に出水あり、精靈泉と云、古俗相傳ヘ言、黄泉國に往の道なり、七月中元の前夜、路側の艸葉おのれと左右に偃塞す、是幽魂この洞を出て、各其故郷に至り還るの徴とす、故に土俗號て精靈洞と呼り、

○大足姫祠 精靈穴の近處に在り、例祭五月二日、九月六日、十一月六日、

按、精靈洞は出雲國言屋坂の類なるへし、又出雲風土記、出雲郡宇賀郷下曰、北海濱有磯、自磯西方有窟戸、高廣各六尺許、窟内有穴、人不得入、不知深淺也、夢至此磯窟之邊者必死、故俗人自古至今、号土黄泉之坂・黄泉之穴也、是も黄泉に通ふ一の道と見えたり、

○續紀孝謙天皇神護慶雲三年十一月庚寅、天皇臨軒薩摩正六位上飯隼人麻比古授外正六位上、○同紀寶龜九年十一月壬子、遣唐第四船來泊薩摩國飯島郡、其判官海上眞

人三狩等、漂着耽羅島被島人略留、但祿事韓國連源等陰謀解纜而去、率遺衆四十餘人而來歸、中又曰、第一船海中斷舳艫各分、主神津守宿祢國曆并唐判官等五十六人、

乘其鱸而着飯島郡、○三代実録貞觀十五年五月廿七日庚寅、先是太宰府言、去三月十一日、不知何許人、舶二艘

載六十人漂着薩摩國飯島郡、言語難通、問答何用、其首崔宗佐・大陳潤等自書曰、宗佐等渤海國人、國王差入大

唐、賀平徐州、海路浪險、漂盪至此、國司推險事意、不責公驗、所書年紀亦復相違、疑是新羅人、僞稱渤海人、

竊來邊境歟、領將二舶向府之間、一舶得風飛帆逃遁、是日勅、渤海遠著歸順於我、新羅最爾久狹禍心、宜令府國

官司、審加推勘、實是渤海人、須加慰勞充糧發歸、若新羅凶黨、全禁其身言上、兼令管内諸國重慎警守、○大日本史卷六後二條天皇正安三年十二月十一日丙子、前相模

守北條貞時奏、元兵寇薩摩子敷島、○異称日本傳曰、嘗聞藤原經長記曰、正安三年十二月十日、異國賊船來于薩

摩國子敷者一艘、凡海上船可三百艘、此爲寧一山後事、而元史不見、蓋世祖困於我、二十三年、罷征日本、遂死

而後已、成宗繼立使一山、而一山不歸、故浮巨艦候我動

靜、○通語浪華中并履軒著曰、弘安四年夏、元人大舉來寇、其

將曰范文虎・忻都洪茶丘、七月、據五龍山、我兵拒之海岸、元人鈕船布板、海面成陸、跨馬馳騁迸飛砲丸、燒毀壘柵、我兵狼狽、會八月朔、風波大起、飄沒虜船數十萬人、其將各擇堅船遁去棄其師、有張百戶者、領餘衆三萬走博多浦、追擊殲之、縱生虜三口還其國、正安元年、元遣僧一山來、蓋間諜也、捕流于伊豆、既召詣鎌倉、貞時素好禪理、甚崇礼之、後死于南禪寺、今按、胡元世祖將范文虎等、率舟師十萬、入寇博多津、爲神風所覆、軍軍尽沒、得歸者僅三人耳、曰于闐脫、曰莫青、曰吳萬五、大鏡曰、龜山院大神宮へ御願に、我御代しもかゝるみたれ出きて、まことにこの日の本のそこなへるへくは、御命をめすへきよし、御手つからかゝせ玉ひける、○又曰、爲氏の大納言伊勢の勅使にて、のほる道より申おくりける、勅をしていのるしるしの神風によせくる浪をかつくたけつる、謹惟、龜山天皇深憂蒙古來寇、奉宸筆願文于伊勢、祈以死代國難、嗚呼君也哉、夫告神請命、憂恤斯民之切至、孰又加焉、昔者金藤之感、以致大風雨之變、而况聖天子至誠之應徵、其靈顯之速者、天動威神起風、是固不能無此理也、世称以爲神風、不其然乎、後之俗士疑、偶時運到者反淺意、未深考其所本如是者耳、而元成

祖貪心猶不息、造征日本船、其費幣春鏹、民不堪命、於是以我俗好浮屠、故欲鑽其嗜好而間之、乃使僧寧一山、頓加妙慈弘濟大師號、附商舶送遣本邦、強覘我之虛實、実伏見天皇正安元年、副元帥北條貞時激怒、竄伊豆國、時或称楊寧道管、貞時素信禪說、延至巨福寺、文保元年十月死、勅特遣前大納言源有房祭之、其文略曰、不留幻質、隕斯偉人、若亡良弼、思慕罔罄云々、噫寧一胡元之奸偵、爲我之蠶賊、陽表誠懇、陰藏禍心、醜面目欺侮我人猶三歲兒、飽國粟沐洪慈、卒到瞑目、未曾曰我本是間諜還、而來于茲以一言懺悔之也、其隱惡姦慝如何耶、當時阿黨其所僻、又從而追責幽魂、噫寧之幽魂寂然、此乎地下乎、抑亦道爾竊笑我之被欺乎、亦世之以才能伎藝、夸毗于人、過蒙拔擢顯揚者、惡知不出寧一同口乎、○寬永十九年七月十七日、日本人三人ありて、南蠻人六人を擁護し、甌島の海岸に匿居者あり、甌島人之を捕へ訊問するに、金一貫七十匁・銀六百三十六匁を藏む、狀を以官に告て、遂に柳營に達し、異人九人を長崎に監送せり、

以上薩摩國